

2021年度 大学評価用

点検・評価報告書

園田学園女子大学

目 次

序章・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第1章 理念・目的・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第2章 内部質保証・・・・・・・・・・・・・・・・	9
第3章 教育研究組織・・・・・・・・・・・・・・・・	17
第4章 教育課程・学習成果・・・・・・・・・・	25
第5章 学生の受け入れ・・・・・・・・・・・・・	42
第6章 教員・教員組織・・・・・・・・・・・・・	49
第7章 学生支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
第8章 教育研究等環境・・・・・・・・・・・・・	71
第9章 社会連携・社会貢献・・・・・・・・・・	83
第10章 大学運営・財務・・・・・・・・・・・・・	91
第1節 大学運営・・・・・・・・・・・・・・・・	91
第2節 財務・・・・・・・・・・・・・・・・・・	100
終章・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	105

《序章》

本学は、2014年に大学基準協会による認証評価において適合の認定を受けた際、努力課題として三つの指摘を受けた。一つ目は教育内容・方法・成果について、人間健康学部総合健康学科及び人間教育学部児童教育学科において、1年間に履修登録できる単位数の上限が4年次の学生には設定されていないことである。二つ目は学生の受け入れについて、人間教育学部児童教育学科において、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率が低い一方、人間健康学部人間看護学科では収容定員に対する在籍学生数比率が高いことである。三つ目は、編入学定員に対する編入学生数比率が、人間教育学部において低いことである。

これらの努力課題を含む大学評価結果で明らかになった課題を、学長が最終的に決定をするに当たり意見を述べる運営会議で審議し、全学自己点検・評価委員会を中心に改めて確認し、課題解決に向けての取組を行ってきた。例えば、一つ目の単位数の上限の設定については、2014年当時はCAP制導入直後であったため4年次生には適用できなかったが、2013年4月以降の新入学生に対してCAP制を完全導入し、全学年に適用した。また、養成課程の学科では実験・実習科目が多く、卒業要件となるこれらの一部の科目が除外科目となっていることについても、関連科目を含めて配当年次の変更を行う等、学習時間確保のための取組を重ねた。このような改善に向けての取組を、2018年7月に「大学評価（認証評価）結果に対する改善報告書」として大学基準協会に提出した。大学基準協会からは「努力課題を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んできたことが確認できた。」との評価を受け、今後の改善経過について再度報告を求める事項はなしということであった。三つの努力課題については、「引き続き検討を重ね、より一層の改善に尽力し、貴大学が、その目的の実現のために、不断の改善・改革に取り組むことを期待したい。」との提言を受けた。

第3期の認証評価では、これまで以上に内部質保証を重視した評価が行われることになり、本学においても2017年に運営会議を内部質保証に責任を負う組織と位置付け、自己点検・評価の客観性を高めるための外部評価の導入や、教育の質を保証するためのIR（教学）の確立、教育改革を支援する職員の資質を高めるSDの推進等に取り組んできた。また、本学の最重要課題である収容定員の充足についても、大学の認知度向上のためのブランディング事業の実施や、人間教育学部児童教育学科を中心に「学科価値向上の取り組み」を行っている。

2015年に策定された「経営改善計画（平成27年～29年）」及び2018年度からの「5～10年先を見据えた経営の創造的戦略の推進」において、建学の精神「捨我精進」の具現化をミッションに掲げ、建学の精神に基づいた教育理念、大学の使命、めざすべき人材像について見直しを行い、教育の質の向上をめざし、三つの方針の再設定にも取り組んできた。そして、2019年には中・長期計画「SONODA VISION 2030」を策定し、全学的な体制で推進していくことにしている。

この度の自己点検・評価を通して明らかになった課題については、運営会議を中心に改善に努め、「SONODA VISION 2030」の実効性を高めるために、本学における内部質保証システムをより一層機能させていく所存である。

《第1章 理念・目的》

【理念・目的一点検・評価項目①】

大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

＜評価の視点その1＞ 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容 ＜評価の視点その2＞ 大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

（1）現状説明

本学の前身は、園田村（現兵庫県尼崎市北東部）の村長・園田教育振興会理事長であった中村龍太郎をはじめ地域の有力者等の「地域の女子教育の振興を図りたい」という強い思いにより1938年に設立された園田高等女学校であり、その折に掲げられた建学の精神が「捨我精進」である。「捨我」とは、人を愛し自分の為すべきことに全力をつくすことであり、「精進」とは、幸福な世の中をつくるため勇気を持って挑戦することである。現代に置き換えると、相手の身になって考え、誠実に行動し、仲間と協力して幸せな社会をつくるために努力することと解釈できる。現在も大学の建学の精神として引き継がれている（根拠資料1-1）。

大学の理念については2015年度に再検証を行い、次のとおり定めた（根拠資料1-2）。

大学の理念

教 育：経験値教育により、他者と支えあう人間を育成する。
 研 究：健康・教育・生活に関わる基礎的研究を力に、社会が求める独自の応用的・実践的な研究に努める。
 社会貢献：地域と共に歩みつつ発展する大学として、人と人の「つながり」を大切に
 した社会貢献を行う。

大学の理念に掲げている「経験値教育」とは、自己の経験を客観化することにより、その蓄積を成長の糧とする本学独自の教育コンセプトである（根拠資料1-3）。2002年度に「経験値教育」を本学の教育コンセプトとして掲げてから20年近く経つが、この間、コンセプトの具体化（2004年度～2005年度）、経験値教育の構造化（2006年度～2010年度）、カリキュラム・社会との関連付け（2011年度～2012年度）、学習サイクルの整備（2013年度～2014年度）に取り組んだ。さらに2013年度に文部科学省「地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）」（以下、「大学COC事業」と記す。）に採択されたことを機に、経験値教育の地域志向性を強くし、大学所在地である尼崎市を中心に活動を深め、「＜地域＞と＜大学＞をつなぐ経験値教育プログラム」を実践する授業として、「大学の社会貢献」（1

年次必修科目)と「つながりプロジェクト」(2年次必修科目)を開講した。この経験値教育で修得できる力が「経験値」であり、「経験値」は「知識」と「知恵」、そして「知識を知恵に変える力」の3つで構成される値である。この3つの力は、中央教育審議会の高大接続改革答申にある学力の3要素(①知識・技能、②思考力・判断力・表現力、③主体性・多様性・協働性)にも対応している。また、学生が「経験値」を高めたことが実感できるように学習成果を可視化するための評価システムを構築し、2015年度から導入した。この評価システムでは、次のとおり「経験値」を5つの指標で評価している。

「経験値」の5つの指標

気づく力…ホスピタリティ、状況把握(客観力)、好奇心
 考える力…自分で考える力、計画する力、課題を設定する力
 コミュニケーション力…聴く力、伝える力、感情コントロール力
 協働する力…責任力、ストレスコントロール力、柔軟に対応する力、共感力
 主体性…行動する力、自分で決定する力、意欲を持って取り組む力

大学の教育目的については、「園田学園女子大学学則」(以下、「学則」と記す。)第1条に「本学は、教育基本法及び学校教育法の定めに基づき、幅広い教養を身に付け、高度な専門的学芸をおさめて、豊かな人間性と創造性を発揮し、進んで社会に貢献する女性を育成することを目的とする。」と規定している(根拠資料 1-4 p.2)。

第1条の教育目的を踏まえ、各学部の教育理念及び人材育成上の目的は「学則」第2条第2項に、各学科の教育理念及び人材育成上の目的は第3条第2項に、次のとおり定めている。

学則第2条第2項

学 部	教育理念及び人材育成上の目的
人間健康学部	個として存在する人間への科学的アプローチと社会を形成する集団として存在する人間への文化的・社会的アプローチを通じて、人間の幸せの根源である健康の追求
人間教育学部	総合的な人間理解のもと、人間形成の基盤となる教育を総合的かつ実践的に追求し、人びとの生活の質を高め、豊かな社会の形成に貢献できる女性の育成

学則第3条第2項

学 部	学 科	教育理念及び人材育成上の目的
人間健康学部	総合健康学科	健康づくりの専門職として高度な知識と技能を身につけ、健康で豊かなウェルネスライフの実現に貢献できる人材の育成
	人間看護学科	生命の尊厳と人権の尊重を基調とした倫理観を培い、看護専門職として高度な知識と技術を追求め、地域や国際社会の人の健康と自己実現に向けたヒューマンケアの実現に貢献できる人材の育成
	食物栄養学科	人間の健康を食物、栄養の面から追求し、自ら実践し、専門的な知識、指導技術、管理能力を身につけ、地域社会に貢献できる人材の育成
人間教育学部	児童教育学科	保育・教育の専門的知識および技能を身につけ、現代社会が抱える多様な子どもの問題に対処できる人材の育成

このように、例えば、人間健康学部は「健康」を理念の中心に据え、人間への科学的、文化的及び社会的アプローチを通じて人間の幸せの根源である健康を追求する学部であり、当該学部を構成する3つの学科（総合健康学科、人間看護学科、食物栄養学科）は、学部の理念を具体的に実践する学科である。総合健康学科は「ウェルネスライフの実現」、人間看護学科は「ヒューマンケアの実現」、食物栄養学科は「食物・栄養面からの健康追求」を目的とし、高度な専門的知識の修得と社会貢献ができる女性の育成をめざしている。

人間健康学部及び3学科の教育理念及び人材育成上の目的は、人間の健康を多面的に追求し、実践し、さらにそれを他者に分かち与えていくことのできる人材の育成ともいえる。また、人間教育学部及び児童教育学科も、社会と時代の要請に応え得る教員・保育者の育成を目的としており、これらは大学の理念「他者と支えあう人間の育成」、「人と人のつながりを大切にしたい社会貢献」及び「健康・教育・生活の基礎的研究と応用的・実践的研究」と関連性がある。

以上のとおり、本学は、大学の理念・目的を適切に設定し、また、それを踏まえ、学部・学科ごとの教育理念及び人材育成上の目的を明確かつ適切に設定しており、大学の理念・目的と関連していると判断できる。

【理念・目的一点検・評価項目②】

大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

＜評価の視点その1＞

学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに

設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

＜評価の視点その2＞

教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

（1）現状説明

大学の理念については、ホームページや大学案内（根拠資料 1-5 p.95）、学生全員に配布する学生ハンドブック等に掲載し、学内外に広く公表している。また、各学部及び各学科の教育理念及び人材育成上の目的については、「学則」第2条第2項及び第3条第2項で明示しており、ホームページ等で公表している。

学生に対しては、建学の精神、大学の理念、教育目標、経験値教育に照らして褒めるにふさわしい活動や大学の名誉を高める等、特に優れた活動を行った学生を顕彰することにより、更なる人間的成長を促すとともに本学への帰属意識を高めることを目的とし、毎年2月に学長賞を授与している。2019年度は、個人87人、7団体に対して授与を行った（根拠資料 1-6）。

教職員に対しては、全学教職員研修会等を通して、建学の精神、大学の理念等を周知しており、理解を深める機会としている。特に、新任教職員に対しては、初任者研修時に学長講話を通して説明を行っている。また、学内イントラネットを活用し、「園田学園女子大学例規集」をトップ画面にリンクさせ、常時閲覧可能としている。この例規集は、学校法人園田学園の全規程・規則等をデジタル化したものであり、学則も常時閲覧できる。

大学の教育理念に掲げている本学の教育コンセプト「経験値教育」については、学生に紹介する冊子を作成し（根拠資料 1-7）、「初年次演習」（1年次必修科目）で配布し、説明を行っている。また、「大学の社会貢献」（1年次必修科目）では、「建学の精神と教育理念」（第1回）、「大学の歩みと地域」（第2回）の2回を大学の理念・目的を理解する内容として設定している。社会に対しては、ホームページや『経験値教育と地域創生』（SONODA BOOKLET）において公表している（根拠資料 1-8）。

学生の経験値教育の理解度や、経験値の5つの力（気づく力、考える力、コミュニケーション力、協働する力、主体性）が身に付いたかどうかについては、2019年度から卒業年次生アンケートにおいて調査・分析を行っている。2020年3月の卒業生に対するアンケート結果（各学科とも回答率95%以上）では、卒業生全体に対する割合で、「経験値教育について理解できたか」の問いに対し、「とてもそう思う」5%、「そう思う」50%、「あまり思わない」34%、「まったく思わない」7%、無回答4%という結果であった。また、「経験値教育で得た力は、卒業後の社会生活において役立つと思うか」の問いに対し、「とてもそう思う」18%、「そう思う」64%、「あまり思わない」14%、「まったく思わない」1%、無回答3%という結果であった。理解度については、「とてもそう思う」と「そう思う」を合わせて55%であり、学生への明示や周知方法を工夫することが必要だと認識している（根拠資料 1-9）。

さらに、機会があるごとに卒業生にヒアリングを行い、経験値教育の成果を確認するこ

とにしている。例えば、2017年度卒業生の一人は、「地域活動の経験を通じて、それぞれの保護者や子どもたちが暮らしたり遊んだりする地域の環境はどうか、課題は何かを意識するようになりました。イベントでは年上の方とお話する機会が多く、自然と地域のことを考えるようになったと思います。仕事柄、狭い人間関係の中にいることが多いので、仕事以外での人との関わりや経験があったおかげで、考えが凝り固まったり、働くことに悲観的になることは少ないと感じています。これまで出会った人たちは皆、何かしらチャレンジしている人が多かったので、私もそういう姿勢で仕事に向かいたいと思います。」と述べている（根拠資料 1-10 p.11）。

以上のことから、大学の理念・目的及び学部・学科の目的を学則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表していると判断できる。

【理念・目的一点検・評価項目③】

大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

＜評価の視点その1＞

将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定
・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

（1）現状説明

2015年5月に学校法人園田学園理事長により「経営改善計画（平成27年～29年）」が策定され、学園の経営基盤の安定化を図るため、建学の精神「捨我精進」の具現化、教育の質の向上、施設・設備の充実、経営管理要素の適正化の4つの重点施策の推進が示された。これを踏まえ大学においては、この4つの重点施策について、アクションプランを策定し取組を行った（根拠資料 1-11）。

また、「経営改善計画（平成27年～29年）」の最終年にあたる2017年9月には、3年間の改善状況を総括し、その結果を踏まえ、理事長から2018年度からの「5～10年先を見据えた経営の創造的戦略の推進」（根拠資料 1-12）が示され、学園として今後の中・長期基本計画を推進していく際の基本的命題と重点課題が示された。基本的命題は、設置校6校（大学、短期大学部、高等学校、中学校、幼稚園2園）の「6本足経営」による総合力の発揮であり、「捨我精進」を教育の原点とし、信頼感のある地域と共に歩む教育の場として「人間」「実学」「地域」「スポーツ」をキーワードに、それに見合った各設置校のブランドを確立し、創造的に教育、事業を推進することと、設置校の有機的連携により教育効果、経営効率を高めることである。

これを踏まえ、学長は次のとおり、大学のミッション及びこれまでの認証評価結果を踏まえて3つのビジョンを定めた。

ミッション

- ・建学の精神「捨我精進」を具現化し、本学の強み(良さ)を検討したうえ、全学的なブランドを確立し、社会に必要とされる大学を目指す。
- ・教育理念「経験値教育により、他者と支えあう人間を育成する」により、社会的、精神的、そして経済的に自立し、自己肯定感の高い女性を育成する。

キーワードは、「女性」「実学」「地域」「スポーツ」

ビジョン

- ① 実学教育の推進と教育内容の見直しの PDCA サイクルを確実に機能させる。
「経験値教育」の体系化を図る。
- ② 有効な戦略的取り組みとして、改組改編を含み、新教育分野を開拓する。
10 年先、20 年先の未来社会に必要とされ、学生の未来のための教育分野として、学術的な背景のもとで自立した女性を育成する新学部学科を検討する。
- ③ 〈研究・社会連携〉
教育・研究の成果を基礎に地域の拠点としての地位を確立する。
 - A 教員の専門性に合致した研究、地域課題の解決にむけた基礎研究、実践研究を推進し、研究成果を地域に還元する。
 - B 地域と共に歩み、地域に開かれた高等教育機関として、社会（地域社会、教育機関、行政、産業界等）と連携した有用な取り組みを推進する。

ビジョン②の自立した女性を育成する新学部学科については、2018 年度から新学部開設準備室を設置し、大学、法人、評議員会及び理事会で検討を行ってきた。現在、少子高齢化社会にあって女性の社会進出が望まれており、ビジネスの領域で主体的な役割を担う女性が求められている。さらに高度情報化社会にあってビッグデータが利用可能となり、このビッグデータを適切に処理し、必要な情報を引き出す能力を持った人材が求められていること、加えてグローバル化の進展によって、国際的な事情に明るい人材が求められている。このような社会状況のもと、将来を見据えて本学から社会に有用な女性を輩出するため、2021 年4月開設をめざし、経営学部ビジネス学科の設置認可申請を行うことにした。

2019 年度には、本学の基本的事項について審議し、学長が最終的に決定をするに当たり、意見を述べる運営会議（根拠資料 1-13）において、2021 年度から 2030 年度の中・長期計画「SONODA VISION 2030」を策定した（根拠資料 1-14）。中・長期ビジョンは、第1期：2021 年度～2024 年度、第2期：2025 年度～2027 年度、第3期：2028 年度～2030 年度の3期に分け、教育、学生支援、研究支援、社会連携、管理運営体制の5項目について、それぞれ基本方針と第1期の行動目標を策定した。策定にあたっては、認証評価の結果を踏まえ、内部質保証システムの PDCA サイクルを機能させ、教育内容及び教育力の向上を図ることや、全学の収容定員充足率を 100%とし、財政基盤を安定、強化することを明記している。行動目標に対するアクションプランについては、2020 年度中に策定することになっている。

この大学の中・長期計画は、理事会、評議員会で役員及び評議員に、全学教職員研修会で教職員に説明し周知と全学的な協力体制で進めていくことを確認した。

以上のことから、大学の理念・目的、各学部・学科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期計画その他の諸施策を設定していると判断できる。

（２）長所・特色

教育理念に掲げている「経験値教育」については、2013年度に大学COC事業で採択されたプログラム名に冠しており、学部横断型のプログラムとして教育課程を構築した。また、大学の理念・目的を理解する内容を含む「大学の社会貢献」については、これまで選択科目であったが、2019年度から1年次の必修科目として設定し定着を図った。今後は4年間の教育課程全体における経験値教育プログラムの設定に取り組むことにしている。

（３）問題点

「経験値教育」については、「5～10年先を見据えた経営の創造的戦略の推進」において、「経験値教育」の体系化を図るというビジョンのもと取り組んできたが、現状説明で述べたとおり、卒業年次生に対するアンケート結果では、理解度は高いとは言えない。また、教職員においても共通した解釈ができていない状況であるため、今後は言葉だけでなく、学生が経験値教育を受けてよかったと思えるもの、卒業時の満足度につながるものを確立する必要がある。2020年度から、経験値の5つの力（気づく力、考える力、コミュニケーション力、協働する力、主体性）と「卒業認定・学位授与の方針」との関係性の検証から始めることにしている。

（４）全体のまとめ

本学では、建学の精神、理念・目的を適切に設定し、それを踏まえた学部ごとの教育理念及び人材育成上の目的についても適切に設定している。学生・教職員には、理念・目的等を周知する機会を設けており、社会に対しても広く公表している。

経験値教育については、大学COC事業で定着を図ったが、内容については共通した解釈ができておらず、卒業時の満足度につながるものを確立する必要がある、今後も実質化に向けて取り組んでいく。

また、大学の理念・目的を実現するために、学園の中期基本計画を踏まえ、大学としてのミッション・ビジョンを設定し取り組んでいる。2019年度には2021年度から2030年度の中・長期計画「SONODA VISION 2030」を策定し、全学的な協力体制で進めていくことにしている。

以上のことから、本学の理念・目的については、大学基準に照らして概ね適切であると考えられる。

《第2章 内部質保証》

【内部質保証一点検・評価項目①】

内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

＜評価の視点その1＞

下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

（1）現状説明

本学では、「学則」第1条の2において、「本学は、その教育研究の水準の向上を図り、前条に掲げる教育目的及び社会的使命を達成するため、本学の教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。」と規定している（根拠資料 1-4 p.2）。また、2017年3月に内部質保証システムを整理するために、「園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部の内部質保証に関する規程」（以下、「内部質保証に関する規程」と記す。）を制定し（根拠資料 2-1）、「園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部の内部質保証に関する方針」（以下、「内部質保証に関する方針」と記す。）を次のとおり定めた。

内部質保証に関する方針

園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部が掲げる目的の達成および理念の実現のため、本学の教育研究活動・管理運営等に関する継続的な自己点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努め、本学の教育研究活動の質的向上と管理運営の効率化を図る。また、関連する情報等を社会に対して積極的に公表していく。

「内部質保証に関する方針」を含む各種方針は、ホームページの「各種方針」（根拠資料 2-2 【ウェブ】）や、学内イントラネットの「園田学園女子大学例規集」第1編基本第3章「大学運営に係る各種方針」において教職員に周知し、共有している。

内部質保証に責任を負う組織については、「内部質保証に関する規程」第3条において、既存の運営会議を位置付けることとしており、その権限と役割については、「内部質保証組織は、全学委員会に提出された自己点検・評価結果および外部評価委員会の検証結果について審議し、課題等について必要な事項を決定し、改革・改善に努める。」と明記している。

点検・評価については、全学自己点検・評価委員会がその役割を担っており、点検・評価の実施に関する事項とその結果の公表に関する事項を所管している。

この点検・評価に基づく改革・改善については、運営会議がその役割を担っている。な

お、大学全体の内部質保証についての事務は企画運営部が担当し、関係部署との調整や、実質的な支援を行っている。

学部・学科その他の組織での取組は、学部長・学科長・所属長が主体となり、各組織レベルで定める目標の適切な実現のため、企画・設計、運用、検証及び改善を行っている。

教育の企画・設計、運用、検証及び改善については、教学支援部が所管している教務委員会・共通教育委員会・教職課程委員会と、その上位にあるカリキュラム委員会で推進していくことにしている。ただし、多くの学科が養成課程であり専門性が高いため、学科の取組については、学科が主体となって進めている。また、教育活動の有効性の検証及び検証結果を踏まえた改善・向上については、FD委員会と連携し、取り組むことにしている。

教職員レベルでは、各学期に実施している授業評価アンケートの結果を、教員個人の授業改善に活用することになっている。また、自己点検・評価では人事考課制度により、所属組織の事業計画に基づく業務遂行等について、自己評価を行っている（根拠資料 2-3）。

以上のように、内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示していると判断できる。

【内部質保証一点検・評価項目②】

内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

＜評価の視点その1＞

全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

＜評価の視点その2＞

全学内部質保証推進組織のメンバー構成

（1）現状説明

本学の全学的な内部質保証の推進については、第2期認証評価時は全学自己点検・評価委員会がその役割を担っていたが、「大学全体としての自己点検・評価の結果を改善策につなげるためのPDCAサイクル等の各機能の責任主体をより明確にして、大学全体で検証とそれを改善につなげるプロセスの整合性を担保し整備することが望まれる。」との指摘を受けていた。また、内部質保証は自己点検・評価よりも広義であることから、2017年に運営会議を全学内部質保証推進組織として位置付けることにした（根拠資料 2-4）。運営会議は、自己点検・評価結果及び外部評価委員による検証結果に基づき改革・改善を行う役割を担っており、関係部署に対して改善指示を行っている。構成員は、学長、人間健康学部長、人間教育学部長、短期大学部長、企画運営部長、教学支援部長、学生支援部長、入試広報部長、事務管理部長の9人である。

また、内部質保証体制の中で点検・評価を担う全学自己点検・評価委員会は、自己点検・評価の実施と公表に関する事項を所管し、人間健康学部長、人間教育学部長、短期大学部長、法人本部事務局長、事務管理部長、企画運営部長、教学支援部長、学生支援部長、入試広報部長とその他学長が指名する者で構成している。また、下部組織として、全学自己点検・評価委員会の方針のもと、年度ごとに各部署の自己点検・評価を行う部署別自己点検・評価委員会と、部署別自己点検・評価委員会の結果を踏まえ、大学基準に従い自己点

検・評価を行う領域別作業部会を設置している。その結果は、全学自己点検・評価委員会
で取りまとめ、運営会議はその報告に基づいて改善指示を出し、改善の進捗状況等の報告
を受けている。

COVID-19 の感染拡大に迅速に対処するため、「園田学園女子大学・園田学園女子大学
短期大学部危機管理規程」第13条により、学長を本部長とする感染症危機対策本部を2020
年3月6日付で設置した（根拠資料2-5）。構成員は、運営会議の構成員と医師である保健
指導室長からなる。さらに、2020年4月、教務課長、学生課長、企画運営部課長を構成員
に加え、感染拡大防止に係るあらゆる課題に迅速に対応できる体制とした。

以上のように、運営会議に内部質保証に責任を負う組織としての役割を持たせることで、
学長のリーダーシップのもと、速やかに実行に移すことができる体制となっており、内部
質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備していると判断できる。

【内部質保証一点検・評価項目③】

方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

<評価の視点その1> 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学と しての基本的な考え方の設定 <評価の視点その2> 方針及び手続に従った内部質保証活動の実施 <評価の視点その3> 全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイク ルを機能させる取り組み <評価の視点その4> 学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施 <評価の視点その5> 学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施 <評価の視点その6> 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な 対応 <評価の視点その7> 点検・評価における客観性、妥当性の確保

(1) 現状説明

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）（以下、「DP」と記す。）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）（以下、「CP」と記す。）及び学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）（以下、「AP」と記す。）策定に係る本学の基本的な考え方は、建学の精神及び大学の理念に基づき定めている。2015年度に、理事長から示された「経営改善計画（平成27年～29年）」の一つが、建学の精神の具現化であり、「捨我精進」を学園全体の精神的基盤として確立し、教育の原点とすることであった（根拠資料 1-11）。これを踏まえて、大学では理念の見直しを行い、建学の精神に基づいた教育理念を「経験値教育により、他者と支えあう人間を育成する。」に改め、大学の使命と、めざすべき人材像についても見直しを行った。次に、これを踏まえて、三つの方針の見直しを行った。大学全体のDPについては企画運営部、CPについては教学支援部、APについては入試広報部が原案を作成し、数回にわたり運営会議で協議を行った。それを運営会議の諮問機関である評議会に諮問し、最終的に運営会議で審議を行い、全体の三つの方針を決定した。その後、学部・学科の方針についても、学部・学科の教育理念及び人材育成上の目的に照らし、学部・学科で原案を作成し、運営会議で協議を重ね、評議会に諮問し、運営会議で最終決定を行うという流れで策定をしている。例えば、2019年度の人間教育学部のDPは「総合的な人間理解のもと、人間形成の基盤となる教育を総合的かつ実践的に追求し、人びとの生活の質を高め、豊かな社会の形成に貢献できる女性を育成すること」という人間教育学部の教育理念及び人材育成上の目的に照らし定めている（根拠資料 2-6 【ウェブ】）。

本学における内部質保証活動は「内部質保証に関する方針」に基づき、運営会議を中心に、次のように推進している。点検・評価については、全学自己点検・評価委員会の方針のもと、部署別自己点検・評価委員会で部署ごとの自己点検・評価を実施し、部署別自己点検・評価委員会の結果を踏まえ、領域別作業部会において大学基準に従い自己点検・評価を実施する。自己点検・評価結果に加え、客観性を担保するための外部評価委員による評価を受ける。自己点検・評価及び外部検証結果を踏まえ、運営会議において必要な事項を決定し、関係部署に改善指示を出し、改善の進捗状況等の報告を受ける。各部署への実質的な支援については企画運営部が担当する。

教育のPDCAサイクルを機能させる取組としては、企画運営部が行っているFD・SD研修会がある。2018年1月には学部長、学科長、教務委員、共通教育委員、各学科の教員、教務課職員を対象とした外部講師によるカリキュラム評価ワークショップを開催した。この研修では、カリキュラム評価の意義や基本的視点等を学び、学科のカリキュラム・アセスメントの確認やカリキュラムループリック作成の練習を行った（根拠資料 2-7）。この研修内容を踏まえて、学部・学科の三つの方針の見直しを行った。

このように、組織レベルのPDCAサイクルを機能させるために、実質的な支援を行う企画運営部がその時々課題に応じた研修会を企画することで、本質を理解した上で課題に取り組めるように支援している。

学部・学科その他の部署の点検・評価は、全学自己点検・評価委員会が毎年実施する自己点検・評価の中で行っている。自己点検・評価は、大学基準に沿った点検・評価と、事業計画書に基づく点検評価からなる。事業計画書に基づく点検評価は、各部署から提出された事業計画書にあげた「取組課題」から目標を設定している。例えば、食物栄養学科は

「地域栄養学Ⅱ・Ⅲ」の内容をブラッシュアップし、キャリア実践と結び付けて経験値教育の充実を図ることを事業計画書の取組課題に挙げている（根拠資料 2-8）。その課題について、卒業後の進路選択の参考となるよう様々な分野の実践的授業を「地域栄養学Ⅱ」において経験させることを目標の一つにして取り組んだ（根拠資料 2-9 p.137）。目標設定した項目については、達成できなければ次年度も継続して目標設定し、取り組むことにしている。

認証評価機関及び文部科学省の設置計画履行状況等調査による指摘事項については、特にない。

2017年度から、自己点検・評価の客観性を高める取組として外部評価を開始した。2017年度は大学基準協会の基準のうち「社会連携・社会貢献」を、2019年度は「教育課程と学習成果」「学生の受け入れ」の2基準について外部評価委員による外部評価を実施した（根拠資料 2-10）。この評価結果も含め運営会議では、改善指示内容の検討に入った（根拠資料 2-11、2-12）。

また、改善指示事項にはしなかったが、外部評価委員から学部・学科のDPの表現が異なるとの指摘を受けていた。これについては、2019年12月に学部長、学科長、教務委員、共通教育委員、教学支援部、入試広報部を対象として「ディプロマ・ポリシーのブラッシュアップワークショップ」を開催し（根拠資料 2-13）、他学科のDPを見て、お互いに意見交換や相互評価を行い、その後、学科でDPの見直しを行い、表現についても、卒業生が「何ができるようになるのか」という観点から、「～できる」という記述に統一した。

感染症危機対策本部では、2020年3月から12月末までに感染症危機対策本部会議を40回開催し、卒業証書授与式・入学宣誓式の開催の判断、感染予防対策、遠隔授業の方法、学生の経済的支援等について検討してきた。例えば、6月には政府のCOVID-19対策に対して、その要請に適切且つ柔軟に対応するため、本学の判断基準となる「教育（授業）」「学生の入構」「課外活動」「教員・研究活動」「事務職員」「会議」「学外者（含受験生）」「学外活動・フィールドワーク」「イベント等」の9項目からなる感染拡大防止のための活動指針（根拠資料2-14【ウェブ】）と感染症予防ガイドラインVer.1を決定した。以降はこの活動指針を基本に対応している。10月には、感染拡大が懸念される冬場を前に、感染症予防ガイドラインを見直し（根拠資料2-15【ウェブ】）、出校可否についてのフローチャートも作成した（根拠資料2-16）。感染症危機対策本部会議において決定した事項は、感染症危機対策本部の構成員に学科長と附置附属機関の長を加えた危機管理委員会の構成員に周知している。その他、教職員には学内イントラネット、学生にはポータルサイトやLMS（学習管理システム）であるmanaba（以下、「manaba」と記す。）掲示板で迅速に伝えている。

国際交流センターでは、2020年度春季SCCセミナー（根拠 2-17【ウェブ】）の中止と代替措置について、国際交流センター委員会での審議を踏まえ（根拠資料 2-18）、国際交流センター所長が感染症危機対策本部会議において説明を行った。感染症危機対策本部会議では、代替措置である国内での語学研修についての感染予防対策の適切性について検討を行った（根拠資料 2-19）。

以上のように、内部質保証のシステムは整備できており、有効に機能するように努めているところである。

【内部質保証一点検・評価項目④】

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

＜評価の視点その１＞

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

＜評価の視点その２＞

公表する情報の正確性、信頼性

＜評価の視点その３＞

公表する情報の適切な更新

（１）現状説明

本学では、ホームページの「情報公開」において、学校教育法施行規則 172 条の 2 に規定される教育研究活動や私立学校法第 63 条の 2 に規定される財務情報等について公開している（根拠資料 2-20【ウェブ】）。また、認証評価についてもホームページの「認証評価結果」において、「園田学園女子大学自己点検・評価報告書」及び「園田学園女子大学に対する大学評価（認証評価）結果」を公表している（根拠資料 2-21【ウェブ】）。これらの情報は、それぞれ管理する部署が責任をもって作成したものを企画運営部が中心となり毎年更新を行い、常に最新の情報を公開している。2019 年 1 月には、ホームページのリニューアルを行い、「情報公開」ページを整備し、より情報に辿り着きやすくなった。また、日本私立学校振興・共済事業団が運営する大学ポートレートにも参加し、情報発信に努めている（根拠資料 2-22【ウェブ】）。

情報公開の適切性については、私立大学等経常費補助金の情報公開に係る調査、教育の質に係る客観的指標調査等を参考に、2019 年度から運営会議で検証を始めている（根拠資料 2-23、2-24）。

COVID-19関連の情報については、ホームページの「重要なお知らせ」にCOVID-19まとめサイトとして公開している（根拠2-25【ウェブ】）。また、感染者が発生した際には、ホームページに感染者情報を公開するとともに、文部科学省と兵庫県企画県民部管理局に報告を行っている。

以上のように、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていると判断できる。

【内部質保証一点検・評価項目⑤】

内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

＜評価の視点その1＞

全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価

＜評価の視点その2＞

点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用

＜評価の視点その3＞

点検・評価結果に基づく改善・向上

（1）現状説明

本学では、第2期認証評価以降、事業計画書に基づいた自己点検・評価活動を行い、中・長期計画の実効性を高めるための取組をしてきた。具体的には、事業計画書にあげた取組課題から自己点検・評価の目標を設定し、取り組んできた。2017年3月に内部質保証システムを整理するために、「内部質保証に関する規程」と「内部質保証に関する方針」を定めたが、運用を始めたのは、2018年11月からである。

全学的な内部質保証システムの適切性は、外部評価委員会の点検・評価結果を踏まえ、運営会議において検証することになっているが、2017年度、2019年度に実施した外部評価委員会では、取組内容の評価に留まっており、内部質保証システムの妥当性についての評価には至っていない。したがって、内部質保証システムについて集中的に議論するために、2020年度から内部質保証に関する案件については定例の運営会議と分けて検討することにした（根拠資料 2-26）。

教育及び学生支援に関する諸データの統合的分析と教育活動の充実発展に寄与することを目的として2015年にIR委員会を設置し（根拠資料 2-27）、2018年度には企画運営部の直下にIR室を設置した。IR室は教員が兼務しており、専属の教職員は配置していない。IR室では、2018年度から経験値アセスメントとPROGスコアの相関関係（根拠資料 2-28）や、学生の大学満足度及び勉強時間の規定要因に関する分析（根拠資料 2-29）等を行い、検証資料としての活用を始めたところである。詳細は第4章に記載している。

以上のように、内部質保証システムは構築できているが、その適切性の検証は、まだ取組を開始したばかりであり、内部質保証サイクルそのものの適切性についての定期的な点検・評価及び改善・向上の取組は、まだ途上の段階にある。

（2）長所・特色

なし。

(3) 問題点

自己点検・評価の客観性を高める取組として 2018 年度から部分的にはあるが外部評価を開始しているが、取組内容の評価に留まっている。今後は取組内容の評価だけでなく、内部質保証システムの妥当性についても評価を行うことが必要である。

中・長期計画「SONODA VISION 2030」の実効性を高めるためには、内部質保証システムを機能させることが重要である。自己点検・評価は、大学基準に沿った点検・評価と、事業計画書に基づく点検・評価からなっているが、今後は事業計画書に基づく点検・評価を充実させ、内部質保証の PDCA サイクルを向上させていく。また、学内に内部質保証システムを周知するために、学部・学科その他の組織への説明や支援等を十分に行っていく。

(4) 全体のまとめ

本学の内部質保証は、「内部質保証に関する方針」に基づいて、運営会議を中心に推進している。毎年、全学自己点検・評価委員会による自己点検・評価活動を行い、運営会議は、自己点検・評価結果及び外部評価委員会の検証結果について審議し、関係部署に改善指示を出し、改善の進捗状況等の報告を受けている。

内部質保証システムの適切性の検証は、外部評価委員会において取組内容の評価に留まっている。今後は、内部質保証システムの妥当性についても評価を行うとともに点検・評価を充実させ、内部質保証の PDCA サイクルの有効性を向上させていく。

《第3章 教育研究組織》

【教育研究組織一点検・評価項目①】

大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

＜評価の視点その1＞ 大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性 ＜評価の視点その2＞ 大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性 ＜評価の視点その3＞ 教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮
--

（1）現状説明

本学は、建学の精神「捨我精進」を踏まえた大学の理念のもと、教育目的、大学の使命及びめざすべき人材像（理想像）を定め（根拠資料 1-1、1-2）、これらを実現するために設置した各学部・学科の教育理念及び人材育成上の目的は「学則」に明記している（根拠資料 1-4 pp.2～3）。また、各学部・学科と有機的に連携して教育目的を果たすために設置した附置研究所及び附属機関についても「学則」で設置を明記し（根拠資料 1-4 p.13）、それぞれの組織の設置目的、管理及び運営に関しては別に規定している。

本学の学部・学科構成、附置研究所及び附属機関は、次のとおりである（大学基礎データ表1）。

学部・学科構成

2019年5月1日現在

学 部	学 科	設置年月	入学定員	編入学定員	収容定員
人間健康学部	総合健康学科	2002年4月	95人	3年次3人	386人
	人間看護学科	2006年4月	80人	-	320人
	食物栄養学科	2002年4月	80人	-	320人
人間教育学部	児童教育学科	2008年4月	95人	3年次2人	384人

附置研究所及び附属機関

2019年5月1日現在

附置研究所	近松研究所	1989年設置（創設）
附属機関	図書館	1985年設置（移転・改築）
	情報教育センター	1985年設置（創設）
	国際交流センター	2015年設置（組織改編）
	スポーツ振興センター	2011年設置（組織改編）
	社会連携推進センター	2018年設置（組織改編）

本学の理念と「学則」第1条に規定した教育目的は次のとおりである。

大学の理念

教 育：経験値教育により、他者と支えあう人間を育成する。
研 究：健康・教育・生活に関わる基礎的研究を力に、社会が求める独自の応用的・実践的な研究に努める。
社会貢献：地域と共に歩みつつ発展する大学として、人と人の「つながり」を大切に した社会貢献を行う。

教育目的

本学は、教育基本法及び学校教育法の定めに基づき、幅広い教養を身に付け、高度な専門的学芸をおさめて、豊かな人間性と創造性を発揮し、進んで社会に貢献する女性を育成することを目的とする。
--

大学の理念・教育目的を踏まえた本学の学部・学科及び附置研究所及び附属機関の構成は次のとおりである。

① 学部・学科

ア 人間健康学部

人間健康学部は、健康を理念の中心に据えることにより、個として存在する人間への科学的アプローチと社会を形成する集団として存在する人間への文化的・社会的アプローチを通じて、人間の幸せの根源である健康の追求を考える学部である。また、高度情報化、少子高齢社会の到来により、社会の構造的な変化と国民の生活や価値観に大きな変化をもたらしている中、生活習慣病、幼児虐待、いじめ、引きこもり等子どもから大人に至るまで現代社会が引き起こしている現象や諸問題は複雑多岐にわたる。人々の「健康」に対する関心と課題解決を求める社会的要請に対応できる人材育成をめざした教育研究活動を行うことを目的として開設したのが人間健康学部であり、教育と研究の成果を社会に還元し、ウェルネス社会の実現に向けて先導的役割を果たしている。

人間健康学部は、総合健康学科、人間看護学科、食物栄養学科の3学科を設置している。各学科は、人間健康学部の教育理念・目的を受けて、それぞれ教育理念及び人材育成上の目的を定め、「学則」に明記している（根拠資料 1-4 p.3）。

人間健康学部において本学の理念・教育目的を具現化する特徴的な取組として、人間看護学科の「まちの保健室」、食物栄養学科の「そのだスポーツ栄養ナビゲーション」がある。

人間看護学科は、地域住民の健康相談や健康教育の役割を果たすべく、7号館に地域看護交流センターを設置し、「まちの保健室」機能を果たしている。「まちの保健室」は、地域医療に貢献する看護職を育成するために、兵庫県看護協会の協力を得て、毎週水曜日に子育て世代や高齢者等幅広い人々を対象に、学生自らが骨密度や体脂肪、動脈年齢等を測

定し健康状態をチェックしている。また、健康に関するミニ講話、健康相談等人々のこころと健康意識に寄り添った活動を行っている。こうした活動は地域住民との連携を図り、地域住民の健康の保持増進、健康意識の向上に寄与し、さらに、地域の看護専門職者との連携により、地域活性化の役割を果たし、本学の理念・教育目的を具現化している取組である（根拠資料 3-1）。

食物栄養学科は3号館に「そのだスポーツ栄養ナビステーション」を2017年に設置し、栄養相談活動、栄養クリニック、食育活動、地域からの課題への対応等地域健康推進活動を展開している。「そのだスポーツ栄養ナビステーション」は、科学的理論に基づいて、種目の特性やトレーニングの時期に対応した食事指導、スポーツ障害の予防やパフォーマンスの向上を目的とした栄養状態の客観的な評価と栄養指導を学び、スポーツ栄養の実践力を身に付けることを目的とし、開設した。これらの活動は、食物栄養学科の授業の中で学生の教育活動の一環として展開し、さらにその成果を社会に還元する等、本学の理念・教育目的を具現化している取組である（根拠資料 3-2【ウェブ】）。

イ 人間教育学部

人間教育学部は、少子高齢化や国際化等の社会環境の変化とともに、教育の果たす役割が益々重要になってくる中、総合的な人間理解のもと、豊かな人間性と洞察力を培い、人間の教育を生涯的にかつ幅広い角度からアプローチし、個々の人間の生涯にわたる健全な成長・発達・自己実現を支援し豊かな人間と社会の形成に貢献できる知識と実践力を備えた人材を育成する学部である。人間教育学部は、人間健康学部の1学科として設置していた幼児教育学科を改組し、保育士資格、幼稚園教諭免許に加え、小学校教諭免許の養成課程を新設し、2008年4月に人間教育学部児童教育学科として開設した学部である。開設当時、文部科学省及び厚生労働省が「幼稚園と保育所の一元化」「幼小連携」の施策を推進しており、保育士資格、幼稚園教諭免許に加えて小学校教諭免許を併せ持つことは今後の社会的要請に応えていくために不可避であると考え開設した学部であり、児童教育学科の1学科を設置している。

人間教育学部において本学の理念・教育目的を具現化する特徴的な取組として、「そのだ子育てステーションぴよぴよ」がある。2008年度、1号館に乳児保育室「ぴよぴよ」を開設したのが取組の始まりである。保育者をめざす学生は、乳児保育室で絵本やオモチャ等を用いた乳児の遊びの環境を学び、公開講座を通じて地域の親子と実際に触れ合う機会を得てきた。その後、2016年に文部科学省私立大学等改革総合支援事業の「特色を発揮し、地域の発展を重層的に支える大学づくり」の支援対象校に選定され、私立大学等教育活性化設備整備費補助金の交付を受け、2017年の春、室内大型遊具を備え、広さも乳児保育室の2倍以上となる「そのだ子育てステーションぴよぴよ」を3号館に開設した。子育て家庭への支援や学生の保育体験を通して、地域の中の大学としてその役割を担っている（根拠資料 3-3【ウェブ】）。

以上のとおり、大学の理念・目的と学部・学科構成とは適合性があり、社会的要請に配慮していると言える。

② 附置研究所及び附属機関

ア 近松研究所（附置研究所）

近松研究所は、本学の所在地である尼崎にゆかりの深い、浄瑠璃・歌舞伎の作者である近松門左衛門の名を冠した研究所である。本学の教育研究及び地域文化の向上に寄与するため、近松門左衛門及び近松に関する演劇の総合研究を推進するとともに、この分野における国内外の研究者に資料、情報等を提供すること並びにその研究成果を広く社会に提供することを目的とし、1989年に設置した（根拠資料 3-4）。

主な事業内容は、所蔵資料の公開、日本古典演劇・近世文献目録データベースの公開、近松研究所紀要の発行等である。

イ 図書館（附属機関）

図書館は、本学に必要な図書資料を収集、整理、管理し、本学の学生及び教職員の利用に供し、教育及び学術研究に資することを目的とし、1985年に設置した（根拠資料 3-5）。

図書館資料の収集・管理については、「園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部図書館資料収集・管理規程」を定め適正に行っている（根拠資料 3-6）。図書館資料の充実を図るための特徴的な取組は、「選書ツアー」である。選書ツアーとは、実際に書店に出向き図書館の蔵書にしたい資料を選ぶイベントであり、教職員が学生とともに選書を行っている。

図書館の利用については、「園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部図書館利用規程」を定めており（根拠資料 3-7）、地域住民の自己啓発のための利用に供し地域文化振興に寄与するために、本学の教育研究に支障のない範囲内で地域住民に開放し、閲覧、貸出、複写等のサービスを提供している（根拠資料 3-8）。

ウ 情報教育センター（附属機関）

情報教育センターは、情報教育に係る教育研究並びに電子計算機システムの運営及び管理を行うことを目的とし、1985年に開設した。教育研究面でのセンターの位置付けを明確にし、教育研究を推進するため、1994年に学則改正を行うタイミングに合わせて「情報教育センター規程」を制定した（根拠資料 3-9）。設置目的の中には「情報教育の実施」を明記し、同年に本学の附属機関とした。

情報教育センターは、長年にわたり開発してきたインターネット技術を駆使した遠隔学習システムを基盤に、2000年1月にインターネット大学の公開実験を実施したことを踏まえ、「学習者間の協調学習や学習者と教員間でコミュニケーションをとり、共に学ぶ感覚の創出」をコンセプトとして独自開発をした自己学習支援のための e-ラーニングシステム「そのだインターネットキャンパス」を開設している（根拠資料 3-10【ウェブ】）。

また、情報関連資格試験（Microsoft Office Specialist、日商 PC 検定）の実施や、企業をはじめ多くの機関や団体、各種学会への研修の場の提供を行っている。

エ 国際交流センター（附属機関）

国際交流センターは、大学の理念に基づき、国際社会で様々な人と支えあうことができる人材の育成をめざし、海外の提携校等との学生及び教職員の学術交流の促進や留学の運

営を行うことを目的とし、2015年に開設した。主な業務は、海外の提携校との交流推進、教員の派遣及び受け入れ、学生の海外留学・研修及び交換留学生等の受け入れである（根拠資料 3-11）。

本学は、「太平洋時代」が叫ばれ出した 1980 年代、それに先駆ける形でニュージーランド、オーストラリア、フィジーといったオセアニア地域の大学と相次いで学術交流の協定を締結し、本学の国際交流の礎を築いてきた。近年では、韓国、台湾、インドネシアの大学と提携を結び留学生の交換を行う等、アジアとの交流にも力を注いでいる。本学の国際交流の最も大きな特徴は 1993 年にニュージーランドのカンタベリー大学（当時、クライストチャーチ教育大学）と協同し同大学の敷地内に建設した「そのだクライストチャーチキャンパス（SCC）」である。

オ スポーツ振興センター（附属機関）

スポーツ振興センターは、本学のスポーツ振興及び併設校の園田学園中学校・高等学校とスポーツの連携を図ることを目的とし、2011年に開設した（根拠資料 3-12）。スポーツ振興センター開設以前は、体育指導室、ウェルネスセンターという名称の組織でスポーツの振興を図ってきた。その後組織改編によりスポーツ振興センターとなった。

本学はクラブ活動が盛んであり、テニス部やソフトボール部は常に全国トップクラスである。2019 年度現在、体育クラブ 11 部、体育同好会 10 団体、学生会 4 団体、文化クラブ 5 部、文化同好会等は 6 団体ある。

スポーツ振興センターは、将来のスポーツ界を担う人材の育成や、個性豊かで健全な肉体と精神を持つ自立した女性を育成するため、課外の体育・スポーツ活動の支援だけでなく、スポーツ活動を行う学生の学業及び生活に関する指導や支援も行っている。

設置目的を果たすため、主に「スポーツを通じた地域への貢献」「正課授業に対する補助・支援」「学内でのスポーツ振興」等の業務を行っている。例えば、本学で行われるスポーツに関する教育、研究の成果を地域社会へ還元することを目標に地域社会に対して、スポーツイベントやスポーツ教室を開催している。これらのイベントは学生が中心となり開催しているため、学生が地域社会と交流し、成長するための重要な機会となっている。

カ 社会連携推進センター（附属機関）

社会連携推進センターは、多様化する社会の要請に応えるため、生涯にわたる多様な学びの機会を提供するとともに、本学の教育研究成果を広く社会に還元し、地域社会の発展に寄与することを目的とし、学長を機構長とする大学 COC 事業の推進組織である地域連携推進機構と、生涯学習事業を担当してきた総合生涯学習センターを統合し、さらに研究支援事業を加え、2018 年に設置した。社会連携推進センターの設置により、一層、本学における教育研究のシーズと地域社会のニーズをマッチングすることを強化、推進することとした（根拠資料 3-13）。

社会連携推進センターの主な業務は、生涯学習事業、地域連携事業、研究支援事業である。

生涯学習事業は、1979 年 5 月に始まった「土曜公開講座」等を起点に 40 年間継続し、本学の教育研究の成果及び教育資源を社会に提供し、学生及び卒業生を含め、地域社会の

幅広いニーズに応え、学び直しの学習機会を提供している。公開講座では、教養・文化、芸術・創造、健康、語学、キャリアアップや夏休みこども講座等を開講し、修業年限3年のシニア専修コースでは、文学歴史・国際文化・情報の3学科を開設し、毎年多くの受講者が学んでいる。また、地域貢献活動の一環として、学外の関係機関や地域等との連携講座を開講している。

地域連携事業は、地域の活性化と地域が抱える課題解決のため、行政・企業・地域団体や地域住民と連携し、本学の教育研究資源を提供することで、地域社会の発展に寄与する取組を行っている。2013年度に採択された大学COC事業では、健康づくり、学校教育、生涯学習、子ども・子育て支援の4部門を設け、地域課題の解決の一翼を担ってきた。そして、2016年度の文部科学省による中間評価においては、最高ランクの「S評価（計画を超えた取組であり、現行の努力を継続することによって本事業の目的を十分に達成することが期待できる）」を取得する等、「地域と共に歩む大学」として地域に開かれた大学づくりを推進している。

研究支援事業は、幅広い研究分野を有する本学の研究支援体制を地域や社会の要請に応じて充実させ、そこで得られた研究成果や専門知識を社会に還元・普及させることで社会の発展に寄与する取組を行っている。

以上のとおり、本学の学部・学科、附置研究所及び附属機関は、本学の理念・目的に照らし、かつ、社会的要請等にも配慮した上で、適切に設置している。

【教育研究組織一点検・評価項目②】

教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

<評価の視点その1> 適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価 <評価の視点その2> 点検・評価結果に基づく改善・向上
--

（1）現状説明

教育研究組織の適切性については、毎年行っている自己点検・評価や法人本部が主体で行う事業計画書・事業報告書を活用した点検・評価を行っている。また、その時々課題に応じたプロジェクト等で点検・評価を行い、それに基づく改善・向上を試みている。例えば、「経営改善計画（平成27～29年）」にある「改組改編を含み、新教育分野を開拓する」の部分については、2016年6月に学長の諮問機関として、学科教員と企画運営部長をメンバーとする新教育分野検討プロジェクトを発足させた。その後、2017年1月には、新教育分野検討プロジェクトの答申を受け（根拠資料3-14）、学科教員、企画運営部長、教務課長等をメンバーとする総合健康学科コース改編作業部会において総合健康学科の問題点を明確にし、教育内容の充実について議論を重ねた結果、コース改編するに至らず、ス

スポーツ科学、心理学等スポーツに関連する学問領域の科目を充実させつつ、開講科目数をスリム化する等、2020年度からのカリキュラム改正を行うことになった。

以上のとおり、教育研究組織の適切性の検証については、毎年行っている自己点検・評価等の他、その時々課題により運営会議の構成員を含むプロジェクトにおいて点検・評価を行い、それに基づく改善・向上に取り組んでいる。

（2）長所・特色

本学が教育研究の成果及び教育資源を社会に提供し、地域社会の幅広いニーズに応え続けて40年になる。本学の教育資源を生涯学習として社会に還元してきた実績を踏まえ、2013年度には大学COC事業に採択され、学長を機構長とする組織として地域連携推進機構を設置した。そして、2018年度には社会連携推進センターを設置し、大学COC事業で行ってきた地域連携事業と総合生涯学習センターの生涯学習事業に研究支援事業を併せ持つ組織づくりを行った。大学COC事業では、地域の活性化と地域が抱える課題解決のため、行政・企業・地域団体や地域住民と連携し、地域社会の発展に寄与する取組を実施してきた。本学の理念・教育目的を踏まえた各種取組が大学COC事業の中間評価で最高ランクの「S評価」を取得した実績からも、本学の教育研究組織は、地域社会との連携を図りながら、教育資産を有効に活用し、教育研究活動を展開していると言える。

（3）問題点

教育研究組織の適切性の検証については、毎年行っている自己点検・評価や、法人本部が主体で行う事業計画書・事業報告書を活用した点検・評価に加えて、その時々課題により運営会議のメンバーを含むプロジェクトにおいて点検・評価を行い、それに基づく改善・向上に取り組んでいるが、今後は運営会議で適切性の検証を行うことが必要である。

（4）全体のまとめ

本学の教育研究組織は、大学の理念を踏まえて設置されており、それぞれの組織が相互に有機的に連携を図りながら、「学則」第1条に規定する教育目標を実現させるための教育研究活動を展開していることが確認できる。

教育研究組織の適切性についての点検・評価は、単年度の各部局における自己点検・評価及び法人本部が主体で行う事業計画を基本としたPDCAサイクルを機能させており、必要に応じて改善を図っている。今後は、内部質保証の責任を負う組織である運営会議で、学長のリーダーシップのもと、教学関係をはじめ組織の管理・運営に係る事項を点検・評価し、課題等の改善を図ることになっている。

組織の創設・改編、学部の変遷等からもわかるとおり、本学の教育研究組織は、時代の変化や社会の要請、学問の動向等に配慮したものとなっている。

以上のことから、本学の教育研究組織は、大学基準に照らし適切であると判断できるが、日々変化する社会情勢等の動向に注意を払い、大学の理念の実現に向けて更なる創意工夫をこらした取組が必要であると認識している。

《第4章 教育課程・学習成果》

【教育課程・学習成果一点検・評価項目①】

授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

＜評価の視点その1＞

課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

（1）現状説明

本学では、建学の精神のもと、「経験値教育により、他者と支えあう人間を育成する。」という教育理念を掲げ、大学全体の DP を定めている。

2015 年度から、教育理念に「経験値教育」を加え、2016 年度に中央教育審議会で定められた「3 ポリシーの策定及び運用に関するガイドライン」（2016 年 3 月）に基づき、三つの方針の見直しを行った。「経営改善計画（平成 27 年～29 年）」にある建学の精神の具現化という命題のもと、大学の使命（ミッション）として、「女性」「実学」「地域」をキーワードに掲げ、次のとおり定めた（根拠資料 1-11）。

女性…社会的、精神的、そして経済的に自立した女性を育成する。

実学…多様化する社会が直面する課題を発見し、解決できる実学を重視する。

地域…地域と共に歩み、地域課題の活性化と課題解決の地（知）の拠点となる。

この大学の使命に則して DP を検討した。例えば、食物栄養学科の 2019 年度の DP では、

食物栄養学科では、卒業要件を満たし、以下の能力を修得した学生に卒業を認定するとともに学位「学士（栄養学）」を授与する。

- 1.食物、栄養、健康に関する専門的な知識を身につけている。
- 2.複雑化・多様化した食生活が引き起こす課題を理解し、これらに対応できる実践的な技能を身につけている。
- 3.カウンセリング、コミュニケーション能力を備え、諸課題を関係分野の他職種と協働して解決する力を身につけている。
- 4.地域社会での実践的な学びを通じて、人々の食生活の改善による健康の維持・増進に貢献する意欲と使命感を持って、行動する力を修得している。
- 5.生涯にわたって学び続けることのできる意欲をもち、常に自己研鑽に努める姿勢を身につけている。
- 6.食物、栄養、健康に関する諸問題について、専門的な知識・知見をもとに考察し、社会的、精神的、経済的に自立した女性として主体的に行動し、管理栄養士として責任ある行動をとることができる。

とあり、「女性」＝「社会的、精神的、経済的に自立した女性」、「実学」＝「管理栄養士」「実践的な技能」、「地域」＝「地域社会での実践的な学び」と大学の使命に即しての DP を定めている（根拠資料 2-6 【ウェブ】）。

これまで、大学、学部、学科で設定していた三つの方針を、本学では学科ごとに学位を授与しているため、2020 年度からは、大学の DP に基づいて、それぞれの教育研究上の目的に応じて、より具体的な内容を盛り込んだ DP を学科ごとに定めることにした（根拠資

料 4-1【ウェブ】）。

DP をはじめとする三つの方針については、大学の方針は運営会議で審議し、学科の方針は、学科長、学科教務委員、学科教員により、ワークショップ形式で全学的に検証した上で、教務委員会（根拠資料 4-2）、カリキュラム委員会（根拠資料 4-3）の議を経て、運営会議で協議し、評議会に諮問した上で運営会議において決定している。教員には教授会で周知するとともに、「シラバス作成のお願い」に示している（根拠資料 4-4）。

大学及び学科の DP は、CP 及び AP とともに、ホームページにおいて公開している他、大学ポートレートの所定欄からもリンクをつなぎ、広く社会に公表している（根拠資料 2-22【ウェブ】）。

以上のことから、三つの方針については、授与する学位ごとに、DP を定め、公表していると判断できる。

【教育課程・学習成果一点検・評価項目②】

授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

＜評価の視点その 1＞

下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

＜評価の視点その 2＞

教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

（1）現状説明

教育課程の体系は、2016 年度の CP の見直しの際、学科ごとにカリキュラムマップを作成し、全学的に検証した（根拠資料 4-5）。

人間健康学部を設置する学位は、学士（健康学）、学士（看護学）、学士（栄養学）、人間教育学部を設置する学位は、学士（教育学）である。総合健康学科は総合的に健康づくりを学ぶ教育課程であるため、2つの履修コース（健康スポーツコース、養護コース）を設けることで教育課程の体系を担保し、総合科目を基礎とし、「身体と健康」「生活と健康」「こころと健康」「社会と健康」「運動と健康」の5つの分野から学ぶように卒業要件を設定している。人間看護学科は看護師、保健師及び助産師の養成課程であり、統合的な教育課程を編成している。食物栄養学科は栄養士及び管理栄養士の養成課程となっている。児童教育学科は小学校教員、幼稚園教員の教員養成を目的とした学科であり、かつ保育士の養成課程でもある。履修コースである児童教育コースでは、小学校教諭一種免許、幼稚園教諭一種免許、幼保コースでは幼稚園教諭一種免許、保育士の教育課程を中心に教育体系を形成している。

また、児童教育学科の他、総合健康学科では中学校教諭（保健体育）一種免許、高等学校教諭（保健体育）一種免許、養護教諭一種免許、人間看護学科では養護教諭一種免許、食物栄養学科では栄養教諭一種免許の教職課程を開設し、「学則」第 16 条に規定してい

る。また、ホームページにおいて教職課程についての情報を公開している（根拠資料 4-6【ウェブ】）。

2013 年度に採択された地（知）の拠点整備事業「〈地域〉と〈大学〉をつなぐ経験値教育プログラム」によって、本学が教育理念に掲げる経験値教育を具現化するため、基幹科目として「大学の社会貢献」、2 学部 4 学科を横断する PBL 型の科目として「つながりプロジェクト」を開設した。「大学の社会貢献」は選択科目であったが、2019 年度からは必修科目（1 年次）とする等、経験値教育プログラムの特色を発揮できるように努めている。

教育課程は、「学則」第 6 条において、「大学共通科目」「学部共通科目又は学部基礎科目」「専門教育科目」「教職に関する科目」から編成し（根拠資料 1-4 pp.17～29）、卒業に関してそれぞれの区分ごとに修得すべき単位数を「学則」第 14 条で定めている（根拠資料 1-4 pp.5～6）。「大学共通科目」「専門科目」では CP に応じて、科目の区分を定めている。例えば、児童教育学科の「専門科目」では、「総合科目」「児童支援学群」「児童育成学群」「児童実践学群」という科目区分から編成している。また、これに加えて、学生の多様なニーズに応えることと、本学の経験値教育を推進するためキャリア教育に係る科目（「ボランティア」「インターンシップ」「実践キャリアプランニング」等）を認定科目として設定している。さらに、本学短期大学部との協定による学修を卒業要件に加えることを認めている（根拠資料 4-7 p.72）。

授業の形態は、教育内容に応じて「講義」「演習」「実験」「実習」「実技」のいずれかで実施している。学生に対しては、「履修の手引き」に掲載する開講科目表で周知している（根拠資料 4-8-1 p.26、4-8-2 p.26、4-8-3 p.26、4-8-4 p.26）。なお、児童教育学科では、幼稚園教育実習、保育実習を集中的に実施することを特色としているが、実習期間の「講義」「演習」は、土曜日を活用して授業時間を確保する工夫をしている（根拠資料 4-9）。

また、授業で取り上げるべき内容が関係法令で定められている養成課程の場合は、資格ごとに規定を設け、法令で定められた科目と本学開講科目の一覧を示すとともに、その内容を必ず含む授業を実施している（根拠資料 4-7 pp.32～62）。

DP と教育課程との関係については、2016 年度、2017 年度の CP 策定時にカリキュラムマップを検討し作成した。それに加えてカリキュラムツリーを作成したが、DP が明示されていなかった。そこで 2020 年度にはカリキュラムツリーに DP との関係性を明示することにした（根拠資料 4-10【ウェブ】）。

以上のことから、学位プログラムごとに、CP を定め、公表しているものの、DP と CP の関連性の示し方及びその検証が十分ではないことが課題である。

【教育課程・学習成果一点検・評価項目③】

教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

＜評価の視点その 1＞

各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- ・初年次教育、高大接続への配慮
- ・教養教育と専門教育の適切な配置
- ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

＜評価の視点その2＞

学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

（1）現状説明

教育課程の編成における整合性、順次性、体系性については、カリキュラムツリー、ナンバリング及び開講科目表によって整理している（根拠資料 4-10、4-11、4-8-1 pp.27～34、4-8-2 pp.27～34、4-8-3 pp.27～33、4-8-4 pp.27～32）。

本学の教育課程は養成課程が中心であるため、法令で定められた順次性、体系性に沿って科目を配置している。本学では2学期制（根拠資料 1-4 p.4）をとっていることから、カリキュラムツリーは、4年間、開講年次、学期ごとにどのような科目を学ぶかを俯瞰的に示している。ナンバリングも同様に科目の順次性を示している。2017年度からナンバリングを導入し、カリキュラムツリーとともにホームページで公表している。学生に対しては、ナンバリングをWEBシラバスに、カリキュラムツリーを学生ポータルサイトに掲載することで情報提供している。

また、「履修の手引き」にある開講科目表には、配当年次、学期に加え、授業を通して修得できる力を示している。2014年度からは、社会人基礎力の項目（知識・理解2項目、汎用的技能5項目、態度・志向性6項目、計13項目）をDPに掲げる人材像と関係付けて記載している。ナンバリング、開講科目表については、学科ごとに、学科会議、教務委員会で毎年、検証をした上でカリキュラム委員会にて審議し、決定している。開講科目表の授業を通して修得できる力については、2019年11月の運営会議からの改善指示を受け、2020年度から本学が教育理念に掲げる経験値（気づく力、考える力、コミュニケーション力、協働する力、主体性）と知識・技能に変更した。このことにより教育課程において育成する人材像に対する科目の役割を明確にし、複数の科目で担いながら学習成果を検討する構造としている（根拠資料 4-12-1 pp.27～34、4-12-2 pp.27～33、4-12-3 pp.27～32、4-12-4 pp.27～33）。

「履修の手引き」の開講科目表（抜粋）

分野	授業科目	講義形態	単位	年次				履修要件										授業を通して修得できる力									
				1	2	3	4	卒業	中学校・高等学校教諭一種免許状（保健体育）	看護教諭一種免許状	健康運動指導士	健康運動実践指導者	スポーツプログラマー	スポーツ指導者共通科目	エアロビクス指導員	アクアエアロ指導員	知識・理解		汎用的技能				態度・志向性				
																	多文化・異文化	文化・社会・自然	コミュニケーション・スキル	数量的スキル	情報リテラシー	論理的思考力	問題解決力	自己管理能力	チームワーク	リーダーシップ	倫理観
社会と健康	スポーツマネジメント	講義	2			①		◇					★					●		●	●			●	●		
	スポーツ社会学	講義	2			①		◇					★			●	●			●				●	●		
	健康スポーツ行政	講義	2			②				△			★				●			●				●	●		
	スポーツ指導論	講義	2		②								★					●		●	●			●	●		
	フィットネス指導実習	実習	2			②				△		□						●					●	●	●		●
	ジュニアスポーツ	演習	2				①											●		●	●		●	●	●		●
	障害者福祉論	講義	2				①											●	●		●			●	●		
	公衆衛生学	講義	2		②			◇	◆	△								●	●		●	●			●	●	
	学校保健Ⅰ（学校安全 含）	講義	2	②				☆	◇	◆										●						●	
	学校保健Ⅱ	講義	2			①			◆										●		●		●			●	

例えば、総合健康学科では、「フィットネス指導実習」等の実習科目ではコミュニケーション・スキル、チームワーク、リーダーシップ、「障害者福祉論」「公衆衛生学」等の講義科目では知識・理解、「スポーツマネジメント」「スポーツ指導論」等の科目では問題解決力を目標とし、科目で身に付く力を示している。

さらに、学生は、学外活動における活動目標や内容、気づきを記入する「経験値評価システム」の「つながり評価」を使用することにより、第三者である地域の方から経験値（5つの項目ごとに5段階）の評価を得ることができ、その結果をフィードバックできる。また、「大学の社会貢献」では、すべての学生が地域活動（ボランティア）を実施し、評価を受ける（根拠資料 4-13）。

本学における単位の計算方法は「学則」に定めており、大学設置基準を踏まえて1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを前提に、講義及び演習は15～30時間の範囲、実験、実習及び実技は30～45時間までの範囲を目安としている（根拠資料 1-4 p.4）。各科目の授業回数は、定期試験期間を除いて15回を確保している。なお、科目特性において、人間看護学科の講義・演習の一部では8回で1単位の科目も実施している（根拠資料 4-14）。

個々の授業科目の内容・方法については、DP・CPに従って授業科目を設定し、それぞれの授業科目の内容を比較・吟味することで、授業内容の重複を避け、授業間の連続性を保つことができるような編成を検討している（根拠資料 4-15）。また、経験値教育の実質化を目的に教育の内容・方法を検討している。効果的な授業を実施するための授業形態の設定や授業方法の工夫については、学科会議で検討し、学科の教務委員を教務課職員が支

援し、実務にあたっている。例えば、2017年度、共通教育委員会（根拠資料 4-16）及びカリキュラム委員会において検討を重ねた結果、これまで選択科目であった「大学の社会貢献」を、2019年度からは必修科目に変更し、演習形式から地域課題の基礎を学ぶ内容に変更すること等により、経験値教育の実質化を図った（根拠資料 4-17、4-18、4-19、4-20）。「大学の社会貢献」をはじめ各授業科目の内容・方法については、WEB シラバスに公開している（根拠資料 4-21【ウェブ】）。

授業科目の位置付け（必修、選択等）については、養成課程は法令で定められた位置付けを遵守するとともに、学科の学びの基幹となる科目を必修としている。また、全学的な必修科目は次のとおりである。1年次では、経験値教育プログラムの基幹科目である「大学の社会貢献」と基礎科目「初年次演習」及びリテラシー科目を必修とする。2年次では、経験値教育プログラムの「つながりプロジェクト」を必修とする。さらに、総合健康学科、児童教育学科では3・4年次、食物栄養学科では3年次2学期・4年次、人間看護学科では4年次の演習科目（ゼミ）を必修とし、すべての学科で卒業論文を必修と位置付けている。初年次教育については、大学共通科目の「基礎」分野に「初年次演習Ⅰ」を必修科目として設定し、本学の教育課程を履修するために必要な基礎的・基本的な知識・技能を身に付けることができるようにしている。また、学生の学習能力における基礎力に応じた教育の実践として、学習成果の可視化に用いた PROG テストや本学独自の経験値アセスメントにより確認された「言語処理能力の低さ」等の改善を図ることを目的とし（根拠資料 4-22）、新たな学習テキストの開発を行った。具体的には、1年次の必修科目である「日本語表現Ⅰ・Ⅱ」において使用するテキスト『3つのパターンから学ぶ日本語表現トレーニング』を作成し、2020年度から教材として使用する予定である（根拠資料 4-23）。この教材開発については、学長が定める教育改革の取組である教育改革事業の採択を受け、作成した（根拠資料 4-24）。

高大接続への配慮としては、入学予定者に対して、学習の継続性や学習意欲の維持、基礎学力の向上等を目的として各学科で検討した入学前課題を課し、事前学習の支援を行っている（根拠資料 4-25）。また、児童教育学科では、2017年度からピアノの技能に不安を持つ入学予定者に対し、ピアノの特別レッスンを実施している（根拠資料 4-26）。この他、兵庫県立川西明峰高等学校と高大連携協定を締結し、高大連携講座として本学のインターネットセミナー（e ラーニング科目）を受講した高校生が本学に入学した後、受講した科目の単位を認定する取組を行っている（根拠資料 4-27）。

教養教育と専門教育の適切な配置等について、本学の教養教育は大学共通科目、学部共通科目又は学部基礎科目が該当し、大学共通科目の卒業要件単位は 18 単位、学部共通科目又は学部基礎科目の卒業要件単位は 6 単位で合計 24 単位となっている。この教養教育の単位数 24 単位は、卒業要件単位全体 124 単位の 19%に相当する。各学科の卒業要件単位数に対し教養教育科目の占める割合は、人間看護学科以外は、総合健康学科では 35%、食物栄養学科では 26%、児童教育学科では 27%まで履修することが可能となる（根拠資料 4-28）。

人間教育学部では、2018年度に4年次配当の必修科目として「人間と教育」を新設した（根拠資料 4-29）。この科目は、専門科目や実習を修得した最終学年の学生が、教育者・保育者として「深い教養」や「人間としての深み」を育成するための教養科目である。

また、本学独自の経験値教育プログラムは、大学COC事業で構築したものである。「大学の社会貢献」「つながりプロジェクト」という大学共通科目に配置している教養科目であり、低年次に配当している。これらの科目を通した社会課題に向き合うという学びは、専門職として、複雑な社会において多職種間で協働して課題に向き合える人材を育成する専門教育の基盤となる。

本学では、学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を「経験値」と位置付けている。経験値は、2013年度に社会人基礎力をベースに本学独自に策定し、以下のとおり「経験値」を5つの指標で可視化した。

「経験値」の5つの指標（2013年度当初）

気づく力…ホスピタリティ、状況把握（客観力）、好奇心
 考えぬく力…自分で考える力、計画する力、課題を設定する力
 コミュニケーション力…聴く力、伝える力、感情コントロール力
 協働する力…責任力、ストレスコントロール力、親しみ力、共感力
 主体性（自ら学ぶ力）…行動する力、自分で決定する力、意欲を持って取り組む力

さらに、この5つの基盤に「知識・技能」があり、経験値教育は、「知識」と「知恵」、「知識を知恵に変える力」を循環する教育と考えている。1年次必修の「キャリアプランニング」（2020年度からは「初年次演習Ⅱ」）、2年次の「実践キャリアプランニング」（認定科目）を開設しているが、この科目だけがキャリア教育科目ではなく、教育課程全体の中で経験値を高めることができるように設定している（根拠資料 4-30、4-31）。

教育課程の編成については、大学共通科目は共通教育委員会、専門科目は学科で原案を作成した上で教務委員会、教職課程科目については教職課程委員会（根拠資料 4-32）で審議の上、カリキュラム委員会で審議し、運営会議で審議、決定している。例えば、2019年度の間看護学科の教育課程の改正については、学科の原案を教務委員会で審議の上、カリキュラム委員会で審議、運営会議で協議したが、教育内容、単位数、科目名称等に問題があり、改正するに至らなかった（根拠資料 4-33、4-34、4-35）。この他、外部評価委員からの意見聴取の機会も設けている。

以上のことから、CPに基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していると判断できる。

【教育課程・学習成果一点検・評価項目④】

学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

＜評価の視点その1＞

各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置
 ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
 ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計

画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）

- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法
- ・適切な履修指導の実施
- ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数
- ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり

（1）現状説明

単位の実質化を図るための措置としては、授業時間外の学習時間を確保するため、2015年度から全学で履修登録単位数の上限を設定し、1年間の履修登録単位数の上限を、適用除外科目を除いて総合健康学科及び人間看護学科は48単位、食物栄養学科及び児童教育学科は50単位としている。これらは、「園田学園女子大学履修に関する規程」（根拠資料4-36）に定め、全学生に配布する「園田学園女子大学規則集」（以下、「規則集」と記す。）に記載し、学生に周知している。

大学基準協会からの「改善報告書検討結果」（2018年）では「単位数の上限を48単位と設定したものの、授業期間内に行われ、卒業要件となる一部の「学外実習科目」が除外科目となっているため、改善が望まれる。」との指摘があり、運営会議からの改善指示を受けた教務委員会が、2019年度から適用除外科目の扱いについて検討を加えてきた。学科会議、教務委員会で議論を重ねているものの、養成課程については関係法令で定められている学外実習については、実習内容により、先修条件や受け入れ時期の問題があり、カリキュラムツリー全体を見直す必要を認識するに留まっている。学位プログラムの特性を考え、各学年における履修登録単位数を平準化させること、インターネットキャンパス（eラーニング）の活用により学習時間を増加させることを試みている。

シラバスには、「講義のテーマ」「授業の到達目標」「授業の概要」「授業計画」「準備学習」「準備学習に必要な時間」「テキスト・参考書」「成績評価」「目標に準拠した評価」「伝達と指示」「学生の授業アンケート結果等による、授業内容・方法の改善について」「備考」を記載している。シラバスの作成に際しては、「シラバス作成のお願い」に記入例を示すとともに、シラバス作成についての説明会を開催し、シラバスと授業内容を整合させるよう求め、周知、徹底を図っている。なお、「シラバス作成のお願い」に大学全体及び学部、学科の三つの方針を掲載し、「授業の到達目標」は三つの方針を踏まえた上での記載を求めており、DP、CPと授業目標が整合するように努めている。作成したシラバスは、ホームページのWEBシラバスにおいて全開講科目を公開している。

シラバスの記載内容については、大学共通科目は共通教育委員長、学部共通科目は各学部長、学科専門科目は各学科長、教職課程科目は教職課程委員長がそれぞれの適切性を点検している（根拠資料4-37）。点検の結果、不備、不足がある場合は科目担当教員に伝達し、正しく修正されているかについての確認は教務課職員が行っている。また、授業期間中に授業内容に変更が生じた場合は、授業担当教員がシラバス内容の変更を教務課に申し出て、シラバスを修正し、その内容を学生に提示することとしている。

シラバスの記載項目については、授業の形態（地域志向、アクティブ・ラーニング、ICT活用等）、担当教員の属性（実務家教員）等を増すことにより、教育課程の中での授業内

容の整合性を明確にしようとした。しかしながら、WEB シラバスの項目を増やすことにより、かえって授業の特色を不明瞭にし、学生にとって分かりにくくなっている。2019年度、運営会議からの改善指示を出しているものの改善に至っていない。2021年度には、「授業の到達目標」に DP との関係を明示すること、「manaba」の活用を明示することを重点的記載とし、教育課程における科目の位置付けを明確にする予定である。

学生の主体的な授業参加を促すための授業方法として、アクティブ・ラーニングを含む科目、地域志向科目、ICT を活用した双方向型授業、自主学習支援（e-ラーニング等）を実施する科目を設定し、WEB シラバスで該当科目が抽出できるようにしている。例えば、2年次の必須科目「つながりプロジェクト」（2016年度から開講）は、学部学科を横断する PBL 型の地域志向科目であり、学科が異なる学生が同じグループとなり、地域での学びを通して経験を深め、課題解決に向けた企画、提言を行う内容であり、学生の主体的な授業参加を促す授業方法である。「つながりプロジェクト」のテーマは、学位プログラムの専門性に限らず、広く地域社会にある課題を設定し、2019年度には25のプロジェクトを開講した（根拠資料 4-38）。各プロジェクトでは、連携先の行政や NPO 法人、地域団体とともに取り組み、課題解決に向けての企画、提言を行うことをめざす。学科を横断することにより、プロジェクト内で異なる専門の学生が協働することが特色である。学生の将来の進路での多職種間連携を想定し、課題に主体的に向き合うことに主眼を置いている。課題解決能力を身に付け、企画力や実行力、マネジメント能力も養成できる授業を設計している。

本学では、学生が「いつでも、どこでも、学習できる環境」を整備し、能動的な学習を可能にすることをめざし、インターネットキャンパスを開設している。大学共通科目「インターネットセミナー」を開講し、オンデマンド型の遠隔授業を進めてきた。講義内容は人文科学、自然科学、情報科学である。本学の教育課程は養成課程であり、関係省庁の法令で対面授業を原則とすることが求められてきたため、「インターネットセミナーⅠ～Ⅳ」は1科目2単位のみ卒業要件に参入している。

授業形態別に算出した1授業あたりの学生数（平均）としては、次表のとおりである。各学科とも授業形態に合わせて適正な受講人数となるように配慮している。また、食物栄養学科では法令で定められている学生数を遵守している。講義科目は50人以内、演習科目は30人以内、実験は40人以内、実技は30人以内で実施している。人間看護学科の実習については平均値が60人を超えているが、実際の実習は1施設5～10人に分かれて実施しているため、少人数での実習となっている。

授業形態ごとの1授業あたりの学生数の平均（2019年度、学科別）

	講義	演習	実験	実習	実技	全体
総合健康学科	47.3	16.0	0	25.4	27.4	32.9
人間看護学科	49.6	23.9	0	61.9	26.5	41.8
食物栄養学科	30.8	17.4	37.8	36.7	7.1	27.1
児童教育学科	23.2	16.2	0	30.6	19.4	19.2

適切な履修指導の実施としては、毎年度、3月下旬に在學生を対象に、4月上旬に新入生を対象としたオリエンテーションを実施している。オリエンテーションは、学科毎に学生担任が全体説明を行い、教務課による説明も実施している。そして、期間中に学科別、学年別の履修指導の時間を設けて、各学科、学年のカリキュラム内容について詳細な履修指導を行っている。さらに、児童教育学科には、一人の教員が5～6人の学生を担当し、学業や生活面をサポートするカレッジアドバイザー制度やゼミ担当教員により、一人ひとりの学生の履修について指導にあたっている。

COVID-19 への対応については、インターネットキャンパスを全学的に活用することにより、学生の学びを止めることなく、学習を継続させることができた。2020年度の授業開始日を5月7日に延期し、その間にインターネットキャンパスの遠隔授業システム（manaba）の操作方法についてのFD研修を実施した。2019年度までは、限られた教員のみがインターネットキャンパスを使用していたが、全教員、全科目で開講できるようにした。授業を開始するにあたって、教学支援部長をプロジェクトリーダーとし、インターネットキャンパス所長（情報教育センター長）をはじめとする情報教育関係教員と教務委員、教務課長等を構成員とする「授業対策プロジェクト」を設置し（根拠資料 4-39）、教員に対するサポートや授業の運用について検討、立案した。2020年5月22日に兵庫県の緊急事態宣言が解除されたことに伴い、同年6月15日から実験・実習・実技に限り対面授業を実施するとともに、朝夕の混雑時の通学を避けることを目的に短縮授業での実施となった（根拠資料 4-40）。

対面授業を再開するにあたって、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための活動指針」（根拠資料 2-14【ウェブ】）を定め、教育活動のレベルは、感染症危機対策本部で決定することにした。また、入学以来、キャンパスに登校できていない新入生の登校日を設定した。

2学期も原則、遠隔授業で実施した。ただし、感染防止措置の上、実験・実習・実技の対面授業は実施している。さらに、演習、卒業研究等一部授業の対面も行っている。対面授業の実施率は全授業実施総数の47%である（根拠資料 4-41）。また、授業、卒業研究等での学外活動、フィールドワークについては、教員の指導（同行）の上、申請・許可を受けた者のみ、感染予防を徹底した上で実施した。遠隔地のフィールドワーク等はインターネットキャンパスやオンラインシステム（zoom 等）を使用し、地域を志向する科目の運用を工夫して実施した（根拠資料 4-42【ウェブ】）。このように、活動指針のレベルの設定をもとに、授業の方針、方法等については、運営会議の構成員に、保健指導室長（医師）を加えた感染症危機対策本部会議で審議し、決定している。

以上のことから、教育の質を保証し、教育内容を充実させるための取組が途上のものもあるが、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じていると判断できる。

【教育課程・学習成果一点検・評価項目⑤】

成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

<評価の視点その1>

成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・既修得単位等の適切な認定
- ・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・卒業・修了要件の明示
- ・成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

＜評価の視点その2＞

学位授与を適切に行うための措置

- ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与
- ・学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

（1）現状説明

本学では大学設置基準第27条に基づく単位制度の趣旨に沿った単位認定を行っている。各授業科目の単位については、100点満点で60点以上の場合に認定している。単位認定に係る成績評価の方法は科目によって異なるが、「定期試験」「定期試験と平常評価」「平常評価」の3つの評価の方法、定期試験（筆記、レポート、実技のいずれか）、平常評価（授業での発表、授業態度、レポート、授業内試験等）の評価の内容に基づき、学習の成果を把握・評価し単位認定を行っている（根拠資料 4-7 pp.28～29）。各授業科目の評価方法についてはWEBシラバスに記載している。

成績評価については、「成績評価・試験に関する規程」（根拠資料 4-43）第14条第3項で100～90点を「秀」、89～80点を「優」、79～70点を「良」、69～60点を「可」、60点未満を「不可」と評語で記載すると定め、「規則集」において学生に周知している。成績に疑義等がある学生は、定めた期間に教務課の窓口を通して質問を受け付け、教員は成績の根拠を説明することで、学生への配慮を行っている。

編入学及び転入学の既修得単位の認定については、当該学科の学科長及び教務委員が学生の申請した既修得単位の成績証明書及びシラバス等の客観的資料に基づき、個別具体的な審査を行い、「単位認定読み替え表」（根拠資料 4-44）を教務課に提出し、学長決裁を経ることで適切な単位認定を行っている。他大学で修得した単位や入学前に修得した単位の認定に際しては、「学則」第13条の3で60単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができることを規定している。

学則の他「履修の手引き」で、卒業要件に該当する科目を学生に明示している。具体的には、各学科別の「履修の手引き」の開講科目表に履修要件を示し、学生が該当する分野で何単位を修得しなければならないか、必修科目は何かを示している（根拠資料 4-8-1 pp.27～34、4-8-2 pp.27～33、4-8-3 pp.27～33、4-8-4 pp.27～32）。また、学生ポータルサイトでの履修登録時に単位の修得状況、卒業要件に必要な単位数等が一覧できるように

している（根拠資料 4-45）。

学位授与の責任体制及び手続については、「学則」第 15 条及びそれに基づく「園田学園女子大学学位規程」（根拠資料 4-46）で明確に定め、「園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部の運営に関する規則」（以下、「運営に関する規則」と記す。）第 5 条（根拠資料 1-13）、「園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部教授会細則」（以下、「教授会細則」と記す。）（根拠資料 4-47）に従って学部の教授会において審議・決定し、適切に学位授与を行っている。

学位審査の客観性及び厳格性を確保するための措置としては、卒業論文について、学科の全教員が参加する発表会や口頭試問等を行い、各学科で作成している学位論文審査基準に基づき、指導教員が個別に評価するとともに、その結果を学科会議で検討することで客観性と厳格性を確保している（根拠資料 4-48-1、4-48-2、4-48-3、4-48-4）。例えば、児童教育学科では、指導教員だけではなく、副査の教員が口頭試問を踏まえて評価を行っている。また、総合健康学科では、卒業研究の実施、卒業論文の審査等の手順や基準を記した「卒業研究の手引き」を学生に配布し、卒業論文発表会において複数の教員が評価を行う。

以上のことから、学則、諸規程に明示され、その内容・手続は明確であり、適正に実施されていることから、成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていると判断できる。

【教育課程・学習成果一点検・評価項目⑥】

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

＜評価の視点その 1＞

各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。）

＜評価の視点その 2＞

学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・アセスメント・テスト
- ・ルーブリックを活用した測定
- ・学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・卒業生、就職先への意見聴取

＜評価の視点その 3＞

学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

（1）現状説明

学習成果の把握については、2018 年度にアセスメント・ポリシーを策定し、アセスメント活動構築に向けた取組を進めている。2018 年度までは学科ごとに学習成果の検証を行っていたが、2019 年度からは、教務委員会で全学的にアセスメント・ポリシーに基づいた評

価・点検を行っている。2019年度は「前年度の GPA 結果」を中心に「過去3年間の休・退学の状態」について検証を行った。今後、学生の学習時間、経験値アセスメントの結果等の指標も含め、総合的に検証を行う予定である。

アセスメント・ポリシー

	入学生	在学生	卒業生
機関レベル	・入学試験成績	・退学率 ・休学率 ・課外活動状況	・卒業率 ・学位授与数 ・就職率
教育課程 レベル	・入学試験成績	・G P A ・修得単位数 ・経験値アセスメント ・PROG テスト	・教員採用試験合格率・合格者数 ・国家試験合格率・合格者数 ・資格取得率・取得者数
授業科目 レベル		・成績評価 ・授業評価アンケート ・学外実習評価	

DP に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発として、2018年度から1～3年次生を対象として「学生生活に関する調査」を実施し、この調査の中で、授業時間外学習の時間を調査している。また、本学の経験値を把握するため全学生を対象にした「経験値アセスメント」を実施している。「経験値アセスメント」は大学COC事業で2013年度に開発したものである。5つの指標（気づく力、考える力、コミュニケーション力、協働する力、主体性）に対応する127の質問項目に5段階で回答するアセスメント評価（自己評価）である。項目の策定にあたっては、一般に広く社会で求められているスキル、能力、考え方を網羅しながら、専門性の高い進路先で求められる項目を反映することに留意した（根拠資料 4-49）。また、社会人や同世代の学生との比較を行うため、ジェネリックスキル測定テスト（学校法人河合塾と株式会社リアセックの共同開発による「PROG テスト」）（以下、「PROG テスト」と記す。）を全学科の1学年の学生（1年次生もしくは3年次生）に実施している。「経験値アセスメント」は2014年度から始めた（根拠資料 4-50）。同年に児童教育学科の2年次生に「PROG テスト」を試行的に実施した。その後、2017年度、2018年度は全学科の1年次生に実施し、入学時の学生の傾向を把握した。また、2019年度には、1年次に実施した学生（3年次生）を対象に実施することで、学習成果による成長を測った（根拠資料 4-51）。また、他大学と本学学生の PROG・コンピテシー得点を比較分析し、「経験値」を客観化できるよう取り組んでいる（根拠資料 4-52）。さらに、2017年度には経験値の5つの指標に関するルーブリック（根拠資料 4-53）を教育改革事業の採択を受けて作成したが、アセスメントの結果分析と検証してい

るところである。

2019年度末、学習成果の検証データ進捗は以下のとおり、重層的な指標を設定し、学習成果の把握に努めるとともに、学位プログラムごとのアセスメントにも活用する取組を進めている。現状は、これらの取組の個々の分野での分析に加え、全体として検証した場合に教育課程の改善に結び付けることができるような体制整備について、教務委員会で検討を進めているところである（根拠資料 4-54）。最終的には、教育課程で不足している内容が、分析によって判断ができることを目標としている。

学習成果の指標（2019年度）

GPA	2019年度に教務委員会で GPA 分布表に基づいた検証を行った。
退学率・休学率	2019年度に教務委員会で過去3年間の休退学者数及び休退学率の資料を基に検証を行った。今後、入試形態、修得単位数との相関についても検証を行う予定である。
経験値評価アセスメント	2019年度に運営会議で過去と現在のデータを比較する表を基に検証を行った。
PROG テスト	2018年度に各学科別に経年比較分析の説明会を行った。
授業評価アンケート	2019年度に各学科会議で前年度の結果を基に検証を行った。

以上のことから、DP に明示した学生の学習成果をおおむね適切に把握及び評価していると判断できるが、取組の途上にある指標もあり、今後の課題が残っている。

【教育課程・学習成果一点検・評価項目⑦】

教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

＜評価の視点その1＞

適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
・学習成果の測定結果の適切な活用

＜評価の視点その2＞

点検・評価結果に基づく改善・向上

（1）現状説明

教育課程及びその内容、方法の適切性についての点検・評価については、大学共通科目は共通教育員会、専門科目は教務委員会、教職課程に関する科目は教職課程員会で点検・評価し、3つの委員会を統括するカリキュラム委員会で審議の上、運営会議で協議、評議会に諮問の上、運営会議で審議、議決する。しかしながら、本学の学科の多くが養成課程の教育課程であり、法令を遵守した教育課程・内容・方法であるため、学科ごとに取組を進める傾向が強く、全学的な適切性についての点検・評価が十分に実施できていない。教

育課程及びその内容、方法については、運営会議から改善指示を出し（根拠資料 4-55）、事業計画に反映させ、実行できるよう中間ヒアリング等を実施しているが、経年で改善・実行できていない項目があり、PDCA サイクルの再構築が喫緊の課題であると考えている。

2013 年度に採択された大学 COC 事業では、その課題認識のもと、学部学科を横断した「経験値教育プログラム」の構築をめざし、2016 年度に「つながりプロジェクト」を開講し、改善しながら経験値教育を推進している。学習成果の測定についても、この事業で「経験値」の 5 つの指標を策定し、「経験値アセスメント」を開発し、年 1 回全学生に実施し、結果の分析を行い経験値教育に活用できるよう取り組んでいる。「経験値アセスメント」の結果は、2016 年度には外部委託（大学 COC 事業）、2020 年度は IR 室で分析し、運営会議で点検・評価しているが、教務委員会、カリキュラム委員会で点検・評価ができておらず課題と認識している。

以上のことから、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているが、その結果をもとに改善・向上に向けた取組については十分ではない面があり、今後の積極的な取組が必要である。

（2）長所・特色

本学は、建学の精神「捨我精進」のもと、「経験値教育により、他者と支えあう人材の育成」を教育理念に掲げており、女性が自己の社会的使命を自覚し、社会的・精神的・経済的に自立できるよう、専門職に従事する人材を中心に育成している。したがって、本学の教育課程は養成課程が中心となり、学科ごとで独立する傾向が強い。しかしながら、社会情勢の急激な変化に対応するためには、「深い教養」や「人間としての深み」が備わった人材の育成が重要である。そこで、社会での多様な体験から学ぶ「経験値教育」を推進してきた（根拠資料 1-8）。

2002 年度から「経験値教育」を教育コンセプトとして掲げた。「経験値教育」とは、教室で理論的なことを学んだ上で、地域での学びを通して、理論的なことが証明されたり、理性的に考え、納得できたりすること、教室で学んだことが、地域社会でどう活用されるかを実感することで、理論と実践が結び付き、さらに次の学びと発展していく、循環型の教育である。2013 年度に大学 COC 事業「〈地域〉と〈大学〉をつなぐ経験値教育プログラム」の採択を受け、「経験値教育プログラム」の構築をめざした。

まず、2014 年度から 1 年次の全学共通の基幹科目として「大学の社会貢献」を開講した。大学の所在する尼崎市について知るとともに、どのような地域課題があるか認識することを目的としている。講義には、尼崎市役所や尼崎商工会議所、地域団体（NPO 法人、自治会等）からゲストスピーカーを招いて多角的に地域を見る目を養う。2019 年度からは必修科目とし、2 年次以降の地域志向科目の基礎となる科目と位置付けている。

2016 年度からは、フィールドに出て地域課題に向き合う課題解決型の演習科目「つながりプロジェクト」（2 年次必修）を開講した。この科目は、ゼミ形式で 1 年間（2019 年度からは半期）、地域の課題に即したテーマを、行政や NPO 法人、地域団体とともに取り組み、課題解決に向けての企画、提言を行うことをめざす。4 年間で延べ 50 のプロジェクトを開講している。クラスは、学部学科を横断して編成し、異なる専門領域の学生が地域

課題に向き合う。多様な価値観をもつ学生同士が協働し、企画、立案する経験を積むことによって、社会で求められるコンピテンシーを養うことができると考えている。

そして、フィールド活動において、地域の様々なステークホルダーとともに活動する中で経験値を高めていく。地域の実情を知り、調査研究した多様な地域課題への眼差しを基盤に、専門科目や実習において、より実践的な取組や理解の深まりにつながるようカリキュラムを設計する。また、課外での地域活動も推奨し、課題探求能力を身に付け、企画力や実行力、マネジメント能力を養うことをめざす。

この教育プログラムのもう一つの特色は、学習成果の可視化である。経験値教育プログラムで培われる力を「気づく力」「考える力」「コミュニケーション力」「協働する力」「主体性」の5つの指標を設けていることである。5つの大項目の下に21の中項目を設定し、さらに127の質問項目からなるアセスメントを実施している。さらに、ボランティア活動をはじめとする日々の地域活動を記録するシステムも構築している。このシステムは「つながり評価」といい、活動先の地域の方から経験値の5つの力での評価を得る。教員のみならず多様な視点からの評価を受けることになり、リフレクションが可能となる仕組みである。

この経験値教育を本学の教育の柱として位置付けている。学生にとって、経験値を高めることの意義を認識させることが大きな課題である。経験値は、社会人として備えておくべき力である。その重要性は、実際に社会人になり、数年を経なければ実感できない。また、「つながりプロジェクト」での学びについても、学部学科の専門領域と直接結び付かないテーマや学生自身の居住地ではない地域について学ばなければならないことに不満を持つ学生が少なくない。しかしながら、学生のライフプランを考えさせながら、経験値教育プログラムの意義を説き続けなければならない。「あの時の経験があるから今の自分がある」と将来学生が振り返ることのできる教育こそが、本学のめざす経験値教育である。

（3）問題点

本学の教育理念を実現し、教育の質を保証していくための課題として、教学マネジメント体制の整備と強化が考えられる。大学全体レベルでは、学長のリーダーシップのもと運営会議が教育課程の適切性の点検・評価を行っている。この運営会議から課題を改善するための指示を出し、中間ヒアリングを経て、年度末には自己点検・評価を実施しているものの、改善ができず課題が積み残され、停滞している課題がある。大学全体レベルのPDCAサイクルが十分機能していない。

学位プログラムレベルでは、養成課程の教育課程であるため、法令で定められた教育内容・方法を遵守することが重要であり、学科ごとに独立して質保証を点検・評価してきた。したがって、教養教育と専門教育の連携や学科を横断する経験値教育プログラムについて十分検討するに至っていない。教学マネジメント組織として設置した教務委員会（専門科目）、共通教育委員会、教職課程委員会において、全学的な視点での点検・評価ができていない。さらに、3つの委員会を統括するカリキュラム委員会が教学マネジメントを発揮できず、このことが改善の遅れにつながっている。

したがって、2021 年度には教学支援部に教学マネジメント室を新設し、カリキュラム・コーディネートをを行うとともに、教学マネジメントを担う委員会を新たに設けて、教学マネジメント体制の整備、強化を図る予定である。

（4）全体のまとめ

本学では、教育理念である「経験値教育により、他者と支えあう人間の育成」のもと、大学全体レベルの三つの方針を踏まえた DP を定めており、その実現のための教育課程を CP に基づき編成している。教育課程の編成・実施にあたっては、大学設置基準や資格養成課程に関する関係省庁の法令に準拠し、その順次性、体系性に配慮している。また、教育課程に応じた学内の諸規程を整備し、単位の認定や学位授与を適切に実施している。

教育の質の向上に関しては、FD 委員会を中心にした授業方法の研修やシラバス内容の改善を進めている。また、学生 FD 委員会を設置し、SA・LA 制度を全学的に展開しており、効果的に授業を行うための措置を講じている。

教育課程及び内容・方法の適切性の検証にあたっては、カリキュラム・アセスメントを定め、学生の学習成果を可視化し、把握することに努めている。本学独自の指標である「経験値アセスメント」は策定してからの日が浅く、結果の分析を点検・検証に十分活用するに至っていないが、今後、推進していく予定である。

教育課程の質を保証するための PDCA サイクルの構築については、学長のリーダーシップのもと、2019 年度には教学担当の副学長を置き、2021 年度は教学マネジメント委員会を新設、教学マネジメント体制の整備、強化を図ることを計画している。

《第5章 学生の受け入れ》

【学生の受け入れ一点検・評価項目①】

学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

＜評価の視点その1＞

学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

＜評価の視点その2＞

下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

（1）現状説明

本学では、大学全体の DP 及び CP に基づき、学部、学科ごとに DP 及び CP を設定している。さらに、本学全体の DP 及び CP を踏まえ、大学全体の AP を定め、これに基づき学部、学科の AP を設定している。例えば、DP にある「地域社会での経験のなかで、他者を尊重し支える態度を身につけ、他者の気持ちに気づく力」を身に付けるために、CP において「社会的自立と他者との支え合いの関係を築く力を育むとともに地域社会の課題解決に寄与するため、大学内外のさまざまな人との交流の中で学ぶ地域志向科目を展開する」ことにしている。この DP と CP に基づき、「地域社会に貢献する女子の育成」をめざすため、「学ぶ意欲・創造性・問題解決力・コミュニケーション能力を備えた学生を求めている」という AP を設定している（根拠資料 2-6【ウェブ】）。大学、学部、学科の AP については毎年、学長が統督し、学部長、学科長等を構成員とする入試委員会（根拠資料 5-1）で見直しを行い（根拠資料 5-2）、運営会議において決定している（根拠資料 5-3）。

これらの AP は、ホームページ及び 2020 年度入学試験要項（根拠資料 5-4 p.1）で公表している。また、高校生と保護者にはオープンキャンパスで、高等学校の進路指導担当者には入試説明会で周知している。

AP の中で、入学前の学習歴・学力水準・能力等の求める学生像については、大学全体の AP の中で、「学ぶ意欲・創造性・問題解決力・コミュニケーション能力を備えた学生、また、大学教育を受けるにふさわしい学力、すなわち基礎知識・基礎技能、理解力を備えた学生を求めている。」と明確に示している。

この大学の求める学生像を踏まえ、学部、学科の特性に応じた具体的な求める学生像を示している。例えば、総合健康学科では「高等学校において、「生物基礎」「化学基礎」及び「科学と人間生活」のいずれかを履修し、科学的分野への興味及び理解力を身につけている。」と求める学習歴を示し、「健康スポーツコースにおいては、児童生徒及び社会における世代を超えた人たちに身体活動維持・増進、競技スポーツ向上・支援に寄与するため、活動的で、探求心があり、多様な興味を持ち合わせている。また基礎的な身体能力や知識・運動に親しむ資質や能力を身につけていることを示すため、保健体育の評定平均値が 3.5 以上であることを望む。」と求める能力等を明確に示している。

入学希望者に求める水準等の判定方法については、APに従って適切な評価内容を定め、2020年度入学試験要項「入学者選抜方式別基本方針」の中で入学希望者に開示している（根拠資料 5-4 p.36）。ここには入試制度ごとに、どのような試験科目を課し、各試験科目において学力・意欲・態度等のどの側面を判定するかを示している。これにより、入学希望者が選抜制度ごとに求められる評価の内容と水準を確認することができ、適切な受験方法を選択することができる。

以上のように、APを定め、ホームページで公表している。

【学生の受け入れ一点検・評価項目②】

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

＜評価の視点その1＞

学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

＜評価の視点その2＞

授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

＜評価の視点その3＞

入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

＜評価の視点その4＞

公正な入学者選抜の実施

＜評価の視点その5＞

入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

（1）現状説明

APに基づく学生募集については、2019年度末からオープンキャンパスの企画運営を大きく変更する予定であったが、感染拡大したCOVID-19の影響により、2020年度からの実施となった。入学者選抜において多面的評価が重視されていることを踏まえ、各学科企画の内容をより多面的にし、種類も増加させている。この施策により、平均滞在時間は2019年度と比較すると約1時間増加し、3時間30分となっており、教職員とのコミュニケーションの機会が増加し、一人ひとりの高校生と向き合うことができるようになった（根拠資料 5-5）。今後は、出願に直結するような入試との連動強化を図る計画である。なお、2020年度はCOVID-19の感染防止策として、完全予約制の実施、入場時の入念なチェック体制等を整備した上で、6月から来場型オープンキャンパスを実施し、受験生の進路選択の機会創出に努めている。

本学ではAPに基づき、それぞれの専門性に適合した入学者を確保するため、AO入試、公募制推薦入試、指定校制推薦入試、スポーツ推薦入試、専門高校・総合学科対象入試、

地域活動対象入試、帰国子女入試、社会人入試、私費外国人留学生特別入試、一般入試、大学入試センター試験利用入試及び特別入試を設定している。そして特定の学力や能力に偏ることなく、多様な観点で選抜を実施している。

本学の特色ある入試としては、AP に定める「地域社会に貢献する女子の育成」に基づいた地域活動対象入試がある（根拠資料 5-4 p.26）。地域活動対象入試は、地域活動を積極的に行っており、地域に貢献したい意欲のある者を受け入れるために 2020 年度入試から実施しており、プレゼンテーションと面接を通して、地域活動への取組姿勢、興味・関心、学習意欲を評価することになっている。2020 年度入試では、3 人が地域活動対象入試を利用した（内入学者 1 人）。

本学独自の奨学金制度等の経済的支援に関する情報はホームページで公開し、特に受験生には入学試験要項で紹介している（根拠資料 5-4 p.6・p.33）。また、オープンキャンパスでは、学生支援部がその都度相談に応じている。

AP をはじめ入学者の選抜に関する事項の立案は、入試広報部が作成した案を運営会議で協議し、運営会議の構成員を含む入試委員会の議を経て、学長が意思決定を行っている。また、入試委員会の下部組織としてアドミッション検討委員会を設け、入試選抜方法の改善にかかわる調査研究、入学者選抜結果の分析と評価、入学者の学業成績等の追跡調査等を行っている。しかしながら、2019 年度はアドミッション検討委員会での検証後、入試広報部長が学長には報告を行っているが、運営会議への報告ができていない。

公正な入学者選抜の実施のため、入試問題の作成については、本学教員からなる問題作成・検討委員会において作成している。この委員会で作成された問題は問題確認委員会において文体、出題形式、記号等の統一を含めた点検を行っている。

入試判定は、まず入学者選抜の実施業務を担当するアドミッションセンターにおいて各学科の合格基準に関する資料を作成する。その資料をもとに学科会議で可否判定案を検討する。その後、入試委員長が教授会で入学試験が公正に実施されたことを報告した上で学科案について審議する。その判定結果を踏まえて、学長が最終的な決定を行っている。

入学を希望する者への合理的な配慮の一つに、入学試験要項の中で、身体に障がいがある受験者への配慮を示す等、入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜を実施している（根拠資料 5-4 p.42）。

2020 年度は、COVID-19 の感染拡大の影響を受けた受験生及び家族の心理的、経済的負担が大きいと想定される。本学では、それら負担の軽減及び受験機会の公正性の創出を目的とした三つの取組を実施している。一つ目は入学検定料完全無償化措置の実施である（根拠資料 5-6【ウェブ】）。この措置は緊急事態宣言直後の 2020 年 5 月上旬に全国初となる公表を行い、本学の志願者にいち早く安心を届けた。また、受験後の納付金返金方式ではなく、一時的な納付も必要がない完全無償化方式としている。二つ目は **Computer Based Testing (CBT)** 方式での入試の実施である。この方式は、移動を伴う感染リスクの軽減を目的に経営学部（2021 年 4 月開設）の公募制学校推薦型選抜、一般選抜の一部日程にて実施している。全国に設置されたテストセンター約 80 会場から、近隣の会場を選択することが可能であり、特に地方在住の受験生にとっては、都市部への移動を必要としないメリットがある。三つ目はオンライン面接の実施である。CBT 方式と同様に、都市間の移動を必要としないオンライン面接を、公募制学校推薦型選抜、スポーツ特別選抜にて実施して

いる。

以上のように、AP に基づいた学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制の適切性の検証に課題は残るが、学生の受け入れについては概ね公正に実施できていると判断できる。

【学生の受け入れ一点検・評価項目③】

適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

＜評価の視点その1＞

入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・入学定員に対する入学者数比率
- ・編入学定員に対する編入学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

（1）現状説明

入学定員及び収容定員の適切な管理の中で、入学定員に対する入学者数比率については、人間健康学部（総合健康学科、人間看護学科、食物栄養学科）及び人間教育学部（児童教育学科）の2学部4学科体制の中で、2020年度入試において、人間健康学部は入学定員255人に対して入学者268人で充足率1.05、人間教育学部は入学定員95人に対して入学者数53人で充足率0.56となっている。大学全体では入学定員350人に対して入学者数321人で充足率0.92となっている。2013年度入試（充足率1.17）より充足率は減少し続け、2016年度入試（充足率0.99）には充足率100%を下回り、現在に至っている。

2020年度入学者選抜の編入学定員に対する編入学生数比率については、編入学定員5人（人間健康学部総合健康学科3人、人間教育学部児童教育学科2人）に対して、2人（総合健康学科0人、児童教育学科2人）の入学者があった（大学基礎データ表2）。第2期認証評価において、人間教育学部の編入学定員に対する編入学生数比率が低いことに対して改善が必要であるとの努力課題が課された。2014年度は人間教育学部の編入学定員が5人であったが、2016年度から編入学定員を5人から2人に減じており、2019年度の人間教育学部の充足率は100%となっている。2019年度を除き、児童教育学科の編入学希望者が定員を下回る年度が多かったため、2020年度編入学・転入学入試では児童教育学科において新たに指定校制を導入する等、安定した編転入学者数の確保をめざしている。

収容定員に対する在籍学生数比率は、2019年5月1日現在、人間健康学部は収容定員1026人に対し在籍学生数1086人で在籍学生数比率は1.06、人間教育学部は収容定員384人に対し在籍学生数231人で在籍学生数比率は0.60である。大学全体としては、収容定員1410人に対し1317人在籍し、収容定員充足率は0.93であった。収容定員に対する在籍学生数の過剰に該当する学科は人間看護学科である。このことについては、第2期認証評価において努力課題となっている。

2014年5月1日現在、人間看護学科定員320人に対して383人在籍し、在籍学生数比率は1.20であったが、2019年5月1日現在、在籍学生数387人で在籍学生数比率は1.21

と微増している。入学定員（定員 80 人）に関する充足率は、2020 年度 1.10、2019 年度 1.21、2018 年度 1.13、2017 年度 1.10、2016 年度 1.20 であり、平均すると 1.15 となる（大学基礎データ表 2）。

年度ごとに入学手続者数の変化があり入学定員の管理は困難を伴うが 1.20 以下になるように努めている。在籍学生数の超過理由は入学選抜だけが原因ではない。学科の特徴として養成課程のため実習に行けない過年度生が増えており、これにより 4 年間で卒業できない学生がいることも大きな原因である。この問題に対して人間看護学科では、2014 年度から学生自らが履修計画や相談ができる単位未修得学生を対象とした履修相談会を開催した。履修相談会では、いつでも学生の相談に的確に応じることができるように、必ず 2 人以上の教員で相談に対応する体制を取っている（根拠資料 5-7 p.7）。しかし、2015 年度以降も在籍学生数比率が高い状況が続き、特に 4 年次生の在籍学生数比率が高く、毎年の自己点検・評価項目においても未完了として解消に向けて指示、取組を継続していた（根拠資料 2-9 p.102）。例えば、2018 年度からは、各科目担当者が学生の履修過程において、学生の学びの状況をみながら授業を進めることで、学生の単位修得に向けての支援をする等の対応を行ったが、抜本的な改善には至らなかった。そこで、2019 年 12 月の学科会議において、2020 年度の入学生から講義・演習・実習の科目履修条件を緩和し、柔軟な運用を行うことを決議した（根拠資料 5-8、5-9）。今後は過年度生が 1 学年当たり 3～5 人程度減少できる見込みである。

収容定員に対する在籍学生数の未充足に該当する学科は人間健康学部児童教育学科である。入学定員充足率、収容定員充足率の未充足については、第 2 期認証評価において努力課題として指摘されている。人間教育学部は、2008 年度に人間健康学部幼児教育学科を基礎に、小学校教員免許の養成課程を新設することから開設した学部である。2016 年度から入学者数の減少が続いているが、この原因は本学における幼稚園教諭、保育士の養成課程は多くの人材を輩出し、伝統があるものの、小学校教諭の養成課程は新設であり、競合大学である阪神間の近隣女子大学において教員養成課程を有する大学が増加し、本学を志望する学生数が一時的に減少したこと、また、教育課程において教員養成校として学科の特色を十分に発信することができなかったことにあると思われる。

この問題への対応として児童教育学科では 2017 年 2 月 16 日の学科会議において、学科の独自性を明確にし、在学生の成長する姿を丁寧に社会に見せるという基本方針を再確認し、2020 年度から恒常的に定員を充足させることをめざして教育内容、学生募集、学生支援活動を総合的に改善する「学科の価値向上に向けた取り組み」計画（根拠資料 5-10）を決定し、速やかに実施に移した（根拠資料 5-11）。この他、従来から取得可能であった免許に加え、2020 年度入学生から、中学校教員免許（英語）を取得可能とした。それに伴い、資格・免許取得のための履修モデルを設定し、目的意識に応じた選択肢を明確に示すことによって、受験生を増やし定員充足につなげていきたいと考えている。また、兵庫県の小学校教員採用試験において、中学校英語の教員免許取得者については 20 点の加算措置があること等から、公立小学校教員への進路確保に役立ち、学生募集に活かすことができると考えている。

また、教員採用試験の合格者を増加させることにより、教員をめざす志願者が本学を選択するよう、2020 年度から新たに専任教員 1 人と特任講師 2 人を配置した「教職支援室」

を設置し、教員採用試験を志望する学生への教員採用試験対策講座や集団面接・集団討論指導の企画立案・実施等の「受験学習指導」、教員採用試験の結果分析・データ化等の「学習支援事業」、さらに「受験や教職に関わる相談」等の業務を行うこととしている。

その他、入学者数増をめざして新たな取組を実施している。例えば、2018年度には高大連携協定校6校に対して高大連携協定入学前教育特別プログラムを導入し、意欲のある高校生の確保に努めた（根拠資料 5-12）。2019年度には児童教育学科独自に、学びに適性があり、入学意思・目的が明確で、学業その他の活動において成果を上げた高校生に入学してもらい、大学で様々な学びにチャレンジしてもらうことを目的とした「児童教育学科チャレンジ奨学生制度」を導入し、17人が利用した（根拠資料 5-13）。

また、収容定員未充足の原因の一つに大学の認知度の低さがあると考え、2018年度から企画運営部で大学全体のブランディング事業を展開した。本学の現状分析、スクールカラー・ロゴタイプの作成、本学情報の積極的な発信、地域連携等、様々な取組を行い大学全体の志願者数増をめざし取り組んでいる。2020年度には学生募集活動等を充実させるため、学長直下の広報戦略室を新たに設置し、積極的に学生募集を進める予定である。学長をはじめ、各学科と広報戦略室が一体となって定員充足をめざし、教育研究の改善と質の向上に努め、学生募集広報活動をより活発に行うことにしている。

以上のように、児童教育学科では学生募集の取組を進めているが、入学定員を充足するに至っておらず、大きな課題であると認識している。

【学生の受け入れ一点検・評価項目④】

学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【点検・評価項目④に対する評価の視点】

<評価の視点その1>

適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

<評価の視点その2>

点検・評価結果に基づく改善・向上

（1）現状説明

学生の受け入れの点検・評価については、2015年度から入試委員会の下部組織としてアドミッション検討委員会を設け、入試選抜別追跡調査（根拠資料 5-14）と入試分析データを参考に入試制度の適切性について検証を行っている（根拠資料 5-15）。

各学科は毎年の自己点検・評価活動の中で点検・評価を行っている。例えば、点検評価項目③に記載した児童教育学科の定員未充足については、第2期認証評価後、毎年の自己点検・評価の最重要課題として取り組んできた。また、大学全体の問題として捉え、2019年11月に運営会議から最重要指示事項として「児童教育学科の収容定員充足率0.60以上」

を全学的に指示した。これを受け、児童教育学科では独自に在学生の協力のもと、高校生の目線に立ったパンフレットを作成し（根拠資料 5-16）、学科教員が高校や塾を訪問するとともに（根拠資料 5-17）、2020 年 1 月に阪神電鉄なんば線等の 1 編成 6 車両内の広告貸切をする等（根拠資料 5-18）、学科として収容定員充足に向け、周知に努めた。

このように運営会議から指示を出すことで内部質保証の PDCA サイクルを機能させ、学生募集の改善につなげようとしているが、学長が入試委員会の構成員であることが原因で、適切性の検証が入試委員会止まりであり、運営会議につなげられていない。このことから、学生募集の施策が十分立案できなかったとの認識をもち、適切性の検証プロセスを改めて確認した（根拠資料 5-19、5-20）。また、2020 年度に設置する広報戦略室において、学生募集戦略を積極的に進めていく予定である。

以上のように、学生の受け入れにあたっては、入試制度の企画、入試結果分析、学生募集戦略を一体のものとして取り組まなくてはならないが、委員会組織を十分機能させることができていない。2020 年度以降は、委員会運営の見直し等を行い、適切性の検証プロセスに沿って検証し、改善・向上に向けた取組を行うことにしている。

（２）長所・特色

なし。

（３）問題点

収容定員を充足させることが最重要課題である。そのため、学科や入試広報部等で各々対応策を検討しているが、断片的、逐次的となっていることがあり、一つの対策として組織的に取り組むことができていない。今後は、PDCA サイクルを機能させる委員会運営の再構築と適切性の検証の実施が必要である。

（４）全体のまとめ

AP を適切に定め、ホームページ等を通じて広く社会に向けて公表している。そして、公正な入学者選抜を行うための大学としての体制を整備し、適切に学生の受け入れを行っている。入学定員に対する入学者数と、収容定員に対する在籍学生数については、第 2 期認証評価結果において努力課題として指摘されており、この間全学的な課題として学生募集の取組を進めてきたが、定員を充足するに至っていない。2020 年度に設置する広報戦略室において、学生募集戦略を積極的に進めていく予定である。

学生の受け入れについての適切性の検証は、委員会組織を十分機能させることができておらず、運営会議で検証する体制が構築されていなかった。今後は、運営会議において全学的な改善方針を策定し、PDCA サイクルを機能させる委員会運営の再構築を行い、適切性の検証を実施し、改善・向上に努めていく。

《第6章 教員・教員組織》

【教員・教員組織一点検・評価項目①】

大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

＜評価の視点その1＞ 大学として求める教員像の設定 ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等 ＜評価の視点その2＞ 各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

（1）現状説明

大学の理念に掲げた教育・研究・社会貢献を実現するため、本学の「求める教員像」と「園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部の教員組織の編制方針」（以下、「教員組織の編制方針」と記す。）を次のように定め、教授会等を通じて学内に周知し、ホームページで公表している（根拠資料 2-2【ウェブ】）。

園田学園女子大学の求める教員像

園田学園女子大学として求める教員は、建学の精神「捨我精進」及び教育理念に基づき、「人材育成上の目的」「学位授与方針」「教育課程の編成・実施方針」「学生の受入れ方針」を十分に理解し、以下の能力を有するものとする。 1. 健康・教育・生活に関わる基礎的な研究をもとに、社会が求める独自の応用的・実践的な研究を遂行できる能力 2. 一人ひとりの学生を大切に、「三つの方針」（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受入れ方針）を実現し、経験値教育を実践する能力 3. 研究実績に基づき、地域と共に歩みつつ発展する大学の一員として社会貢献する能力

学位課程の専門分野を端的に整理した「健康」「教育」「生活」に関連する研究に取り組み、「一人ひとりを大切に」「経験値教育」という教育を実践し、「地域と共に歩む」大学人として社会貢献する教員像を描いている。

園田学園女子大学の教員組織の編制方針

大学理念及び各学部、各学科の教育理念・人材育成上の目的並びに学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生支援の方針など各種方針とそれらの目標を実現するために、以下の方針に沿って教員組織を編制する。 1. 専任教員は学部学科・研究所に所属し、協力して学部学科・研究所運営にあたるとともに、共通科目のカリキュラムの運営を担う。また、委員会等の職務についても連携、
--

分担する。

2. 「園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部の運営に関する規則」に基づき運営体制を整備し、教育研究に係る責任の所在を明確にする。
3. 大学設置基準、短期大学設置基準を満たし、学部学科ごとに常に適正な数の教員を配置する。
4. 教育課程上主要と認められる授業科目については、専任教員が担当することを原則とする。
5. 専任教員の採用にあたっては、「園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部の求める教員像」に合致した、人格、学識において大学教員として相応しい資質を有している人物を採用できるよう最善を尽くす。また、年齢構成や男女比率についても配慮する。
6. 教員の採用、昇任については、学校教育法、大学設置基準、短期大学設置基準に準拠して本学が定めた「園田学園女子大学教員資格審査基準」「園田学園女子大学短期大学部教員資格審査基準」に基づいて行い、適切性・透明性を確保する。
7. 教員の資質向上を図るために、FD（ファカルティー・ディベロップメント）の機会を設け、組織的かつ多面的な方策を実施する。

大学の編制方針を受け、人間健康学部、人間教育学部の編制方針は、各学部の特性に基づき、「教員の配置」「教員構成」「教員の採用・昇任」「資質向上」について定めている（根拠資料 6-1【ウェブ】）。

以上のように、大学の理念に基づき、大学として求める教員像を設定し、「教員組織の編制方針」を明示している。

【教員・教員組織一点検・評価項目②】

教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

＜評価の視点その1＞

大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

＜評価の視点その2＞

適切な教員組織編制のための措置

- ・教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性
- ・各学位課程の目的に即した教員配置
- ・国際性、男女比
- ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮

＜評価の視点その3＞

教養教育の運営体制

（1）現状説明

教員組織は、「教員組織の編制方針」に基づき、以下のように学位課程の目的と特性に合わせて適切に編制している。また、教員組織、教員数、教員の有する学位及び業績に関する情報は、ホームページで公開している（根拠資料 6-2【ウェブ】）。

大学全体の専任教員数は 82 人で、大学設置基準上の 60 人を満たし、教育研究上必要な規模の教員組織を編制している。専任教員一人あたりの在籍学生数は、大学全体では 15.8 人である。各学位課程に設置している免許・資格の課程基準も充足した上で、目的に沿って適切な少人数教育を実践する教員規模を整えている（大学基礎データ表 1）。

本学では、学部構成の特性や女子大学であることを踏まえ、男女比率や年齢構成、国際性等を配慮し、教員組織を編制している。

まず、男女比率において、大学全体では、男性 41.5%（34 人）、女性 58.5%（48 人）で、女性の比率が高い。人間健康学部では男性 35.5%（22 人）、女性 64.5%（40 人）、人間教育学部では男性 60.0%（12 人）、女性 40.0%（8 人）である（根拠資料 6-3）。大学全体の女性比率が高いことは、本学が掲げている「社会的、精神的、そして経済的に自立した女性を育成する」という使命を果たしていく上で、学生の身近なロールモデルとして機能している。

次に、大学全体における教員の年齢構成については 50 歳以上の比率が 70.7%、30 歳～39 歳は 8.5%で、50 歳以上の占める比率が高い（大学基礎データ表 5）。これは、人間健康学部、人間教育学部とも教育課程に免許・資格に関わる実習系科目を多く含み、一定の現場経験・指導経験を重視することによる。特定の範囲の年齢に偏りが著しく生じることがないように、バランスのとれた年齢構成に配慮して今後も教員編制を進めていく。

また、国際性については、全学の異文化理解、英語コミュニケーション能力の向上を目的に、1992 年度から継続的に学術交流協定を結ぶニュージーランドのカンタベリー大学教育学部（当初はクライストチャーチ教育大学、のちにカンタベリー大学に統合）から外国人教員を招き、人間教育学部に 1 人所属している。人間教育学部を 2008 年度に開設して以来、小学校英語に注力しているが、2020 年度に中学校教諭一種免許状（英語）を取得できる「小中英語コース」を開設する。全学の異文化理解教育、英語コミュニケーション教育の促進と人間教育学部英語教育の充実のため、英語担当教員を中心に国際交流センター所属の外国人スタッフ（ニュージーランド滞在のカウンセラー、アシスタントマネージャー）との連携体制を強化していく。

主要授業科目の専任担当状況については、学科専門科目が 93.3%（総合健康学科）～76.7%（児童教育学科）、大学共通・学部共通・学部基礎科目が 90.5%（総合健康学科）～79.0%（食物栄養学科）のように専任教員の担当率が高い（大学基礎データ表 4）。これらのうち、1 年次「初年次演習Ⅰ・Ⅱ」（大学共通科目）、3・4 年次専門ゼミ（卒業研究を含む）、実習科目の教授・准教授担当率はそれぞれ、89.5%、79.0%（各学科の平均）、71.7%（同）で適正に教員を配置している（根拠資料 6-4）。

専任教員の授業担当負担への配慮として、「教育職員の勤務日数並びに勤務時間規程」に基づき、担当基準時間を1週12時間（年間12コマ）と定めている（根拠資料6-5）。2017年度、2018年度、2019年度の年間担当コマ数の平均は、人間健康学部が13.9コマ、13.7コマ、13.5コマ、人間教育学部が12.6コマ、11.2コマ、10.9コマである。3年間の大学平均では12.6コマであり、教員の授業担当負担はおおむね適切であるといえる（根拠資料6-6）。なお、食物栄養学科の平均は15.8コマ、16.9コマ、17.1コマであり、負担が大きい状態が続いているので、改善に努める。

教養教育は主に大学共通科目で行っている。大学共通科目は共通教育委員会が管理運営している。共通教育委員会は、①健康・自然科学、②インターネットキャンパス、③人文科学・社会科学・基幹・初年次演習、④情報リテラシー、⑤日本語リテラシー、⑥英語リテラシー、⑦国際交流、⑧健康・スポーツの8分野の責任者と教学支援部長等の構成員からなる。また、学部共通・学部基礎科目及び学科の専門教育科目は学部、学科が管理運営する。学部学科間の連携や調整は教務委員会で行い、大学共通科目、学部共通・学部基礎科目、学科専門教育科目を統合したカリキュラム全体をカリキュラム委員会で俯瞰・点検し、総合調整を行っている。なお、カリキュラム委員会の議を経た翌年度の開講科目・担当者案は運営会議に提案することをこれまで明確にしていなかったため、2020年度から改めたい。

大学共通科目の担当は、「教員組織の編制方針」にあるとおり、学部学科に所属する教員が、専門性と各自の担当コマ数に照らして分担している。大学共通科目及び学部共通・学部基礎科目の専任担当率は70.8%（各学科の平均）である（大学基礎データ表4）。このような大学共通科目の運営は、教員に全学学生への授業機会を提供し、共通科目担当者間の交流をも促進している。教員組織の活性化に寄与しており、本学の特色といえる。

以上のように、大学及び学部が責任を持って教育研究の成果を上げるため、「教員組織の編制方針」に基づき、適切に教員組織を編制している。

【教員・教員組織一点検・評価項目③】

教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

＜評価の視点その1＞

教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

＜評価の視点その2＞

規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

（1）現状説明

教員の募集・採用、昇任については、「教員組織の編制方針」に示した規程と基準等に基づき、手続を定め、実施している。手続を明文化し、教職員に公開することにより公正性を担保している。

採用・昇任は、学長の内申に基づき、理事長が行うことと規定している（根拠資料6-7）。

資格基準は、大学設置基準及び本学資格審査基準による（根拠資料 6-8）。審査体制は、本学資格審査規程に定めている（根拠資料 6-9、6-10、6-11）。

募集は公募を原則とし、教員資格審査委員会による書類審査と面接による選考の後、教授会審議、理事長・学長面接を経て、学長の推薦に基づき、理事長が採用を決裁するという手続を踏む。昇任は、教員資格審査委員会による職位適格性の審査、教授会審議を経て、学長の推薦に基づき、理事長が昇任を決裁する。これらの手続に従い、2020 年度は、人間健康学部で 9 人の採用、人間教育学部で 2 人の採用を行った（根拠資料 6-12、6-13、6-14）。

以上のように、教員の募集・採用、昇任は公正かつ適切に行っている。

【教員・教員組織一点検・評価項目④】

ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

＜評価の視点その 1＞

ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

＜評価の視点その 2＞

教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

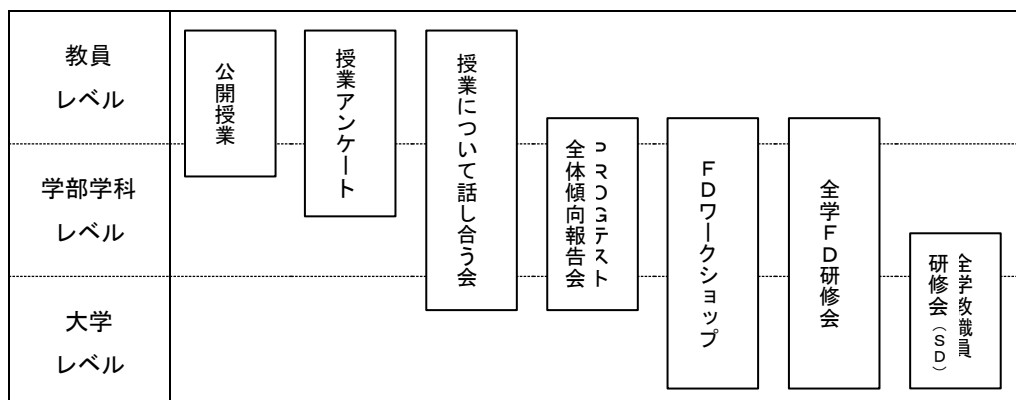
（1）現状説明

教員の資質・能力の向上に向け、多面的組織的に FD 活動を推進している。「授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究」（大学設置基準第 25 条）をやや広義に捉えるとともに、諸活動に階層性を持たせて、教員、学部学科、大学の三つのレベルに留意した活動に取り組んでいる。

教員レベルは、個々の教員が担当授業について内容や方法を改善することに資する活動である。学部学科レベルは、教員組織が学部、学科の専門教育や共通・基礎教育について点検、整備、開発することに資する活動である。大学レベルは、全教職員が自学や高等教育、現代社会について理解を深めることに資する活動である。

諸活動は、これらのいずれかのレベルを中心に置いて企画をしているが、多くが重層的であることから、教員には常に複眼的な視点を持って参加することを求めている。毎年の全学的活動には、図のように「公開授業」「授業アンケート」「授業について話し合う会」「PROG テスト全体傾向報告会」「FD ワークショップ」「全学 FD 研修会」「全学教職員研修会（SD）」がある。参加対象者や内容、運営の点から、FD 委員会（根拠資料 6-15）とともに教学支援部、企画運営部、事務管理部が連携・分担して実施している。

全学的FD活動



「公開授業」(FD委員会・教学支援部実施)では、毎学期に期間を設定して学科科目及び大学共通科目から数科目ずつ公開している。全学の教職員が自由に参観でき、参観後には授業実施者と参観者との意見交換や期間終了後に各学科で授業実施者、参観者の立場から振り返りを行うことで、授業改善に役立てている(根拠資料 6-16 p.2)。

「授業アンケート」(FD委員会・教学支援部実施)は、専任教員・非常勤教員の全授業を対象に毎学期末に行っている。学生は、当該授業中に教員の案内に従い、学生ポータルサイトで回答する。教員は、アンケート結果(自由記述を含む)を受けたコメントを学生ポータルサイトに返し、次学期以降の授業改善に役立てる。学部長、学科長は、アンケート結果により、授業の状況を把握し、教育改善に役立てる。各学科では、アンケート結果について意見交換を行い、教員個々の課題と改善案を学科レベルで共有する。年度末には詳細なデータをまとめた冊子を発行し、学部長・学科長の総括コメントも記載し、全教員に配付している(根拠資料 6-16 pp.15~60、6-17)。

「授業について話し合う会」(学生FD委員会実施)は、FD活動の学生組織である学生FD委員会(根拠資料 6-18)が企画運営し、12月に実施している。学長、学部長、学科長を含む教員の他、管理職を含む事務職員も参加する。授業アンケートの結果を踏まえてテーマを設定し、学生と教職員が混成グループをつくり、ワークショップ形式で話し合う。2019年度は「防犯に関するアンケートの報告会 2019」を行ったため話し合う会は開催しなかった(根拠資料 6-16 pp.8~13)。2018年度は、普段の授業の中で感じる課題とその対策について学科ごとのグループで話し合った。学生FD委員がファシリテーターを務め、授業改善及び教員と学生との相互理解に基づいた教育改善に役立てている(根拠資料 6-19 pp.8~13)。

「PROGテスト」(企画運営部実施)は、各学科対象学年の全学生に対して7月~10月にリテラシーとコンピテンシーを測定する。測定データの蓄積は、学習成果の伸長をおおよそ判断できるものと考え、学習成果の可視化の指標の一つとして用いている。テスト後おおむね1か月で学生に個人結果を配付し、学生向けに解説会を開く。2月に教員向けに学科単位の全体的傾向について調査会社による分析報告会があり、学部学科教育の検証に活用している(根拠資料 4-22)。

「FDワークショップ」(企画運営部実施)は、大学の理念・目標・方針・経験値教育等

について理解を深めるワークショップで、毎年1～2回全教職員が参加できる日程を調整して実施している。「FDワークショップ」は総称で、実際には毎回内容が伝わりやすいタイトルをつける。2019年度は三つの方針の適切性を検証する作業も兼ねた「ディプロマ・ポリシーのブラッシュアップ ワークショップ」であった。学長、学部長、学科長を含む教員と事務職員が参加するが、内容によって必須の参加者を指定する場合もある。2019年度は教務委員、共通教育委員、入試広報部職員が指定参加し、実施した(根拠資料 6-20)。

「全学 FD 研修会」(FD 委員会・教学支援部実施)は、大学構成員が高等教育に携わる者として専門的な見識を持つことを目的に2月～3月に実施している(根拠資料 6-21)。その時期にふさわしいテーマを設定し、外部講師を招き、研修会を開催する。全教職員に参加を義務付けている。2019年度のテーマ(タイトル)は「権限役割によらない全員発揮のリーダーシップとは」であった。直近3年間の出席率は次のとおりである。

全学 FD 研修会の直近3年間の出席率

年度	教育職員			事務職員			合 計		
	人数	出席者	出席率	人数	出席者	出席率	人数	出席者	出席率
2017	88 人	71 人	80.7%	69 人	36 人	52.2%	157 人	107 人	68.2%
2018	94 人	74 人	78.7%	75 人	58 人	77.3%	169 人	132 人	78.1%
2019	93 人	89 人	95.7%	71 人	52 人	73.2%	164 人	141 人	86.0%

「全学教職員研修会」(事務管理部実施)は、本学構成員として、また社会を構成する一員として、自学、高等教育、現代社会への理解を深めることを目的に夏季に実施している。位置付けはスタッフ・ディベロップメント(SD)活動である。2019年度の講演タイトルは「キャンパスハラスメントの現状と対策について」であった。

学生 FD 委員会は、「授業について話し合う会」の他に、「FD ニュースレター+ (プラス)」の発行、「学生 FD サミット」への参加、「しゃべり場」の開催等の活動をしている。内容に応じて、全学生・教職員対象に向けて報告会を開催する等、幅広く活動をしている。2019年度には前述のとおり「授業について話し合う会」の代わりに、「防犯に関するアンケートの報告会 2019」を実施した。

これらの活動の質をより一層向上させるために、FD 委員会や関係部署は定期的に点検を繰り返している。例えば、授業アンケートは、2014年度に学生ポータルサイトで回答することに変更してから回答率が期待を下回っているため、回答率向上の方策について検討を重ねている(根拠資料 6-22)。また、アンケート結果を組織的に授業改善に活用するため、2020年度からは、学科会議で結果の解釈、課題、改善策等について検討した記録を教学支援部長に提出するシステムにする予定である。

学部学科では教育内容や付与する免許・資格等に応じて、教員レベルと学部学科レベルで固有の取組を行っている。例えば、人間看護学科では「教育改革充実委員会」を設置し、学科教育の充実を図る研修会を定期的の実施している(根拠資料 5-7 pp.12～18)。また、

児童教育学科では保育・教育現場での情報端末機器の活用を研究する「タブレット研究会」を組織し、実習記録のデジタル化による指導法改善を進めている（根拠資料 6-23）。

2020 年度の COVID-19 への対応・対策として、5 月末まで全授業を遠隔授業とし、その後 1 学期は、実技・実験・実習以外は遠隔授業を継続することとした。全教員が授業計画の変更と遠隔授業の準備に追われたことを受け、教学支援部長をリーダーとして「授業対策プロジェクト」を設置し、全学的支援を開始した。プロジェクトチームの企画により、当面の授業準備と遠隔授業への理解を促進するため、FD 研修を実施した。まず、本学の遠隔授業のシステム「manaba」の活用講座とウェブ会議システム「zoom ミーティング」の体験講座を全学的に開催した（根拠資料 6-24）。その後、「manaba」を使用した円滑な授業運営のためのオンライン講座を 2 回開催した。また、「manaba」を使用した授業について、1 学期終了直後に学生と教員に対してアンケートを実施し、分析作業を進めているところである（根拠資料 6-25、6-26）。この他に、児童教育学科では、2 学期も遠隔授業が継続することを念頭に、1 学期終了直後に振り返りを行った。遠隔授業の改善を目的に 4 人の教員が事例発表をした（根拠資料 6-27）。1 学期のアンケート結果を踏まえ、2 学期は授業の質、教育の質を一層向上させるための取組を進める。

本学の研究・社会貢献については、教育研究環境と社会連携・社会貢献の各方針に原則的事項を記している（根拠資料 2-2【ウェブ】）。

各方針に基づいた活動は、「第 8 章 教育研究等環境」及び「第 9 章 社会連携・社会貢献」に詳細に記述する。ここでは研究、社会貢献に関して 1 例ずつ取り上げる。

教員が大学教育の質的向上に供する研究課題に新たに取り組もうとするとき、経費助成を受けられる学内競争的資金の「教育改革助成金」がある。例えば、自己の専門分野ではない FD に関連した教育課題について萌芽的な研究をする場合にも申請できる。専門研究の経験を大学教育全般の課題解決の研究に活かすことができる。2019 年度に採択された研究テーマは「時代に対応した情報教育教材の開発」「学生の日本語力養成のための教材開発」「十文字学園女子大学との大学間連携プログラムの構築」であった（根拠資料 4-24、6-28）。

2013 年度に大学 COC 事業に採択されたのを機に多様な地域連携活動を展開してきた。その一環として、事例研究をはじめ地域活動に役立つ情報とつながりをつくる研究会「まちづくり解剖学」を年 3 回程度開催している。2019 年度は「白山市の魅力発信 From 白山市立松任中学校」「学校に行く？学校に行かない？ みんなで考えよう～不登校～」等のテーマで開催した（根拠資料 6-29【ウェブ】）。新しい地域連携プログラムの開発や地域課題の解決をテーマにする必修科目「大学の社会貢献」「つながりプロジェクト」の充実に寄与している。

教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用は、毎年実施している人事考課で確認し、翌年度の処遇に反映させている（根拠資料 6-30）。また、研究業績はもとより、教育活動や社会活動の実績を重視し、正しく評価するため、昇任時の審査資料、教員組織の点検時の参考資料に用いている。人事考課では、教育活動、研究業績、社会活動、学科運營業務の項目について自己採点する。1 次評価者（学科教員は学科長、学部共通教員は学部長）との面談を行い、2 次評価（学科長は学部長、学部長は学長）を経て、理事長、学長が最終評価を行う。面談に基づき、教員に必要な支援も提供する。最終評価後の人事考課表は教員に返却する。教員による最終評価の調査・確認を申請する手段も確

保し、客観性、公平性を担保している。研究業績は、学内イントラネット上の研究業績管理システム研究業績プロに教員自身が入力し、ホームページ等で公開するとともに、その内容の一部は研究者情報のデータベースであるリサーチマップに連動させている（根拠資料 6-31【ウェブ】）。なお、中・長期計画「SONODA VISION 2030」では、教員の組織力向上を目的の一つとして、教員一人ひとりの教育・研究・社会活動の実績をデータベース化し、学内で自由に検索できるシステムの構築を検討課題にした。他学部他学科の教員との連携授業、共同研究の可能性拡大や教員間交流の活発化、地域社会への公開講座の企画等に活用したい。

以上のように、FD 活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげている。

【教員・教員組織一点検・評価項目⑤】

教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

<評価の視点その1> 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 <評価の視点その2> 点検・評価結果に基づく改善・向上
--

（1）現状説明

教員組織の適切性の点検・評価は、内部質保証体制の中で、次のように行っている。

学科は、専任教員・非常勤講師の採用・昇任、関係法令の改正、毎年度の科目担当、教育課程の変更等に合わせて、教務課・人事課が提供する資料に基づき、現組織の点検作業を行う。とりわけ、採用・昇任時には、「点検・評価項目③」に記したように、学部長・学科長は男女比率、年齢構成、職位、専門分野、担当授業科目等について中長期的な見通しを持って教員組織を構想する。

教員資格審査委員会は、採用・昇任にあたり人事計画案に基づいた提案を学部・大学の観点から審査する。学科の教育目標、教育課程編成・実施の方針、必要な研究業績や教育経験等組織の現状をつぶさに点検しながら候補者を審査する。教員の資質能力を向上させるためのFDの取組の検証は、「評価項目④」に示した活動の企画・実施主体が第一に点検・評価する。学科固有の取組については、学科自らの点検に加えて、採用・昇任に関わる教員資格審査委員会でも教員育成の観点から、点検・評価し、助言できるようにしている。

これらの学科・教員資格審査委員会での点検・評価は、自己点検評価・評価報告として全学自己点検・評価委員会を経て、内部質保証に責任を負う組織である運営会議に提出する。運営会議では、大学全体の観点から改めて点検・評価を行い、必要な改善指示を出す。例えば、2019年度実施の点検・評価では、研究業績の公開状況が不十分であるため2020年3月までに研究業績プロへの登録とリサーチマップへの公開を必ず行うよう運営会議から各学科と所管の人事課に対して指示をした。学科長は学科教員に入力と業績追加を指示

し、人事課は人事考課項目に「研究業績プロへの登録とリサーチマップへの公開完了」を追加した。その結果、全教員が研究業績プロへの登録を行い、公開状況が整えられた（根拠資料 6-2【ウェブ】）。

以上のように、教員組織の適切性については、定期的に検証し、その結果をもとに改善・向上に向け取り組んでいる。

（2）長所・特色

大学共通科目の運営方法が教員組織の活性化を促していることは特色である。本学は大学共通科目を専ら担当する教員組織を持たない。「教員組織の編制方針」にあるとおり、学部学科所属の教員が分担し、運営する。大学共通科目と学部共通科目・学部基礎科目を合わせた専任担当率は約 70%と高い。学生は、他学部他学科教員が担当する共通科目を履修し、学部学科を超えた人間的なつながりも形成でき、「学生と教員との距離が近い」というプラス評価を得続けている要因の一つと考える。一方、教員は、全学の学生を知り、共通科目と専門科目のつながりと内容について他学部他学科教員と意見を交換する機会を得る。授業運営を通じて教員間の交流が活発になり、共同研究の契機にもなっている。また、全学の教員の顔が互いに分かる組織づくりの一助にもなり、小規模大学の強みである教員の組織力が育まれている。

（3）問題点

授業担当負担に関して、食物栄養学科教員の年間授業担当コマ数が 15～17 コマと多く、ここ数年負担がかかっている。取得できる資格に関係する科目が多岐にわたり、配当する授業が多くなっている。また、入学直後から受講できる国家資格の講座等も学科が開講している。学科教員の負担により対応してきたが、授業の内容と運営に留意しつつ、非常勤講師に委嘱する等して標準的な担当コマ数 12 コマに近づけ、負担軽減に努めたい。学部学科、教務課、人事課がそれぞれに全教員の担当コマ数を把握しているが、多寡に応じた対応を適切に行うために、内部質保証として運営会議においても点検・評価する。

（4）全体のまとめ

本学の理念・目的に基づき、大学として「求める教員像」並びに大学及び各学部の「教員組織の編制方針」を学内で共有し、適切に明示している。

組織編制は、「教員組織の編制方針」に基づき、専任教員数、男女比率、年齢構成、国際性、主要授業科目の専任担当状況、授業担当基準時間、大学共通科目の運営等、全体として適切である。女性教員の比率が高いこと、大学共通科目の運営が教員組織の活性化を促進していることは特色である。食物栄養学科教員の授業担当コマ数が多いので負担の軽減に努める。

教員の募集・採用、昇任は、規程・基準を整備し、定めた手続に従って適切に行っている。

教員の資質向上と教員組織の改善のため、「教員組織の編制方針」に基づき FD 活動を実施している。活動は教員、学部学科、大学の三つのレベルに留意して組織的かつ多面的である。研究・社会貢献の活動は、それぞれに設定した方針に基づき、取り組んでいる。教育・研究・社会活動等は公平に評価し、教員の待遇と組織改善に活用している。教員の活動はホームページで公表している。

教員組織の適切性の検証は、内部質保証体制の中で実施している。点検・評価は、学科と教員資格審査委員会からはじまり、全学自己点検・評価委員会が行い、内部質保証に責任を負う組織である運営会議で行い、改善指示を出すというプロセスである。

以上のとおり、教員・教員組織については、大学基準に照らして、適切性を確保していると判断する。

《第7章 学生支援》

【学生支援一点検・評価項目①】

学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

＜評価の視点その1＞

大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

（1）現状説明

本学では、大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえ「園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部の学生支援基本方針」（以下、「学生支援基本方針」と記す。）を定めており、学生の主体性を尊重し、一人ひとりを大切に、入学から卒業に至るまでの「質の高い学生支援」を組織的に行うことによって、学生自身の自立を促し、帰属意識を醸成し、豊かな人間性の涵養をめざしている。

「学生支援基本方針」

1.学修支援・・・学べる環境づくりを

学修に関する相談体制等を整備し、学生自身が必要とする学習支援を適切に行う。

2.生活・健康支援・・・学生視点にたった学生支援を

学生自らが豊かな学生生活を送るための環境を保障し、学生自身が必要とする学生生活・健康支援を組織的に行う。

3.キャリア・就職支援・・・自分らしく楽しい人生を送るために

就職活動のプロセスを通して、将来を考えながら、自己成長へとつながるきっかけづくりをサポートする。

4.自立と責任感を醸成する支援・・・社会に旅立つために

学生の人間的成長と自立を促すために自分で解決し、責任ある行動がとれるようサポートする。

5.個人が尊重される支援・・・一人ひとりを大切に

学生が対等な個人として尊重される環境を保障するため、障がいをもつ学生及び社会人並びに外国人留学生等の固有の事情に配慮した支援を行う。

学生に対する支援を、学修支援、生活・健康支援、キャリア・就職支援の3つに分類し、それぞれの支援の方針については、ホームページと年度当初に配布している学生生活での必要事項が網羅されている冊子である学生ハンドブックに公開している（根拠資料 7-1 p. 98）。

【学生支援一点検・評価項目②】

学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

＜評価の視点その1＞

学生支援体制の適切な整備

＜評価の視点その2＞

学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・ 学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・ 正課外教育
- ・ 留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・ 障がいのある学生に対する修学支援
- ・ 成績不振の学生の状況把握と指導
- ・ 留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・ 退学希望者の状況把握と対応
- ・ 奨学金その他の経済的支援の整備
- ・ 授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

＜評価の視点その3＞

学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・ 学生の相談に応じる体制の整備
- ・ ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・ 学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

＜評価の視点その4＞

学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・ キャリア教育の実施
- ・ 学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・ 進路選択に関わる支援やガイダンスの実施
- ・ 博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

＜評価の視点その5＞

学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

＜評価の視点その6＞

その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

（1）現状説明

学生支援の体制

学修支援については教学支援部教務課、生活・健康支援については学生支援部学生課と保健指導室、キャリア・就職支援については学生支援部キャリア支援課が行っている。これらの各部署はワンフロアにあり、履修と奨学金の質問が一度に行える等、学生支援のワンストップサービスができる体制をとっているのが本学の特徴である（根拠資料 7-2【ウェブ】）。

生活・健康支援、キャリア・就職支援については学生支援部長、学生課長、キャリア支援課長及び各学科から選出された教員を構成員とする学生委員会及び就職委員会（根拠資料 7-3、7-4）をそれぞれ設置し、運営にあたっている。

生活・健康支援については学生課が主に担当し、学内外の奨学金による経済支援、学生会活動・クラブ・サークル・学園祭等の課外活動の支援、障がいのある学生に対しての支援、学生寮である春帆寮・ドミトリークやきの二寮の運営等を行っている他、学生生活・健康支援を組織的に行うため保健指導室・学生相談室と連携し、学生のような相談に対応している。また、学生課では入学宣誓式・卒業証書授与式、年度初めのオリエンテーションの主担当としてマネジメントを行っている。2020 年度の入学宣誓式においては COVID-19 の影響で例年使用している外部会場での式典が開催できなかった。そこで学内に会場を移し、開始時間の分散・時間短縮をすることで3密を防ぎ、消毒や席を離しての着席等の感染防止対策を実施した。新入生オリエンテーションでも同様に行い、5月から順調に授業を行うことができた。

キャリア・就職支援についてはキャリア支援課が担当し、学生が就職活動のプロセスを通して、将来を考えながら、自己成長につなげられるよう取り組んでいる。そして、就職委員会が学生のキャリア形成の支援並びに卒業後の進路を実現させるために必要な事項を審議している。本学では学科ごとに一般企業、病院、幼稚園・保育所等、進路が大きく異なるため、就職委員会を開催する前にキャリア支援課職員と学科就職委員との間で、学科の進路特性に合わせた支援内容を協議し決定する仕組みを構築している。その上で就職委員会を開催し大学全体としての意見のすり合わせと情報共有を行い、大学全体の進路支援に対する内容の確認を相互に行っている。

学科ごとに一学年を2人の教員で受け持つ担任制度がある。その他に児童教育学科が実施している一人の教員が5～6人の学生を担当し、学業や生活面をサポートするカレッジアドバイザー制度（以下、「CA 制度」と記す。）や人間看護学科が実施している一人の学生に複数の教員が担当するチューター制度がある。

以上のように学修支援、生活・健康支援、キャリア・就職支援について「学生支援基本方針」に基づき、学生支援体制の整備を行っている。

学修支援

補習教育、補充教育については、学科によっては学科専門科目の履修にあたり、高校での学習が不足している科目の補習教育を正課授業科目として設定している。例えば、食物栄養学科では管理栄養士養成課程の修得に必要な分野の基盤となる化学の学習をしている。

本学では、正課外教育の一環としてボランティアを推奨しており、ボランティアによって学生自らが地域で活動した記録を「つながり評価システム」（根拠資料 4-13）に入力し、データベース化している。そして、建学の精神、大学の理念、教育目標、経験値教育に照

らして褒めるにふさわしい活動や大学の名誉を高める等、特に優れた活動を行った学生を顕彰することにより、更なる人間的成長を促すと共に本学への帰属意識を高めることを目的とした「学長賞」を授与している。

社会人学生については、授業料の半額を免除する等の経済的支援を行っている（根拠資料 7-5）。

私費留学生の担当部署は学生課である。2017 年度以降、私費留学生は在籍がない。交換留学生については国際交流センターが主管し、海外の学術提携校からの交換留学生への日本語講座の実施、本学の学生寮での生活全般のサポート、学習支援等を教学支援部・学生支援部とも横断的に支援している。また、HUMAP（兵庫・アジア太平洋大学間ネットワーク）への奨学金申請に加え、本学独自の給付奨学金「園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部交換留学生奨学金」（根拠資料 7-6）を運用した経済支援を行っている。

2020 年度の COVID-19 の対応では、留学生自身で情報を取得するのが難しいことが多く、感染状況や政府からの発表等を逐一知らせるよう努め、マスクや消毒用品等の購入を支援した。そして自粛要請期間中、一人で自室にこもらざるを得ず、精神的に不安定になる留学生も多かったため、一般学生より早く対面授業に切り替える対応を取った。

障がいのある学生への支援については、2016 年度に施行した「障がいのある学生への修学支援ガイドライン」（根拠資料 7-7）に沿って支援している。本学の方針として支援の申し出のあった学生・保護者に対して学科と関係部署の担当者が面談を実施し、支援の詳細を決定している。そして、教授会、全学組織である障がいのある学生への修学支援連絡協議会（以下、「連絡協議会」と記す。）での周知を行い、障がいのある学生が履修する授業科目については、担当教員と個別に支援内容についての情報を共有する等、個人情報に配慮しながら全学体制での支援を行っている（根拠資料 7-8）。また、全教職員に「障がいのある学生への修学支援ガイドブック」（根拠資料 7-9）を配布し、支援方法の周知を図っている他、障がいのある学生が支援及びピアサポートの申し出が行いやすいように、学生全員にパンフレットを配布している。

連絡協議会では、年度末にその年度の支援状況についての振り返りを行っているが、2019 年度は COVID-19 の影響で会議は不開催である。2018 年度学生委員会では、性同一性障がいの学生に対してトイレ、更衣室を配慮する内容を審議し、2018 年度末の連絡協議会で周知をする等、2019 年度に向けた取組を行っている（根拠資料 7-10）。

障がいのある学生への主な支援内容は、聴覚障がいの学生（利用者）へのノートテイク（有償ボランティア）である。2019 年度のノートテイク登録者は 40 人であり、3 人の利用者に支援を行った。また、利用者には適切な支援実施の有無を確認する調査を実施している。2020 年度の COVID-19 の対応については、遠隔授業での動画配信では聴覚障がいの学生へは字幕を追加し、対面の授業では読唇ができるよう教員はフェイスシールドを着用する等の配慮を行っている。

成績不振者、卒業延期者に対しては、2016 年度から GPA を活用し、各学期の初めに教務課職員による学習支援を行っている。累積 GPA が 1.5 未満の学生及び卒業年次生で卒業が未確定となっている学生を対象に、面談を行っている（根拠資料 7-11）。面談の結果は記録に残し、関係学科と連携し対応を行っている。2020 年度の 1 学期は、COVID-19 の対応のため実施できていないが、2 学期は 1 年次に限定し実施している。

授業の欠席が多い学生に対しては、授業担当者が学生の情報を教務課並びに学科長に共有し、学生の休学・退学防止に活用している。

休学者、退学者については、教務課職員、関係部署及び学科の学生担任が連携し、対応をしている。休学及び退学の相談があった場合、学生担任と学生が面談を行い、その上で教務課職員から休学、退学の手続についての説明を行っている。また、奨学金関係その他の手続については学生課と連携している。

経済的に修学が困難な学生の支援を目的として本学独自の奨学金制度を整備し、学生ハンドブックで周知している。「学資支援支給奨学金」と「緊急支援貸与奨学金」の2種の奨学金を含め、優秀な学生を確保するために次の4種類の奨学金制度を設け、ホームページで公開している（根拠資料 7-12【ウェブ】）。

2020 年度においては、COVID-19 の影響により家計が急変した学生に対し、新たに大学独自の学費 10 万円の減免制度を設定し、29 人の学生に減免を行った（根拠資料 7-13）。また、文部科学省が創設した「学びの継続」のための「学生支援緊急給付金」の募集も積極的に行い、120 人の応募があり全員に給付が行われた（根拠資料 7-14）。

経済的支援としての学資支援支給奨学金の選考については、所得等を記入した書類での審査の他、面接も行っており、経済的困難度合いを確認する等、今後の経済的支援の情報収集の場としても機能させている。日本学生支援機構の奨学金（第1種、第2種、給付奨学金）については、多くの学生が幾種もの奨学金を希望し、在籍学生の約半数が受給している。この現状を踏まえ、学科、奨学金の種別に合わせ年間 60 回以上（根拠資料 7-15）にのぼる奨学金制度説明会の実施等により、スムーズな奨学金手続を進めるだけでなく、奨学金受給におけるメリット・デメリットについての説明を行い、奨学金受給（返還）者であることの当事者意識を高めている。また、2020 年度から実施の新給付奨学金については、2019 年度に認定された。学生への周知により、2020 年度予約申込みには在籍学生 90 人の応募があった。その他、地方独自の奨学金については、掲示、学生ポータルサイトを利用して告知を行い、メリットがあると思われる学生には積極的に声かけを行っている。

進路決定を伴う経済的支援には、人間看護学科の学生対象の病院独自の奨学金があり、キャリア支援課が得た就職情報とともに奨学金情報を学科へ提供している。

園田学園女子大学同窓会「けやき会」が将来につながる自己研鑽を積もうとする学生を奨励し、大学における人材育成に寄与することを目的とした「園田学園女子大学同窓会けやき会奨学金」を 2019 年度に立ち上げ、同年度には 7 人の学生に一人あたり 10 万円を上限として 70 万円の給付を行った。

2020 年度の COVID-19 対応においては、5 月中旬からの遠隔授業に先立ち、「インターネット環境アンケート」をウェブで実施し、学生のウェブ端末の所有状況やインターネット環境を調査した（根拠資料 7-16）。この調査により、支援を希望する約 30 人の学生に PC やモバイル Wi-Fi の貸し出しを行った。また、学生寮のドミトリーけやきには 2020 年度から全室 Wi-Fi を完備している。もう一つの学生寮の春帆寮には食堂に Wi-Fi を整えた他、自室でリアルタイムの授業を受けられるようモバイル Wi-Fi の貸し出しを行った。そして、遠隔授業で課題の提出が滞る学生については、対面授業の機会に教員が話を聞く等の対応を行った。その対応の中で発達障がいのある学生や支援が必要な学生が再確認でき、配慮を行っている。

生活・健康支援

学生の学習に関する相談とそれに付帯する生活相談については、担任教員が対応している。それに加え本学ではオフィスアワー制度を設けており、学生はどの教員にも相談できる環境にある。また、学科の特性に合わせた CA 制度、チューター制度等を実施している。

学生の健康面の支援については、医師 1 人、看護師 3 人（常勤 1 人・非常勤 2 人）を配置した「保健指導室」が専門的に対応する。毎年、年度当初に健康診断を実施し、異常のあった学生に受診を促し、疾患の早期発見、早期治療につながるよう働きかけている。また、体調不良時に来室した時にも症状の改善のみにとどまらず、今後の健康管理に役立つ健康情報を提供している。

学生生活で生じる心の悩みについては、「学生相談室」が対応している（根拠資料 7-17）。学生相談室には 2 人の女性カウンセラーが日替わりで常駐しており、予約制で時間をかけて相談できるのが特徴である。また、「相談控室」を設置し、学生同士が悩みを共有できる空間をつくっている。2020 年度については COVID-19 の影響による閉校時でも電話での対応は継続していたが、相談者本人から対面での相談希望があり、学生の登校が許可された段階で対面の面談を実施した。さらに、リモートによる相談にも対応できるよう準備をした。

学生のハラスメント相談体制については、学生課と保健指導室が窓口となっている。ハラスメントに関する解説やハラスメント事案が発生した場合の対処については、毎年新入生オリエンテーション時に学生ハンドブックを使用して説明している。

一人暮らしの学生支援については、大学に近接して設置している春帆寮（定員 70 人）、ドミトリーけやき（定員 90 人）の二寮がある。春帆寮は運動部学生専用寮として、ドミトリーけやきは一般学生の寮として運用されている。二寮とも学生課管轄で運営を行っており、セキュリティ対策の実施や寮指導員との情報共有を行っている。

2020 年度の COVID-19 の感染防止策としては、「感染症予防ガイドライン」を作成し、入構、対面授業、課外活動、学外活動での基準を規定して感染予防に対応している。特に入構に際しては検温を徹底して行う等の感染拡大予防を行っている。また、発熱者については保健指導室の看護師が詳しく話を聞き、帰宅を促すことで学内での感染を防ぐとともに、教務課と連携し、発熱した学生への公欠手続の指示や、心のケアにも細かく対応している。そして、学生寮については「学生寮における新型コロナウイルス感染症予防対策」（根拠資料 7-18）に基づいて、両寮とも玄関や、共同スペースには消毒液を設置した。春帆寮の食堂では、厨房と食事スペースを区切る飛沫防止シートやアクリル板をテーブルに設置する等の対応を行っている。また、寮運営を話し合う寮会議（寮生と寮指導員及び学生課職員で構成）で学生課から感染拡大防止の啓発を行った。

キャリア・就職支援

キャリア教育の実施については、大学 1 年次の必修科目に「キャリアプランニング」を設置し、全員に自身のキャリアについての意識付けを行い、考える機会を設けている。キャリア支援課もこの授業に参画して、1 年次生に対する進路と就職活動についての意識付けを目的とした説明を行っている。学科ごとにそれぞれめざす資格と進路が異なるため、

就職状況・就職活動状況に関する環境変化の実態を伝えることにより、低年次からどのような準備が必要であるかの理解促進に努めている。また、公務員対策講座やスクールボランティアの案内も同時に行う等、目標が明確な学生に対してはその将来に対する取組を早期から支援している。

学生のキャリア・就職支援を行うための体制については、キャリア支援課4人（うちキャリアカウンセラーの資格をもった職員が1人在籍の他、外部のキャリアカウンセラー3人、企業訪問担当1人の体制）を中心に学科ごとに就職委員を決めて、連携した支援を行う体制を構築し、3年次生を中心に進路ガイダンス、インターンシップセミナー、業界・職種ガイダンス、筆記試験対策講座、公務員セミナー・講座、メイク・マナー講座等延べ60講座を実施している（根拠資料 7-19）。また、就職活動開始直前の1月には30社以上の企業を集め、JOBセミナーを開催している。学生は企業ごとに30分の説明会に計5回参加することができ、企業研究の機会を多く持つことができるよう努めている。2019年度は大阪樟蔭女子大学と共同で学内企業説明会を開催した（根拠資料 7-20）。これは、それぞれの大学で実施している学内企業説明会に、お互いの学生が相互参加できるようにした取組であり、本学が企画し近畿地区で初めて開催するに至った特色ある取組である。大学としては説明会を実施する費用や労力は同じである一方、学生にとっては説明を聞くことのできる企業数が大幅に増え、参加する企業にとっても参加学生数が増えることによるメリットも大きいものである。そのためこれまで不参加であった大手企業が参加し、一定の成果をあげることができた。今後はさらに共同実施する大学数を増やすことによって、規模を拡大していきたいと考えている。

看護師、助産師を志す学生に対しては、人間看護学科が中心となり、主に実習病院を対象とした学内病院説明会を実施することに加え、病院採用試験特有の小論文講座を合わせて実施してきたが、2019年度はCOVID-19の影響で実施することができなかった。また、幼稚園・保育所を志望する学生に対しては、幼保職の就職活動に特化したガイダンスを4年次の5月に実施し、円滑な就職活動が行えるようにしている。

これらの施策を実施した結果、人間看護学科、児童教育学科の就職内定率は100%を達成しており、大学全体でも99%となっている（根拠資料 7-21）。

3年次生必修の進路ガイダンスを4月に実施した後に、5月から7月までの3か月をかけて、キャリア支援課の職員が一人30分の個人面談を全学生と実施することによって個別の進路確認とフォローを行っている。その後の面談内容は、すべて個人面談記録に記載し、キャリア支援に役立てている。また、夏季休業期間と年末年始期間を除いて毎週月曜日から木曜日までの4日間は9時から16時までキャリアカウンセラーが常駐し、予約制で進路相談や履歴書添削、面接練習等の支援ができる体制を整えている。

これらにより個々の学生の要望を把握することができ、それぞれの状況やニーズに即した支援を行うことが可能となっている。2019年度は約850人の学生がキャリア相談室を利用している（根拠資料 7-22）。

2020年度についてはCOVID-19による入構制限により、進路相談等の支援がしばらく状況となったが、入構制限解除後にはすぐにオンラインや郵送を活用した支援を行った。さらに、求人については従来からオンラインで閲覧できる仕組みを整えていたが、職種別にキャリア支援課お勧め求人リストを作成し、メール配信を月に1度のペースで実施した。

就職講座では動画を YouTube にアップし、いつでも何度でも見るようにする等、学生への支援のレベルを落とさないための取組を実施した（根拠資料 7-23）。

学生の正課外活動を充実させるための支援

学生の自治組織である学生会は 36 クラブ・サークルの中核組織として機能しており、学生会全体の運営を行う「執行委員会」を中心に、学園祭を企画運営する「けやき祭実行委員会」、地域と連携して活動を行う「学生地域連携推進委員会」、授業改善の活動を行う「学生 FD 委員会」で構成されている（根拠資料 7-24）。それぞれに活動を行う他、4 団体合同で毎年リーダー研修会等の連携活動も行っている。学生会構成団体には支援部署があり、「執行委員会」「けやき祭実行委員会」は学生課、「学生地域連携推進委員会」は社会連携推進センター地域連携・研究支援ユニット、「学生 FD 委員会」は教務課がそれぞれの活動を支援している。

強化クラブには全国レベルで活躍しているテニス部・ソフトボール部をはじめ、バスケットボール部・バレーボール部・剣道部・陸上競技部の 6 つの既存の強化クラブに加え、2019 年度から新たにバドミントン部・駅伝部の 2 つが創部され活動を始めている。8 つの強化クラブの活動については実績のある監督・コーチを配置し、支援を強化している。また、育成クラブであるラクロス部・軟式野球部・チアリーディング部についても学生の自主的な活動を支援している。その他の運動サークルや文化クラブ・同好会においては教員の顧問を配置し、活動を支援している。

2020 年度については COVID-19 の影響により、強化クラブは 6 月中旬まで活動を行うことができない状況であったが、6 月中旬以降には、感染予防を考慮した活動申請を提出し、感染症危機対策本部会議で検討した上で許可し、指導者が感染予防対策を徹底することで活動を再開することができた。その他のクラブについても、9 月の半ばから感染防止を徹底することで活動を許可している（根拠資料 7-25）。

学生会の活動には、2015 年度から個々のクラブで行っている活動を学生会が支援する「+（プラス）学生会」という活動があり、学生課でサポートしている。例えば、インターアクトクラブが主催する大学周辺を早朝に掃除する行事である「ここちよい朝活 朝のおそうじ会」（根拠資料 7-26）は、約 200 人の学生が参加するイベントに成長し、クラブ間や一般学生との交流を進めている。実施状況は学生委員会で報告し、2020 年度に向けての支援について意見聴取を行っている。

学園祭は、全学行事として位置付けている。2019 年度第 56 回けやき祭（2 日間）は、3800 人の来場があった。2 日間のうち 1 日についてはオープンキャンパスと併催とし、高校生とその保護者も多数来学する他、地域からの参加もある。また附属幼稚園、併設中学校・高等学校からの参加もあり、学園内での結束を深める行事となっている（根拠資料 7-27）。「2019 年度学生生活に関する調査」（根拠資料 7-28 p.7）の調査結果をもとに、学生委員会では集客のアイデアとして、附属幼稚園に出し物を依頼する等の連携を図り、園児の両親祖父母への来場の促しや、各学科の研究成果を展示する提案等が出され、支援のあり方の検証が行われている（根拠資料 7-29）。

その他、学生の要望に対応した学生支援

「2019年度学生生活に関する調査」において、教育施設、学習スペースの少なさが大学への不満点としてあがっており、図書館、ラーニングコモンズに加え、落ち着いて自習ができる施設が求められている（根拠資料 7-28 p.5）。5号館のエレベータホール（本来の自習スペースではないが、研究室等が近く質問がしやすい他、静粛な環境であるため自習スペースとなっている）で自習している学生もあり、その場所に机やテーブルを配置する等の配慮を行っている。

以上のように「学生支援基本方針」に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に学生支援を行っている。

【学生支援一点検・評価項目③】

学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

＜評価の視点その1＞

適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

＜評価の視点その2＞

点検・評価結果に基づく改善・向上

（1）現状説明

学生支援についての適切性の点検・評価は、各委員会において次年度スケジュール策定時に行い、毎年自己点検・評価を通して運営会議に報告している。例えば、奨学金等の経済的な支援、学園祭等の行事、障がいのある学生への支援等の実施については、2019年度から行っている「2019年度学生生活に関する調査」を活用しながら、学生委員会で支援のあり方を討議し、その妥当性の点検・評価を行い、運営会議でも議論を行った（根拠資料 7-30）。その内、聴覚障がいがある学生に対しての遠隔授業における支援については、YouTube の字幕機能を利用した動画配信や対面授業時のフェイスシールドの着用等の提案があり、2020年度の授業に活かしている。

さらに、2019年11月の運営会議からの指示事項のうち、大学としてのCAの制度化（担任制度見直し）については、より学生が相談しやすい体制を整えるため、2019年度は児童教育学科が実施しているCA制度をモデルに学生委員会で児童教育学科学生委員の報告とそれに対する討議を行った（根拠資料 7-31）。児童教育学科のCA制度の他にも人間看護学科のチューター制度等、担任制度以外に各学科とも学生と接する制度をもっている。各学科において異なる名称、運用状況ゆえ、名称の統一や担任制度との関係等、学内で混乱が生じないよう明確にすべき点はあるが、学科特性に応じて運用がなされていることを確認している。この結果をもとに他学科の取組も参考にしつつ、2020年度以降の学生支援体制を向上させる取組を学生委員会で議論し、運営会議・教授会を通して全学的に定着させることで改善を図っていく。

2019年度末からの学生支援（学生支援、経済的な支援、就職支援等）における COVID-19 への対応については、2020年度当初の大学構内への学生立ち入り禁止措置により、遠隔授業を行った。5月半ばから一部対面授業再開したが、遠隔授業が続いたため、遠隔授業対応のためのインターネット支援やアルバイト収入減への学内外の給付金対応・学費減免支援等により、学修環境及び学生生活がある程度の確保ができた。就職支援についても対面での支援が困難であったため、電話、インターネットを介してオンラインでの就職支援環境整備を行い、学生の就職活動を支援した。また、COVID-19 への不安やそれに関係する悩み等を話せる窓口として、学生ポータルサイトにて教学支援部、学生支援部、保健指導室・学生相談室を紹介し、対面、メール、電話等で対応している。2020年度については、平常時の支援には及ばないものの、生活・健康支援、経済的な支援、就職支援等で可能な限りの支援を行っている。

以上のように、学生支援について適切に点検・評価を行っている。

（2）長所・特色

全学生数が 1500 人に満たない小規模大学であるため、「学生支援基本方針」に沿った学生一人ひとりを大切にしたいサポートが可能である。例えば、日本学生支援機構の奨学金手続が円滑に行われるよう、学生任せでなく説明会で懇切丁寧に説明を行っている他、本学の独自の奨学金である「学資支援支給奨学金」の選考では全員に面接を行う等、応募書類に現れない実情を細かく聞くことで、他の奨学金の紹介等の経済的支援にもつなげることができている。障がいのある学生への支援については、2016年4月の「障がいのある学生への修学支援ガイドライン」施行以前から、障がいのある学生の修学機会を確保するため体系的、組織的に支援を行っている。特に、聴覚障がいのある学生へのノートテイクによる支援は 10 年以上にわたって行っており、教員・職員・学生が一丸となって支援する体制になっている。2019年度は、聴覚障がいのある3人の学生がノートテイクを利用した。利用者の出身高校からの信頼も厚く、支援のレベルを向上させながら、継続していく。

また、建学の精神、大学の理念、教育目標、経験値教育等、本学が掲げる大きなテーマに関連して、褒めるにふさわしい活動や成果をあげた学生に贈られる学長賞は本学の特色ある取組であり、毎年、個人・団体合わせて 200 人を越える学生が受賞している。この取組によりボランティアを継続的に取り組む学生が多く、地域と共に歩みつつ発展する大学として、人と人の「つながり」を大切にしたい社会貢献を行うことを掲げている本学の理念に沿った取組となっている。ボランティアの他にも、スポーツで全国レベルの成績を収めた学生や歌会始で佳作に入賞する等、全国レベルで活躍している学生も表彰の対象となっており、課外活動の成果を評価する制度となっている。

さらに少人数の大学である特色を活かし、キャリア支援課の職員が一人 30 分の個人面談を全学生に行い、それぞれの状況や考え方に合わせた進路支援をきめ細やかに行っている。就職状況の把握についても全学生の状況を4年次の4月から把握しており、就職活動がうまくいかない学生等については、その都度電話連絡をしながら状況把握を行い支援している。その上で学科の教員と協力している。キャリア支援課の職員が全学生の顔と状況を把握することで、学科教員や OG との連携並びに企業担当者への紹介が容易となり、よ

り円滑で確実な支援を可能としている。

（３）問題点

本学は養成課程であるため実習が多く、活動できる共通の時間がとれず、課外活動が活性化できていないため、2022年度に向け共通の空き時間の設定を計画中である。

障がいのある学生に対する支援や対応については、発達障がいのある学生に対する支援を十分に行っていない。発達障がいについては、授業が始まった段階や就職活動準備がはじまった時に問題が発生することが多く、入学時等早期から対応の必要がある。しかし、本人が自覚していない場合や保護者からの支援の申し出がない場合があり、学科、部署での情報共有をし、学生支援の方法を検討中である。

（４）全体のまとめ

「学生支援基本方針」に基づき、教務課、学生課、保健指導室、キャリア支援課で学生支援のワンストップサービスができる体制を整えている。

学修支援については、日本学生支援機構の奨学金手続の支援や本学独自の奨学金支援の充実をめざし経済的支援を行っており、多くの学生が奨学金支援を利用している本学において、より高い質の支援や充実をめざしている。

生活・健康支援については、学生会活動や学園祭等の課外活動の支援、障がいのある学生に対しての支援等、自立的に豊かな学生生活を送れるように支援している。

キャリア・就職支援については、一人ひとりの顔が見える丁寧な支援を今後も継続していく。キャリア支援課を中心とした各学科の就職委員との連携体制を整備・強化し、年間60以上の就職関連講座を実施することで、様々な進路選択を行う学生に対応している。

少人数制を特色としてきた本学は、専任教員一人あたりの学生数が15.8人と兵庫県内の女子大学では一番学生との距離が近い大学である。2020年度については、COVID-19の影響もありその利点を十分に活かすことができなかったが、COVID-19への不安やそれに関係する悩み等を相談できる体制をつくり、適切な支援を行っている。今後はこれまでの学生支援を維持しながら、支援を推進していく予定である。

以上のことから、学生支援については、大学基準に照らして概ね適切であると考える。

《第8章 教育研究等環境》

【教育研究等環境一点検・評価項目①】

学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

＜評価の視点その1＞

大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

（1）現状説明

本学は、建学の精神「捨我精進」を踏まえた大学の理念のもと、各学部の目的を具現化するために、「施設」「情報教育」「図書資料と図書利用環境」「研究環境」の4項目に区分し、「園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部の教育研究等環境の整備に関する方針」（以下、「教育研究等環境の整備に関する方針」と記す。）として次のとおり明文化し、ホームページで公開している（根拠資料 2-2【ウェブ】）。また、教職員に対しては、学内イントラネットで常時閲覧できるようにしている。

施設

1. 法定耐用年数を超えた基幹設備（ライフライン）の定期点検を行い、複数年の修繕計画を策定し、耐用寿命を超えた施設または老朽化が激しい施設から優先的に修繕を執り行う。
2. 防火・防災・防犯対策、衛生環境の維持・向上、施設の耐震化及び段階的なバリアフリー化を推進し、安全で安心な教育環境を整備する。
3. 住宅街にある大学として、騒音問題、正課及び課外活動中の事故、樹木・植物の折損等による飛来・損傷等近隣住民への安全面及び衛生面を配慮した校地・校舎・施設の環境整備を行う。

情報教育

1. キャンパス内のどこでもインターネットに接続できる無線LANを整備し、情報機器を利用した講義、学習及び学内情報の共有に対する支援を行う。
2. 自学自習を支援するため、効果的な教育支援システムを整備し、教育指導、学生指導及び履修指導の質の向上を図る。また、スマートフォン・タブレット端末の普及によりモバイル向け教育支援及び学生支援ツールを整備する。
3. 情報セキュリティ強化のための人材育成及び人材確保に努め、さらにリテラシー向上のための教育環境を整備する。

図書資料と図書利用環境

1. 学部学科構成や教員の研究分野をふまえて、図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料を体系的に収集、保存、整備する。
2. 学内外の多様な学術コンテンツや相互利用による他図書館等とのネットワークを利用

促進し利用者からの要望に応えられるよう備える。

3. 学生や教員の学術情報へのアクセスに関しては、情報機能の充実を図り、教育研究活動を支援する。
4. 学習を行うことができる快適な空間を整備し、図書資料の提供や館内でのノート・パソコン貸出等、学習を支援する。
5. 学生、教員をはじめとする利用者に対応できる専門的な知識を有する職員を配置し、学習を支援する。

研究環境

1. 本学は建学の精神「捨我精進」に則り、学術の中心として教育研究の社会的使命を誠実に果たすことを通じて、調和した社会の形成と発展及び人類の福祉に貢献することを「研究活動の基本方針」（学術研究倫理憲章）に定めている。この理念を実現するため、社会の負託に応える重大な責務のあることを自覚し、学術研究活動の信頼性と公正性及び遂行の自由を確保するとともに、常に良心と向上心に従い研鑽に努める。
2. 教育研究の質向上と研究活動の活性化を図るため、諸規程に基づいて教員の研究専念時間と個人研究費の確保、個人研究室の設置等の教育研究支援体制の充実を図り、教育研究等環境の向上に努める。
3. 研究者に対して、科学研究費補助金等の外部資金獲得のための支援及び外部資金受給者の支援事務を行う。
4. 教育研究活動の充実と高い教育研究効果が得られるように、授業に係る教育業務の補助に従事するTA（ティーチングアシスタント）を配置し、教育研究の人的支援体制の充実を図る。
5. 研究活動を推進するため、公的研究費や外部資金の獲得に向けた研究支援体制の機能強化を図り、適正な研究が行われるように関係法令、ガイドライン、諸規程、コンプライアンス等の研究倫理遵守に関する全学的な意識の浸透を図る。
6. 研究倫理に関する学内審査委員会を適切に運用する。

教育研究等環境を中期的に整備するため、2018年度に策定した「学校法人園田学園中期事業計画」では、「教育研究等環境の整備に関する方針」の「施設1.」に基づき、校舎を改築する施策に対して資金を優先的に配分する計画としている（根拠資料 8-1）。計画の進捗状況等については毎年度の事業報告書を理事会及び評議員会で報告するとともに、教職員に対しては事業報告書を冊子にして配布し、状況を報告している（根拠資料 8-2 pp.13～19）。学外に対しては、ホームページを通じて事業計画及び進捗状況を公表している（根拠資料 2-20 【ウェブ】）。

以上のとおり、学生の学習や教員による教育研究等活動に関して、環境や条件を整備するための方針を適切に明示している。

【教育研究等環境一点検・評価項目②】

教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育

研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

＜評価の視点その１＞

施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ＩＣＴ）等機器、備品等の整備
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

＜評価の視点その２＞

教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

（１）現状説明

本学の教育研究等環境の整備状況について、施設・設備の保有状況とそれらの維持管理・更新に分けて記載する。

まず施設・設備の保有状況について、本学は2020年5月1日現在、学生収容定員1410人であり、大学設置基準上では14,100㎡の面積の校地を必要とするところ、本学では40,483㎡の校地を所有している。また同様に10,210㎡の校舎面積を必要とするところ、38,537.5㎡の校舎を有している（大学基礎データ表１）。これらの敷地・校舎の中には講義室42室、演習室21室、実験・実習室99室、研究室94室、図書館、ラーニングコモンズ、生協売店、開花亭（食堂）、バイク置場、駐輪場（2か所）、来客用駐車場等がある。また、正門から構内への通路であるけやきアベニューは1970年代に大学及び周辺地域緑化への本学の取組である「グリーン・コミュニティ・カレッジ構想」をもとに整備された（根拠資料8-3 p.291）。この構想の背景には、公害問題に苦しむ当時の尼崎において、大学及び周辺地域の緑化に取り組んだ結果といえる。このけやきアベニューのけやき並木は現在も本学のシンボルとなっており、住宅地に囲まれ緑の少ない環境に立地している本学では、キャンパスを取り巻く地域への心安らぐ空間をつくり出すとともに、学生の快適性への配慮の一つとなっている。

屋内体育施設としては2016年度に完成した体育館（スポーツセンター）があり、バスケットボールコート2面、バレーボールコート2面、バドミントンコート6面がとれるメインアリーナ、剣道やダンス等を行えるサブアリーナ、ダンスや卓球等ができる多目的ルーム、ランニングマシンやトレーニングマシンを備えた学生が自由に利用できるトレーニングルームがある。屋外体育施設としては第1グラウンド（ソフトボール球場8,863.60㎡）、第2グラウンド（陸上競技用トラック6,388.45㎡）、テニスコート（クレイコート3面、ハードコート2面、オムニコート1面、計6面）を設置している。また、学生厚生施設として、同時に40人程度が更衣できる更衣室や7人が同時に使えるシャワー室を設置した部室棟等がある。

上記施設の他に、「大岡山グリーンキャンパス」「香美町サテライトスタジオ」がある。本学の開学20周年記念の一環として1983年に開設した大岡山グリーンキャンパスは、学生のための自然観察学習やスキー実習、クラブの合宿時の宿泊等、多岐にわたり利用できる施設である。次に、香美町サテライトスタジオは、兵庫県が地域創生・地域再生の取組

を持続的に展開していくために、地域・大学・行政・専門家等が連携し、地域創生に資する活動の拠点施設を圏域ごとに設置するとともに、大学連携による地域創生活動等を行う場合に支援する「大学等との連携による地域創生拠点形成支援事業」（根拠資料 8-4【ウェブ】）により 2016 年度に開設した。このように、本学の所在地以外にも兵庫県北部エリアに施設があり、学生の教育活動を促進する環境を整備している。

設備としては、講義室、演習室、実験・実習室には、プロジェクト等の映像機器やマイク設備の音響機器の整備が完了している（根拠資料 8-5）。これらの設備は「教育研究等環境の整備に関する方針」に基づき、法定耐用年数を基準とした定期点検を実施し、利用頻度が高いものを優先し、更新を実施している。ネットワーク環境については「情報教育センター規程」第2条で「センターは、情報教育に係る教育研究並びに電子計算機システムの運営及び管理を行うことを目的とする。」と定めたとおり、情報教育センターで全学のネットワーク環境を管理している。ネットワーク環境の更新については、近年スマートフォンやタブレットをはじめとする様々な無線端末が普及し、学生からの無線 LAN 利用の要望が多くなっていることや、情報機器を活用した講義及び学習支援の観点から、2019 年度に内部ネットワーク回線の高速化（10G 回線への対応）、無線 LAN 接続環境の拡充、ファイアーウォール更新による外部接続セキュリティ強化を実施した。また、無線 LAN については利用マニュアルを作成し、利用希望のある学生への配布、新任教職員への研修時の案内、接続手順や障害時のサポート対応をすることで利用の促進を図っている。また、42 講義室の内、27 講義室に情報コンセントを設置しているが、情報コンセントがない講義室や演習室についても無線 LAN の拡充により、ネットワークが利用できるように整備している。情報実習室は 6 室あり、合計で約 400 台のコンピュータと電子黒板 3 台を設置し、様々な形態の授業に対応している。学生に個別のユーザアカウントを作成し、移動プロファイルを利用することで、学内端末であればどこからでも個人のアカウントでログインできる環境を整えている。

施設・設備の維持管理・更新については、本学には建築基準法の改正前に建設した建物が 3 棟（1 号館、2 号館、4 号館）あり、この 3 棟について 2018 年度に耐震診断を行い、このうち 4 号館については 2020 年度に解体、2021 年度に新棟の竣工を予定している。建築予定である新 4 号館は、鉄筋コンクリート造地上 5 階建で延べ床面積 3,169.45 m²を計画している。1 階にはラーニングコモンズを設置し、2～4 階には 150 人程度収容できる中講義室 3 室、100 人程度が収容できる講義室が 2 室、ゼミ等で使用するゼミ室を 8 室備え、5 階に 300 人程度が収容できる大講義室を設置する予定にしている。既設学部のみならず、2021 年 4 月に開設予定である経営学部の授業でも活用する。文部科学省が 2000 年 7 月に策定した「学校施設耐震化推進指針」に基づき、旧耐震基準を基に建築された建物の建替計画を策定し、順次取り掛かっているが、現状は耐震化率 100%を達成できていないため（根拠資料 8-6）、残る建物については、順次計画を進める予定にしている（根拠資料 8-7）。また、2019 年度には、周辺地域や住民に対する安全面の配慮の一環として、第 1 グラウンド（ソフトボール場）のフェンスを 17m から 25m へ上げる改修工事を行い、安全性を強化した。

学内の防火・防災設備、空調設備、電気設備、給排水設備、衛生設備等の維持管理については、事務管理部庶務課が管轄し、それぞれ専門業者と保守契約を締結し、委託してい

る。学内の警備については、警備会社に委託し、2人以上の警備員が24時間体制で警備している。また、2019年度には、大学敷地と外部をつなぐすべての門（5か所）に防犯カメラを設置し、24時間記録する等、施設・設備等の安全性を確保している（根拠資料 8-8）。

衛生面について検討する組織としては、職場環境の形成・維持、教職員の健康の保持・増進を目的とした衛生委員会があり（根拠資料 8-9）、2019年度には学内全域を禁煙にし、2020年4月から実施することが決定した。また、この他にも2020年3月にはCOVID-19の感染拡大を受け、危機管理委員会の他、感染症危機対策本部を設置し、危機事象への対処を行っている（根拠資料 2-5）。2020年4月時点では、学内への入構制限を実施し、学外者の立ち入り禁止と、入構する学生や教職員には入構申請書の提出及び入構時の体温測定とその報告書の提出を義務付け、衛生面を強化している。2020年6月には一部の対面授業を開始したため、各教室への消毒用アルコールの設置等の対策をとった（根拠資料 8-10）。

バリアフリーに対応したキャンパス整備として、キャンパスのバリアフリー化を段階的に推進し、障がいのある学生が学習できる環境の整備に努めている。障がい者対応エレベーター、自動ドア、障がい者対応（多目的）トイレやスロープ、階段点字タイル、階段手摺の設置、手摺及び階案内板の点字表等を整備している。また、視覚障がい者に対応した情報機器としては、視覚障がい者用のパソコン音声対応ソフト、点字キーボード、点字プリンタ等を整備している。2019年度からは、学内に「みんなのトイレ（利用者の性別やジェンダーを問わないトイレ）」を設置する等、障がい者のみならず、ジェンダーに関するバリアフリーへの対応も進めている。

学生の自学自習を支援するための学習支援システムの整備として、2019年度に既存のeラーニングシステムから「manaba」へ更新した。manabaは大学のネットワーク回線への負担が少ないクラウド型の教育支援サービスで、学習進度の管理や動画再生機能もあり、学生の自学自習を支援することができる。設備や環境の面でも、情報教室（6室）を長時間（平日9時から20時30分、土日祝9時から16時30分）開放していること、図書館での自習スペースの設置、ラーニングコモンズの設置等と併せて、学生が自学自習できる環境を整備している。また、COVID-19の感染拡大の影響で、多くの授業をオンライン授業に振り替えたため、2020年度はmanabaがその受け皿となっている。なお、manaba利用料、遠隔授業用ヘッドセット、同Webカメラ、学生貸与用ルーター等は、「令和2年度補正予算大学等における遠隔授業の環境構築の加速による学修機会の確保」の補助金を活用して整備した。

学生の情報倫理の確立に関する取組として、1年次での必修科目である「基礎情報処理Ⅰ」の中で学ばせている（根拠資料 8-11）。さらに、SNSガイドラインを策定し（根拠資料 8-12）、学生への配布資料である学生ハンドブックに掲載しており、新入生オリエンテーションまたは一部学科が実施する実習前オリエンテーション等で学生の情報倫理の確立を図っている。また、教職員の情報倫理の確立に関する取組としては、2017年度から全教職員を対象に、定期的な研究倫理教育として、日本学術振興会の「研究倫理eラーニング」のオンライン教育の受講を義務付ける等、個人情報の適正な取扱いにおける教職員一人ひとりの資質向上を図っている。この他にも、ホームページに個人情報保護に対する取組を公開し、それに従い業務を行う等対応を進めている（根拠資料 8-13【ウェブ】）。

以上のことから、本学は「教育研究等環境の整備に関する方針」に基づき、必要な校地

及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備している。

【教育研究等環境一点検・評価項目③】

図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

＜評価の視点その1＞

図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・学術情報へのアクセスに関する対応
- ・学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

＜評価の視点その2＞

図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

（1）現状説明

本学は、1966年に文学部国文学科と英文学科として開学した経緯から、『万葉集』及びその周辺に関する写本・版本を有する「吉永文庫」「ヴィクトリア朝期英国詩集」コレクション、文学者の個人全集等の文学関係の資料が充実している。さらに、「園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部図書館資料収集・管理規程」（根拠資料3-6）に基づき、現在の学部構成に即応した豊富な自然科学系資料を揃えている。2020年4月1日現在、図書約318,534冊、逐次刊行物約3,514種類、電子ジャーナル1,488種類を所蔵している。学術情報のデータベースは4種類契約し、学科の要望に応じて適時追加している。現在、電子書籍の所蔵をしていないが、2021年4月に開設予定である経営学部が2021年度から購入を予定している。図書管理システムは富士通のiLiswave-Jを使用し、資料の書誌データについては、NII国立情報学研究所のNACSIS-CATからのダウンロードで整備している。また、ILL（相互利用）についても、NACSIS-ILLに加入し、学習や研究に必要な書籍を揃えるだけでなく、学内外の要望に迅速に対応している。

閲覧室は学生の学習形態に合わせた設置をしており、3階には151席を備える閲覧室を設置し、4階・5階には集中して学習できる1人学習用座席をそれぞれ4階に23席、5階に18席、この他の座席も含め全館で合計234席を備えている。また耐震対策として、2018年度には書架に書籍落下防止装置を設置する等、計画的に進めている。開館時間については、「園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部図書館利用規程」（根拠資料3-7）に基づき、通常授業時は8時50分から19時まで、土曜日や授業のない平日は8時50分から17時まで開館し、定期試験期間中は8時30分から19時までの開館と日曜日の開館を行っている。また、利用促進事業として、全学科1年次対象の「初年次教育」の1コマを図書館利用指導の時間に充てている。加えて、図書館利用ガイド（根拠資料8-14）や学生ハンドブックにおいて、図書館資料全体の説明や貸出等の利用方法の説明を行い、館内の案内も行っている。また、卒業論文制作の準備として、ゼミごとに検索指導を行い、図

書・雑誌・電子ジャーナルやデータベースの利用方法を説明している。図書館資料の収集に関しては、学生及び教職員、図書館職員が大型書店にて購入を希望する図書を選ぶ選書ツアーを毎年実施している。この他にも館内のロビーにある配架棚で特集コーナーを設置する等、利用促進のための取組を実施している。

図書館のスタッフ 10 人のうち、8 人は司書資格を保有しており、図書館資料や学術情報サービスを提供するための人材を有しているが、さらに知識や経験を深めるため、適時研修に参加している。

COVID-19 の感染拡大を受け、2020 年 6 月に「図書館新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を制定し、ガイドラインに従って開館している（根拠資料 8-15）。対策の内容として、館内施設や備品の消毒、飛沫感染防止アクリルボードの設置、常時換気、入館者数と滞在時間の制限、マスク着用の徹底等がある。

また、本学の附置研究所である近松研究所は、近世演劇・芸能を中心とした専門図書館の機能を備えており、浄瑠璃や歌舞伎等の戯曲作品、古典演劇に関する基本文献、研究書、雑誌、大学紀要所載の論文等を幅広く収集しており、開架閲覧室で公開している。図書館と同一システムを利用しており、図書館の利用規程に準じた貸出も行っている。また、ホームページ上では「日本古典演劇・近世文献目録データベース」を公開しており、学術情報の提供も行っている（根拠資料 8-16）。

以上のとおり、本学では図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えており、適切に機能している。

【教育研究等環境一点検・評価項目④】

教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

＜評価の視点その 1＞

研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制

（1）現状説明

本学の研究に対する基本的な考え方は、大学の理念の「研究」において「健康・教育・生活に関わる基礎的研究を力に、社会が求める独自の応用的・実践的な研究に努める」とホームページに明示している。また、「園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部学術研究倫理憲章」では、「建学の精神『捨我精進』にのっとり、学術の中心として教育研究の社会的使命を誠実に果たすことを通じて、調和した社会の形成と発展及び人類の福祉に貢献する」と定めている（根拠資料 8-17）。本学では、特に健康とスポーツに関する分野で応用的・実践的な教育研究を進めやすい環境に

あり、スポーツ栄養やスポーツ心理学等異分野を融合した領域で、本学に所属するハイレベルのアスリートを対象とした研究フィールドがある。

研究費の支給については、各教員の専門分野における研究に使用するため、助教以上の職位の教員には「個人研究費」として年間一律の額を支給しており、手引書を学内イントラネットで掲示している。

個人研究費に加え、本学独自の研究助成も実施している。1997 年度に設立した学内の共同研究制度は、本学における研究活動の活性化と教育の質の向上を図ることを目的とするものである（根拠資料 8-18）。この制度は、本学教員 2 人以上が共通の課題について行う共同研究を対象とする。また、研究代表者が本学教員である場合には、他大学あるいはその他研究機関等の研究者を含めることも可能である。採択においては、応募者の中から書面及びプレゼンテーションとヒアリングに基づき共同研究推進委員会（根拠資料 8-19）が選考し、学長が採択課題及び助成額を決定する。本学では、従来から、まちの保健室、そのだ子育てステーションぴよぴよ、そのだスポーツ栄養ナビステーション、大学 COC 事業等を通じて、教職員は地域の課題やニーズ、地域資源に関する情報等に基づいた地域志向の教育研究が行われている。そこで、2018 年度から学内の共同研究制度の活用促進を図る目的で「地域志向研究」という申請区分を新たに設けた。その結果、2018 年度の実施件数 2 件に対し、2019 年度には、従来からの申請区分の共同研究 3 件に加えて、この新区分の共同研究 4 件が採択・実施された（根拠資料 8-20）。

本学における研究機会の拡充と支援は、社会連携推進センター地域連携・研究支援ユニット（以下、「地域連携・研究支援ユニット」と記す。）が担当している。科研費、その他の助成金等、外部資金の獲得に関する募集やスケジュールに関する情報は、地域連携・研究支援ユニットが学内イントラネットを通じた学内への公開により適時発信している。また、科研費獲得に向けた学内教員への説明会、経費執行及び検収ルール等の説明会も定期的に開催している（根拠資料 8-21）。本学の研究支援制度は、小冊子「研究支援ハンドブック」にまとめ、全教員に配布している（根拠資料 8-22）。この中で本学の研究支援体制、研究の種類、研究者が遵守すべき行動規範、科学研究費助成事業の案内、その他の助成金、規程・書式等について記載し、周知の強化を図っている。科研費の申請、研究完了後の事務手続等は地域連携・研究支援ユニットが担当し、各年度における「科研費採択者（研究代表者）一覧」をホームページで公開している（根拠資料 8-23【ウェブ】）。海外における研究の実施や学会発表等では、滞在費、渡航費、日程等の計画の妥当性も含めて、「在外研究員等審査会」で審査・承認の上、当該教員が属する教授会でも報告する（根拠資料 8-24）。その他、学外からの研究依頼や他大学・機関等との共同研究に対しては、手続や研究成果の取扱い等を詳細に決めており、提出された申請書は「受託研究審査会」及び「学外共同研究等審査会」で審査した上で、本学の教育、研究等に支障をきたさない範囲で、学長が研究を許可することとしている（根拠資料 8-25、8-26）。

教員の研究室については、2019 年 5 月 1 日現在、全学で 94 室備えている。なお、研究室は、建物に応じて備品や設備が異なるが、1 室あたり 21 m²～32 m²の面積を確保している。教員が研究に専念できる研究日は、講師以上の職位の教員には週 1.5 日、助教の職位の教員には週 1.0 日が割り当てられている。本学教員の学位取得等のための他大学院における研究も届出の承認を得ることにより可能である。

本学では、情報教育センター、人間看護学科、食物栄養学科で行う実験、実習、演習科目等については適時ティーチング・アシスタント（TA）を配置している。また、総合健康学科、人間看護学科、食物栄養学科では、助手を配置する等、教育研究活動を支援する体制を構築している。

以上のように、教育研究活動を支援する環境や条件を整備し、教育研究活動の促進を図っている。

【教育研究等環境一点検・評価項目⑤】

研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

＜評価の視点その1＞

研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

（1）現状説明

本学における研究倫理に関して求められる判断・行動・態度についての規範は、2012年度に制定した「園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部研究倫理要領」に明文化している（根拠資料 8-27）。この中では、学術研究の信頼性と公正性の確保とともに、「他者と支えあう人間の育成」の実践という本学の理念に基づき、「ヘルシンキ宣言」の趣旨に沿った研究における生命倫理への配慮を特に強調している。この要領の趣旨に沿って、本学では、規程に基づき生命倫理委員会及び動物実験委員会を設置し、関連研究の倫理性と適切性を審査している（根拠資料 8-28、8-29）。また、全教員に対して、「研究倫理パンフレット」を配布し（根拠資料 8-30）、本学の研究支援と研究に関わる委員会制度、公正な研究活動を推進するため研究活動における不正行為への対応（文部科学省「研究活動における不正行為への対応に関するガイドライン」の概要、本学における不正行為への対応・管理責任体制）、公的研究費の管理・監査等に関する理解の徹底を図っている。

生命倫理委員会及び動物実験委員会は、それぞれ本学における人間（あるいは動物としてのヒト）及び実験動物を対象とする研究の倫理的な正当性を確保し、同時に学会発表や社会的認知度を確保することにより研究活動を促進させることを目的とした委員会である。いずれも地域連携・研究支援ユニットが事務局として委員会の運営に関与し、教員と委員会間の連絡等のサポートも行っている。生命倫理委員会は、学外委員を含む8人で構成し、本学で行われる研究のうち、主として「ヘルシンキ宣言」の趣旨に沿った生命倫理的な配慮を図るための委員会である。審査対象となる研究を実施する教員は委員会に計画書を提出し、委員会の審議・承認を得た後に研究を開始しなければならない。なお、生命倫理委員会には、予備審議を行う看護、食物栄養、人文社会、総合の生命倫理委員会分科会を規程に基づいて設置し、分科会で専門的な立場からの厳格な審査を経て、生命倫理委員会で最終審査を行うこととしている。動物実験委員会は7人の教員によって構成している。動物実

験を実施する実験科目や卒業研究等の教育及び教員の研究の実施前には、この委員会に計画書を提出し、審査・承認を経た後に実験を実施することとしている。また、実施後には、同委員会に研究報告書を提出し、承認を得なければならない。以上の審査結果は、最終的に学長に報告し、承認を得ることとしている。

本学における定期的な研究倫理教育として、全教職員に対しては、毎年度、日本学術振興会の「研究倫理eラーニング」のオンライン教育の受講を義務付けている(根拠資料8-31)。また、受講の修了後には修了書及び学長宛の研究倫理誓約書を提出することとしている。

学生の研究倫理については、全学生必修科目である「初年次演習Ⅰ」の授業において学習し、卒業論文の作成や授業内研究の各担当教員が、それぞれの機会に倫理について指導、教育を行っている。なお、動物実験を伴う科目では、事前にDVDにて生命の尊厳に対する理解と倫理の徹底を図っている。

本学における公的研究費の使用に関して、法令遵守、適正な使用、管理・監査体制、ルールを理解等を内容とする「園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部における公的研究費の使用に係る行動規範」を定めている(根拠資料8-32)。また、学内の審査・責任体制は、「園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部における公的研究費の運営・管理及び監査に関する規程」に定めている(根拠資料8-33)。この規程に従って、研究費の不正使用・不正行為に関する通報があった場合は調査委員会を設置し、真偽を確認するための調査を行う。調査の結果、教員等の不正行為が確認された場合は、就業規則等に照らし懲戒するものとしている。この内容は、全教員に配布された「研究倫理パンフレット」に明記し、理解の徹底を図っている。

本学の主要な教育、研究の対象は、人間(あるいは動物としてのヒト)に関するものである。そのため、本学では「研究倫理要領」に基づき、生命倫理委員会に研究倫理の学内審査機関としての役割を付与している。しかし、生命倫理委員会では、2021年度に予定している経営学部設置に伴い、「生命」倫理という人稱による限定的なイメージを拡大させ、研究倫理も含めた学内審査機関としての役割の明確化の必要性が提起された。今後、運営会議等での審議、指示等を経た上で、関連規程の改正等を進めていく予定である。

以上のように、本学では研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応している。

【教育研究等環境一点検・評価項目⑥】

教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

＜評価の視点その1＞

適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

＜評価の視点その2＞

点検・評価結果に基づく改善・向上

（１）現状説明

教育研究等環境の適切性の点検・評価は、2019年度に設置した環境整備委員会において実施することになっている。環境整備委員会は事務管理部長、事務管理部庶務課長、事務管理部財務経理課長、学生支援部学生課長、教学支援部教務課長、企画運営部課長、情報教育センター課長を委員として構成し、教員の意見は教務課長が、学生の意見は学生課長が集約し、「教育研究等環境の整備に関する方針」との整合性を図る機能を担っている。（根拠資料 8-34）。環境整備委員会での点検・評価は、毎年、自己点検・評価報告書として全学自己点検・評価委員会を経て、運営会議に提出する。また、生命倫理、研究活動の不正防止に関する規程の変更や倫理教育については、生命倫理委員会で点検・評価し、自己点検・評価報告書として全学自己点検・評価委員会を経て、運営会議に提出する。運営会議では、大学全体の観点から改めて点検・評価を行い、必要な改善指示を出すことにしている。

以上のように、教育研究等環境の適切性については、環境整備委員会を設置し、改善・向上に取り組んでいるところである。

（２）長所・特色

本学では、そのだスポーツ栄養ナビステーションや強化クラブ合宿等への学生や教員の参加を通じて、本学アスリートのコンディション管理・改善、アドバイス、ハイレベルなアスリートに関するデータに基づく研究の実施等、スポーツと栄養という異分野の専門領域を融合したテーマで教育研究が進められている。今後、栄養学にとどまらず心理学や生理学等を融合したスポーツの科学的トータル・サポートをめざす教育研究に取り組んでいく。

また、まちの保健室、そのだ子育てステーションぴよぴよ、そのだスポーツ栄養ナビステーション、大学 COC 事業等、従来からの地域活動を通じて、教職員は地域の課題やニーズ、地域資源に関する情報を得ながら、それらに基づいた地域志向の教育研究が進められている。今後、多様化・複雑化する地域ニーズや課題に対応するため、大学 COC 事業後も学内の共同研究制度に地域志向研究という区分を設けることにより、地域密着型の研究をさらに推進し活発化させたい。

（３）問題点

文部科学省が2000年7月に策定した「学校施設耐震化推進指針」に基づき、旧耐震基準を基に建築された建物の建替計画を策定し、順次取り掛かっているが、現状においては耐震化率100%を達成できていないため、旧耐震基準で建設された建物については、建替までの間は耐震補強を行う等、計画的に安全性を維持向上する必要がある。

2019年度は環境整備委員会を設置したが、初年度であったこともあり、遂行中の計画の報告とそれに対する意見聴取で留まっている。2020年度からは環境整備委員会を機能させ、改善・向上に取り組む。

(4) 全体のまとめ

本学は、建学の精神と大学の理念や大学、各学部教育目標を具現化するために設定された「教育研究等環境の整備に関する方針」を明示している。併せて、施設や設備についても、本学の収容人数に対して不足がなく、施設や設備の更新も順次実施している。また、無線 LAN の拡充や新たな LMS（学習管理システム）の導入等を行い、ICT 機器を活用した学びを推進している。また、全学生の必修科目で情報倫理を取り扱っており、教職員に対しては「研究倫理 e ラーニング」を毎年受講させる等、学生及び教職員の情報倫理の確立を図っている。これらのことから、本学は十分な教育研究等環境を整備しているといえる。

図書館については、適切な蔵書を備え、学生・教職員に対してそれらの閲覧・貸出が可能な環境を整えている。また、選書ツアーをはじめとしたイベントの実施や「初年次教育」等の授業内で案内する等、学内での広報にも努めている。そして、専門的知識を持った職員を配置し、学術情報サービスを提供するための体制を備えている。

教員が健康・教育・生活に関わる基礎的研究、それに基づく応用的・実践的な研究に取り組むための「個人研究費」として年間一律額を支給するのに加え、学内の共同研究制度により地域志向研究や若手による研究推進と外部資金への応募促進を図っている。また、研究室・備品・設備の整備、研究日の付与、助手の配置に加え、教員の研究機会の拡充、支援を担当する専門部署として社会連携推進センター地域連携・研究支援ユニットを設置しており、研究活動を支援するための環境や条件を適切に整備し、促進を図っている。

研究の倫理性、適切性の確保のため、「生命倫理委員会規程」「動物実験委員会規程」に基づく委員会組織を整備している。研究倫理の向上と研究活動における不正防止のため、全教職員を対象にパンフレットの配布や e ラーニングの受講を義務付ける等、研究倫理を遵守するための措置を講じ、適切に対応している。

教育研究等環境の適切性についての定期的な点検・評価については、2019 年度に環境整備委員会を設置し、運用を開始したところである。2020 年度からは環境整備委員会を機能させ、改善・向上に取り組む。

《第9章 社会連携・社会貢献》

【社会連携・社会貢献一点検・評価項目①】

大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

＜評価の視点その1＞

大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

（1）現状説明

本学の前身である園田高等女学校は、地域教育と女性の地位向上をめざして1938年に開学した。1970年代以降、本学の社会連携・社会貢献は、地域と共に歩むことが、未来の大学の姿であるとの考えを具現化すべく、まず「土曜公開講座」とテニスコートやグラウンドを開放する「早朝キャンパス開放」から始めた（根拠資料 9-1 p.6）。その後も地域のニーズに応える形で講座数を増やし、内容を充実させてきた（根拠資料 9-2 pp.20～39、9-3 pp.5～57、9-4 pp.36～60）。これらの積み重ねにより、キャンパスで学生と地域住民の交流する様子が本学の特色の一つとなり、地域の人々が生涯学習の場として本学を選ぶ大きな理由になった。2002年度には専門的で深い学びを提供するために、社会人対象の3年制の「シニア専修コース」（履修証明プログラム）を開設した（根拠資料 9-3 pp.58～61）。2011年度からは人間教育学部児童教育学科・短期大学部幼児教育学科の教員が主軸になり小学生対象の「夏休み子ども講座」を開講する等、講座対象の年齢層を広げてきた（根拠資料 9-4 p.39・43・48・50・53・55・57・60）。

地域の生涯学習を牽引してきた実績が評価され、2013年度から5年間、大学COC事業の採択を受け、地域の教育・研究の確かな拠点になるため、「〈地域〉と〈大学〉をつなぐ経験値教育プログラム」をテーマに、教育改革を推進してきた（根拠資料 9-5）。本事業は、2015年度から「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（大学COC+事業）」（以下、「大学COC+事業」と記す。）に統合され、本学は神戸大学を中心とする「地域創生に応える実践力養成 ひょうご神戸プラットフォーム」としての事業を推進することになった（根拠資料 9-6）。本学の取組は、2016年度の大学COC事業中間評価において、「S評価（計画を超えた取組であり、現行の努力を継続することによって本事業の目的を十分に達成することが期待できる）」を取得する等、高い評価を得ることができた（根拠資料 9-7）。

大学COC事業の採択を契機に社会連携・社会貢献を推進する組織も整備・強化してきた。学長のリーダーシップのもと、学長を機構長とする全学組織である地域連携推進機構を2013年度に設置した。2018年度からは、地域連携推進機構と、生涯学習事業を担当してきた総合生涯学習センターを統合し、さらに、研究支援事業を加えた社会連携推進センターを発足させた。これにより、本学の教育研究のシーズと地域社会のニーズをより適切にマッチングすることにした。

社会連携推進センターの設置にあたり、「社会連携・社会貢献の方針」を明確にした。建学の精神はもとより、大学の理念・使命として掲げた「地域と共に歩み、地域の活性化と課題解決の地（知）の拠点となる」に基づき、方針を「多様化する社会の要請に応える

ため、生涯にわたる多様な学びの機会を提供するとともに、本学の教育研究成果を広く社会に還元し、地域社会の発展に寄与する。」と定め、ホームページや学内イントラネット等で明示している（根拠資料 2-2【ウェブ】）。

「社会連携・社会貢献に関する方針」を踏まえ、生涯学習事業、地域連携事業、研究支援事業の各事業の推進方針についても次のとおり明文化している。

生涯学習事業の推進方針

人生 100 年時代を迎え、人々の学習意欲は益々高まっている。

本学の教育研究の成果及び教育機能を広く社会に開放し、卒業生及び学生を含む、地域社会をはじめとした幅広いニーズに応え、学び直し等学習機会の提供を行う。これらの生涯学習事業を通じて、人々が継続的かつ総合的に学ぶことができるよう、積極的に公開講座を提供していく。

地域連携事業の推進方針

地域の活性化と、地域が抱える課題解決のため、行政・企業・地域団体や地域住民とも連携し、本学の教育研究資源を提供することで、地域社会の発展に寄与する。

研究支援事業の推進方針

幅広い研究分野を有する本学の研究支援体制を地域や社会の要請に応じて充実させ、そこで得られた研究成果や専門知識を社会に還元・普及させることで社会の発展に寄与する。

以上のとおり、大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための「社会連携・社会貢献に関する方針」は、社会・学内に対して明示している。

【社会連携・社会貢献一点検・評価項目②】

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

＜評価の視点その 1＞

学外組織との適切な連携体制

＜評価の視点その 2＞

社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

＜評価の視点その 3＞

地域交流、国際交流事業への参加

（1）現状説明

学外組織との連携については、1979 年度公開講座開設時の尼崎市・尼崎市教育委員会の後援にはじまり、2019 年度現在、自治体・教育委員会等 13 件、NPO 法人等 15 件、企業

7件と協定・覚書を締結し、各種事業に取り組んでいる（根拠資料 9-8）。

公開講座は、教養・文化、芸術・創造、健康、語学、キャリアアップの5領域で構成し、2019年度は84講座を開講した（根拠資料 9-9）。受講者数延べ約1000人が学び、その41%が尼崎市民で、リピーター率は約65%である。2019年度は「生涯学習40周年事業」として、一年を通して記念講演会、記念セミナー、記念講座等を開催した。多くの地域住民が大学へ足を運ぶきっかけとなり、「地域と共に歩む大学」としての象徴的な年となった（根拠資料 9-10）。また、大阪府・兵庫県・奈良県の大学、教育機関で構成されている「阪神奈大大学・研究機構生涯学習ネット」に加盟し、情報交換を行うとともに「公開講座フェスタ」（年1回開催）に参加している（根拠資料 9-11）。

より専門性を高めて開講しているシニア専修コースは、文学歴史・国際文化・情報学科の3コースを設置する3年制のプログラムであり、2022年度に開設20年を迎える（根拠資料 9-12）。修了時に規定の科目120時間以上の学習修了者に対して履修証明書を交付する履修証明プログラムである。2019年度の登録者数は3コース合わせて145人である。修了生が継続して学ぶコースとして研究生制度も設けており、登録者数は230人である。シニア専修コース全体では375人になる。近年は、1学科修了後、改めて別の学科に再入学し、3年間の学びを再スタートする受講生もいる。同好会・研究会の結成や個々の研究調査活動、地域の高齢者施設等におけるボランティア活動や学園祭参加による学生との交流等、本学での学びを通して、学内外における多様な社会貢献活動に発展している。

大学COC事業では、人間健康学部と人間教育学部の研究領域に照らし、「健康づくり」「学校教育」「生涯学習」「子ども・子育て支援」の4部門を構成し、部門ごとに部門長（教員）を配置し、教育・研究・社会貢献を進めた（根拠資料 9-13）。尼崎市企画財政局政策部政策課（現在は尼崎市協働部 生涯・学習！推進課）、尼崎商工会議所、尼崎市社会福祉協議会との統括会議を定期的に開催し、学外組織とのマッチングや事業内容の点検等の調整を行った。また、大学COC+事業では、神戸大学を申請校にし、兵庫県下のCOC大学である兵庫県立大学、神戸市看護大学とともに「ひょうご神戸プラットフォーム」を形成し、「歴史と文化」「子育て高齢化対策」の2領域で課題解決能力と実践力を有する人材の育成をめざした。例えば、本学が担当する歴史と文化領域では、2019年にシンポジウム「地域歴史遺産の活用 新しい尼崎城下町を目指して」を尼崎市と共催した。また、子育て高齢化対策領域では神戸大学、神戸市看護大学との3大学で学生活動の報告会を行った。報告会では、近隣市の参加を募るだけでなく、行政からの質問や助言を定期的に行い、学外からの意見を集約することで、学外組織との連携体制を構築した。

「大学は地域のことを知らない、地域は大学のことを知らない」という課題認識のもと、お互いに問題や関心を共有する機会として、2か月に1回、研究会「まちづくり解剖学」を2013年から本学で開催している。行政・地域住民と教職員・学生が集まり、その都度テーマを決め、参会者で意見交換を行う。2019年度は3回実施した（根拠資料 9-14）。第2回には大学2年次生の必修科目「つながりプロジェクト」での取組のうち、「地元企業との連携による商品アイデアの創出」と「尼崎城のまわりの魅力を見つけよう！」と題した2プロジェクトについて学生が発表した。このように地域課題に取り組み、大学が生み出す知識等を社会に還元している。

地域住民から大学に対する依頼・要望・企画等の地域課題に関する相談を受け付ける窓

口として、2014年度に「まちの相談室」を開設し、課題解決に向け、効率的かつ効果的に取り組む体制を構築した。設置以前は、教員個人や関係部署に個別に依頼があり、その都度対応する状況であった。まちの相談室の設置により窓口を一元化し、相談内容を整理した上で、学内に告知し、教職員とのマッチングを図り、適切に地域のニーズと大学のシーズを結び付けることが可能となった。まちの相談室の運営は、教職員だけではなく、学生も参加できるよう開設時に学生地域連携推進委員会「つな Girl」を発足させた。当初学生2人でスタートし、2019年度現在は6人の学生が活動している。主な相談内容は、教職員、学生との連携事業やボランティアの依頼である。まちの相談室に寄せられた相談件数は、2014年度は40件であったが、2019年度は92件になり、周知が進み、増加している。例えば、東塚口連絡協議会からの依頼を受けて、2019年5月12日、上坂部小学校で開催されたイベント「やってみよう さがしてみよう かみさかべ」で小学校の校歌に因んだ菊の花の植え付け作業のサポート等のボランティアを行っている（根拠資料 9-15）。

社会連携・社会貢献活動により教育研究活動を推進する取組は多様で、以下のようなものがある。

まず、教育については、地域と連携した教育プログラムとして「経験値教育プログラム」を構築し、地域を志向した大学共通科目「大学の社会貢献」「つながりプロジェクト」を全学生必修で開講している。「大学の社会貢献」（1年次必修）は、社会における大学の役割と、大学で学ぶことの意味を考える科目である。建学の精神、教育理念、大学の歴史を学んだ後、尼崎市役所職員から様々な地域課題を学ぶ。「つながりプロジェクト」（2年次必修）は、全学を横断する科目で、地域の多様な課題に即したテーマに、行政やNPO法人、地域団体とともに取り組み、課題解決に向けた企画、提言を行うことをめざすプロジェクト科目である。数回の学外活動が必ず含まれる。1プロジェクトが1クラスに相当し、複数学科の学生で編成する。学生の進路と多職種間連携を想定し、課題に向き合うことに主眼を置いている。開講した2016年度から2019年度までのプロジェクトは50件にのぼる（根拠資料 9-16）。これらの科目で地域の実情を知り、調査研究した多様な地域課題への眼差しを基盤に、専門科目（例えば、食物栄養学科「地域栄養学」）や実習において、より実践的な取組や理解の深まりにつながるように教育課程を編成している。

ゼミ活動や卒業研究等の専門授業で地域と連携した取組もある。例えば、食物栄養学科の「食物栄養学研究」では、尼崎市の野菜である田能の里いもを使って、尼崎市の名物となる商品の開発を行った。この取組は、2010年度から兵庫県阪神南県民センターの「大学生による地域連携推進支援事業」に採択されている（根拠資料 9-17）。

また、児童教育学科の「発達心理学（2）」及び「児童教育研究」では、百貨店との共催によるミニ運動会やダンス等の幼児対象イベントやクリスマスコンサートを実施した。ミニ運動会は幼児130人、保護者120人、合計250人の参加があった。人間看護学科では、学生の実践力向上を目的に「まちの保健室実習」を開講し、兵庫県看護協会阪神南支部と共同で、学生と教員・TAが地域住民の健康相談を行った。来場者の89%がリピーターで、地域に根付いた取組といえる（根拠資料 5-7 pp.71～75）。

学内に専用施設を設置している活動もある。「そのだ子育てステーションぴよぴよ」は文部科学省私立大学等改革総合支援事業「特色を発揮し、地域の発展を重層的に支える大学づくり」の支援対象校に選定され、私立大学等教育活性化設備整備費補助金の交付を受け、

室内大型遊具を備えた子育て支援施設である（根拠資料 3-3【ウェブ】）。2019 年度は、年間 78 日開室し、利用者は、乳幼児 1349 人、保護者 1281 人で、新規の登録者は年間 231 人であった。人間教育学部児童教育学科・短期大学部幼児教育学科学士の保育学習の場にもなっている。「そのだスポーツ栄養ナビステーション」では、食物栄養学科の学生が、アスリートに対する食事指導、スポーツ障害の予防指導、栄養アセスメント、栄養指導を行うとともに、地域住民への栄養指導も実施している（根拠資料 3-2【ウェブ】）。

次に研究については、学内共同研究に一般研究と地域志向研究の 2 分野を設定し、学問分野を横断し、地域課題に向き合う研究を重点研究と位置付けている。この共同研究（地域志向研究）は、大学 COC 事業の地域志向教育研究を継承したものである（根拠資料 9-18）。企業等からの委託研究、共同研究も推進している。例えば、食物栄養学科では、食物栄養学科の卒業生が勤務する卵専門の食品メーカー（株）籠谷との共同開発研究を行っている。管理栄養士をめざす学生アイデアをもとに、開発を進めている日本初の栄養機能食品（ビタミン E）マヨネーズがあり、2020 年度に販売される予定である（根拠資料 9-19【ウェブ】）。

本学は、国際交流とスポーツを活かした地域交流を積極的に行っている。本学の国際交流を象徴するものとして、そのだクライストチャーチキャンパス（SCC）がある。1993 年の開所当時、本学とクライストチャーチ教育大学（現カンタベリー大学）との友好の印としてつくられた日本庭園があり、現地で愛される憩いの場所となっている。また、1986 年には本学、育友会・同窓会、関西オセアニア協会が援助し、ミクロネシア連邦、ヤップ州マープ島から日本に向けて太平洋を航海した大型外洋カヌー「ペサウ号」が、オセアニア地域との交流のシンボル、学術資料として、5 号館に現物保存されている。本学の歴史文化遺産の一つである「ペサウ号」をはじめ、オセアニア地域の資料の展示について、学生や地域に向けての整備を進めている。2012 年には尼崎市教育委員会と連携し、カンタベリー大学教育学部の授業「比較教育研究プログラム」を受け入れ、実施している。カンタベリー大学最終学年の学生が各自のテーマに合わせて、尼崎市立小学校、幼稚園において、日本型教育活動の観察調査をするプログラムである（根拠資料 9-20）。カンタベリー大学の学生が訪問した際、ニュージーランドの文化体験プログラムを小学生に提供し、交流を図っている。児童教育学科の授業に参加して本学学生とともに学び、親睦を深める交流も実施している。また、尼崎市交流協会主催の「日本語スピーチコンテスト」では、尼崎市内の大学と連携し、市内の留学生の学習成果の発表の場として会場の提供や審査担当等で協力している（根拠資料 9-21）。

スポーツを通じた地域交流として、2018 年度及び 2019 年度には、地域の子どもがスポーツを楽しみながら技術向上をめざす「スポーツフェスティバル」を本学のスポーツ振興センターが主催し、本学で実施した。テニス部、ソフトボール部、陸上競技部、剣道部、バレーボール部、バスケットボール部の 6 強化クラブが参加した。小中学生を対象にしたスポーツイベントで、学生がカリキュラム編成や運営を行った（根拠資料 9-22）。学外では、尼崎市主催の「スポーツフェスティバル」ではテニス部がテニスクリニックを 2012 年度から毎年実施し、阪神南ふれあい「スポーツフェスタ」では、陸上競技部がボランティアスタッフとして運営に参加している。

学外に拠点を置いた活動もある。兵庫県但馬地区を拠点に、国際交流、スポーツ、教育

研究を総合的に展開している。香美町小代（旧美方町）は、1980年からオーストラリアからの交換留学生の受け入れを行っている。旧美方町と尼崎市の連携、交流の仲介を本学が担ったことを契機に、1983年に豊岡市日高町に大岡山グリーンキャンパスを開設した。豊岡市日高町は1984年以降、ニュージーランドからの交換留学生の受け入れを継続し、但馬国府・国分寺館（現、豊岡市立歴史博物館）と共催で留学生が参加する生涯学習講座を開催している。但馬ドームで開催される「スポーツクリニック」には、1999年から約20年間継続してソフトボール部が北但馬地域の小中学生に競技の指導をしている。豊岡市立清滝小学校との小大連携事業にも取り組んでいる。1986年から新温泉町は、南太平洋大学からの交換留学生の受け入れを行っている。以上のような但馬地区の香美町小代、豊岡市日高町、新温泉町での活動を基盤に、2016年度に兵庫県の「大学等との連携による地域創生拠点形成支援事業」に採択され、大岡山グリーンキャンパスを整備するとともに、新たに「香美町サテライトスタジオ」を開設した（根拠資料 9-23）。香美町サテライトスタジオでは、「つながりプロジェクト」の集中講義、神戸大学との共同調査を行っている。2018年度に十文字学園女子大学（埼玉県新座市）との間で、相互の教育研究及び社会貢献活動を通じて大学間の交流の推進・連携を目的とする協定を締結し、合同ゼミ合宿等を実施している。

COVID-19の対応・対策では、生涯学習事業（公開講座・シニア専修コース他）については、講座・コースに関わる内容に加え、自粛要請で外出も制限されている受講生に向けた「役に立つ情報」等の情報発信に努めた（根拠資料 9-24）。シニア専修コース受講生に対してウェブアンケートを行った結果、シニア専修コースや公開講座再開を希望する意見が寄せられた（根拠資料 9-25）。これを受けて、「生涯学習事業の推進方針」を軸におき、2020年度は後期の講座再開を大きな目標に準備を進めたが、COVID-19が収束していないこともあり、対面式の講座を再開することはできなかった。試験的に「シニア専修コース オンラインキャンパス」を開設し、受講生の参加を募った（根拠資料 9-26）。その結果、2020年度シニア専修コース在籍予定であった382人のうち181人の参加申込があり、今回の取組に賛同した本学教員を主体とした29人の講師がオンライン講座を担当している。また、オンラインキャンパス上にシニア受講生がクラブ同好会を中心に自由に投稿し、交流する「けやきのわ～シニア受講生のためのブログ」を開設した。

国際交流については、学生の留学及び留学生の受け入れをすることができなかったため、そのだクライストチャーチキャンパス（SCC）で年に一度実施される「ワールドカフェ」（カンタベリー大学主催）を2020年9月にオンラインで実施し、両大学の学生が語り合う機会を得た。さらに、同年10月から月に一度、カンタベリー大学とのオンライン定期交流イベントを開催し、交流を深めている（根拠資料 9-27）。

以上のように、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、多様な社会連携・社会貢献の取組を行い、教育研究成果を適切に社会に還元している。

【社会連携・社会貢献一点検・評価項目③】

社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

＜評価の視点その1＞

適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

＜評価の視点その2＞

点検・評価結果に基づく改善・向上

（1）現状説明

社会連携・社会貢献の適切性の点検・評価は、社会連携推進センター委員会で行っている。例えば、公開講座の受講生アンケートや、シニア専修コース生対象のアンケート、さらに、各コース各学年及びクラブ同好会に在籍する代表者との意見交換を行い、年度末の社会連携推進センター委員会で検証し、次年度の改善・向上に向けた計画を立てている（根拠資料 9-28）。この検証結果は、毎年の自己点検・評価を通じて、運営会議に報告し、運営会議で検証方法や取組内容を改めて点検・評価する。

大学 COC 事業推進時には、毎月連携先の尼崎市、尼崎商工会議所、尼崎市社会福祉協議会と統括会議を開催した上で、年度末には外部評価委員会を開催し、取組の適切性を検証した（根拠資料 9-29 pp.119～148）。本事業終了後は、内部質保証体制として外部評価委員会を設置し、社会連携・社会貢献に限らず、すべての自己点検・評価に対して外部評価を実施することにした。社会連携・社会貢献については 2017 年度に外部評価を受けた。その際、人生 100 年時代を迎える中でリカレント教育の充実がこれから重要になるとの意見があった（根拠資料 9-30）。本学もリカレント教育を課題の一つにしていたことから、意見を受けて優先して取り組むこととした。2018 年 11 月に運営会議から各学科と社会連携推進センターに対して、人生 100 年時代において地（知）の拠点である大学（高等教育機関）として、在学生のみではなく、社会人にどのような学びが提供できるのかを具体的に企画立案することについて指示があった。社会連携推進センターでは、全学的視点で企画するために、卒業生ニーズアンケートを実施・分析した上で対象者やプログラム内容の検討をすることにしており、2020 年度にアンケートを実施する予定である。

以上のように、社会連携・社会貢献については適切な点検・評価を行っており、その結果を受けて、改善・向上に向けた取組を行っている。

（2）長所・特色

本学では、1979 年から 40 年以上にわたり、教育研究成果を社会に還元してきた。2019 年度は公開講座、シニア専修コース等の受講生 1620 人を受け入れ、豊かな内容の生涯学習事業に結実している。シニア専修コース修了後も在籍できる研究生制度は、学びの選択肢を豊富にしていると評価を得ている（根拠資料 9-31 p.243）。専門的な学びだけではなく、クラブ活動も充実しており、豊かな学生生活を提供していることも特色である。

地域の教育・研究の牽引役を果たしてきた実績を踏まえ、2013 年度から 5 年間、大学 COC 事業の採択を受け、「〈地域〉と〈大学〉をつなぐ経験値教育プログラム」をテーマに教育改革を推進してきた。2016 年度の中間評価では「S 評価」の高評価を得た。高評価の要因に次の 3 つの特色が挙げられる。①「まちの相談室」で地域のニーズを発掘し、教育・

研究に反映したこと、②学部学科横断の必修、地域志向科目「つながりプロジェクト」を新設し、専門職養成系大学としての特質を強化していくに当たり、本事業が確実に位置付けられていること、③学習成果指標「経験値」を設定し、経験値教育を具現化する仕組みを構築したことである。

（３）問題点

社会連携・社会貢献の充実に向け、地域と大学をつなぐコーディネート機能をより強化する必要がある。地域の窓口「まちの相談室」には、行政・NPO 法人・自治会・地域団体・企業・個人等の様々な人が多様なニーズを持って相談に来る。その内容を的確に把握し、学内の教育・研究のシーズと照合し、教員・学生とマッチングしなければならない。そのためには、学内のシーズ情報を総合的に把握する必要がある。また、地域に情報発信することも重要である。地域と大学の相互コミュニケーションの場として「まちづくり解剖学」を設け、大学の研究成果、学生の活動等を地域に知らせているが、内容、回数が十分ではないため、今後は社会連携推進センターの機能、取組として充実させたい。

（４）全体のまとめ

本学の社会連携・社会貢献は、「社会連携・社会貢献の方針」に基づき、学内外に拠点を置き、地域連携活動、公開講座、シニア専修コース、スポーツ、国際交流等による取組を行っている。これらの実績を踏まえ、2013 年度には大学 COC 事業、2015 年度には大学 COC+事業に採択された。大学 COC 事業での経験値教育プログラムや地域課題解決のための活動を通して、教育・研究・社会貢献のすべてにわたり地域に根ざした大学づくりと人材育成を推進している。

以上のことから、社会連携・社会貢献については大学基準に照らして秀でた水準にあると考える。

《第10章 大学運営・財務（1）大学運営》

【大学運営一点検・評価項目①】

大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

＜評価の視点その1＞ 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示 ＜評価の視点その2＞ 学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

（1）現状説明

大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画を実現するための大学運営に関する大学としての方針は、ホームページに明示している。具体的には、「内部質保証に関する方針」「教員組織の編成方針」「学生支援基本方針」「教育研究等環境の整備に関する方針」「社会連携・社会貢献に関する方針」「管理運営方針」を定めている（根拠資料 2-2【ウェブ】）。また、「運営に関する規則」を制定し、学長の責任ある意思決定とその迅速な実行を確保するために必要な事項を定めている（根拠資料 1-13）。

学校法人園田学園は、大学の他、短期大学部、高等学校、中学校、附属幼稚園2園を設置している。

本法人では、評議員会及び理事会の承認を得て、学校法人園田学園中期事業計画「2018年度から5～10年先を見据えた経営の創造的戦略の推進」を策定し、その中で法人経営上の基本命題を定めている（根拠資料 8-1）。この基本命題は建学の精神に基づき定めたものであり、大学を含む法人設置校全体の基本方針である。その基本命題のもと、大学においてはより具体的に分野を絞り、中・長期事業計画「SONODA VISION 2030」の中で、教育、学生支援、研究支援、社会連携、管理運営体制についてそれぞれ基本方針、行動目標等を定めている（根拠資料 1-14）。

学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知に関しては、学校法人の役員及び評議員については理事会及び評議員会で、法人各設置校については各設置校の長が就任している常任理事会又は評議員会で、大学では全学教職員研修会等を利用して周知している。また、「運営に関する規則」及び各種方針は、学内構成員に対する周知を図るため、学内イントラネット上で公開している。

【大学運営一点検・評価項目②】

方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

＜評価の視点その1＞

適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

<評価の視点その2>

適切な危機管理対策の実施

（1）現状説明

学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備については、学校教育法及び学校教育法施行規則が2015年4月1日付で改正施行されたことを受け、大学の運営・企画を担う企画運営部が中心となり、学長の責任のある意思決定とその迅速な実行を確保するため、大学の意思決定に必要な事項を定めた「運営に関する規則」を中心に、点検、見直しを行った。具体的には、「運営に関する規則」第1条においては「学長の責任ある意思決定とその迅速な実行を確保するために必要な事項を定めるものとする。」と趣旨を明示した。また、学長の最終的な決定権を担保するため、「運営に関する規則」第2条第1項において「運営会議は、本学の基本的事項について審議し、学長が最終的に決定をするに当たり、意見を述べるものとする。」と改正した。

教授会の役割については、「運営に関する規則」第5条において、学長が決定を行うに当たり、「意見を述べる機関」として規定した。審議事項については、「運営に関する規則」第5条第1項第1号に規定した学生の入学、卒業及び課程の修了、第2号に規定した学位の授与に加え、第3号においては、学長の決定権を担保するため、「教授会細則」に学長裁定を置くことを明記した。

学長の選任に関しては、2017年度に運営会議、常任理事会、理事会で従前の選任方法のあり方を理事会主体の選任方法に変更し、2018年4月1日、「学校法人園田学園学長選任規程」を新規に制定した（根拠資料10-1）。それに伴い「園田学園女子大学兼園田学園女子大学短期大学部学長候補者選出規程」及び「学長候補者選出管理委員会規程」を廃止した。

役職者の選任方法と権限の明示については、「園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部職員任用規程」で選任方法を定め、「園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部組織規則」で権限を定めている（根拠資料10-2、10-3）。

教学組織（大学）と法人組織（理事会等）との関係に関しては、「学校法人園田学園常任理事会規程」で規定しているとおり、その第2条において常任理事会は理事長及び「寄付行為」第8条第1項第1号に該当する者で構成している（根拠資料10-4）。「学校法人園田学園寄付行為」第8条第1項第1号に該当する者とは「大学・短期大学部学長」・「高等学校長」である（根拠資料10-5）。常任理事会を通して高等学校、大学等教学組織と協議、意見交換等が行われ、理事会又は評議員会に上程される仕組みを採っている。常任理事会

で学長が提案する案件に関しては、運営会議の議を経ていることから、教学組織の意見等は法人組織に反映されている。

学生からの意見については、「学生生活に関する調査」や卒業年次生アンケート等の実施により、意見や要望を把握しており、その集計結果は運営会議で報告している。教職員からの意見への対応については、各部局の課長で構成する課長会議を毎月 1 回開催し、そこで問題提起、意見交換、情報共有を図り、必要に応じて、課長会議運営の主管部署であり運営会議の庶務担当部署である企画運営部を通じて、運営会議に上程し対応している。

適切な危機管理対策の実施については、「危機管理規程」（根拠資料 2-5）を制定し、それに基づき設置した危機管理委員会及び専門部会により、危機管理に係る案件を審議し、対応策等を決定している。COVID-19 に対しては、感染症危機対策本部を設置し、学長が本部長として対策本部の業務を統括し対応にあたっている。

また、防火・防災に係る規程「園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部防火・防災管理規程」を整備し、それに基づく防火・防災消防計画の策定、防火・防災訓練の実施等、学生及び教職員の安全確保に万全を期している（根拠資料 10-6）。

以上のとおり、方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示している。また、それに基づいた適切な大学運営を行っている。

【大学運営一点検・評価項目③】

予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

＜評価の視点その 1＞

予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・ 内部統制等
- ・ 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

（１）現状説明

予算執行年度の前年度の 10 月に「予算編成方針及び予算編成上の重点項目」を理事長が予算単位責任者に通達し（根拠資料 10-7）、各部局において 11 月から 12 月にかけて「事業計画書（案）」及び「収支予算（案）」を策定して予算事務局（法人統括室及び事務管理部）に提出する（根拠資料 10-8）。

提出された「事業計画書（案）」及び「収支予算（案）」は、予算執行年度の前年度の 1 月に大学の各部局を対象に理事長・学長ヒアリングを行い、2 月に各設置校を対象に理事長ヒアリングを実施する。ヒアリングでは、予算執行年度の執行状況、当該年度の事業計画の進捗状況及び次年度の新規事業の内容を確認して「事業計画書（案）」と「収支予算（案）」を作成し、3 月に評議員会及び理事会に諮り決定する（根拠資料 10-9、10-10）。

予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みとしては、「経理規程」及び「予算統制規程」等を遵守して効率的に執行している（根拠資料 10-11、10-12）。また、予算執行システムを活用して、各部局における予算執行状況を確認し、予算事務局において会計処理の適正性を精査している。さらに、内部監査、公認会計士による監査、監事監査の三様監査を機

能させ、予算執行プロセスの明確性、透明性を図り、明確な責任体制のもと、恒常的かつ適切に検証を行っている。

また、予算に関しては、事業計画書で「①継続経費の効率的使用の施策 ②不要不急経費の見直し ③新規必要経費」を計画段階で記載し、当該年度終了後に事業報告書で、これらの報告を行っている。事業報告書は、法人の役員、評議員のみならず、大学の全部局に配布し、予算執行の透明性を図っている。

以上のとおり、予算編成及び予算執行を適切に行っている。

【大学運営一点検・評価項目④】

法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

＜評価の視点その 1＞

大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

（1）現状説明

本学の事務組織は、大学 2 学部と短期大学部を一元化して運営しており、「園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部組織規則」で組織を規定し、「管理運営方針」で方針を定めている。事務管理組織の適正化・効率化のため、大学事務局の内の事務管理部（庶務課・人事課・財務経理課）を法人本部に統合した事務組織を基盤に、法人と一体となった事務運営を学長のリーダーシップのもと推進している。事務職員が関わる組織としては、法人本部、大学・短期大学部事務局、附置機関、附属機関の 4 部門に大別される。法人本部には法人統括室・事務管理部（庶務課・人事課・財務経理課）、大学・短期大学部事務部門には企画運営部・新学部開設準備室・教学支援部（教務課）・学生支援部（学生課・キャリア支援課）・保健指導室・入試広報部、附置機関には近松研究所、附属機関には図書館、情報教育センター・国際交流センター・社会連携推進センター・スポーツ振興センターを設置している（根拠資料 10-13、10-14）。それぞれの組織には組織を統括する責任者として管理職をおき、責任体制を明確化している。法人本部の運営・管理に携わる法人統括室には事務職室長を配置し、大学の運営・管理に携わる企画運営部と連携し、両部署が協力して学園運営にあたっている。

事務職員の採用については、「園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部職員任用規程」に基づき行っている。公募を原則としており、ホームページやハローワークからの紹介、インターネット求人媒体の利用等、幅広く公募を行うことにより、専門性の高い優秀な人材を確保している。採用候補者を選考する際の大学として求める職員像は、「求める事務職員像」にある、①教育機関に勤めるものとして自覚をもち、教員とともに、園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部の「三つの方針」（学位授与方針、教育課程の編

成・実施方針、学生の受入れ方針）の実現に向け、職責を果たすことのできる人、②本学の教育・研究・大学運営等あらゆる活動において、積極的に学生と関わり、教員と協働できる人、③常に広い視野を持ち、社会の変化や複雑さに対する柔軟な発想力と実行力を持ち、業務課題・改善に臨める人、④自ら課題を発見し、その解決に向け、PDCAを確実に遂行できる人、⑤自らに課された役割と責任を自覚し、自らを省察し、常に向上をめざしてSD（スタッフ・ディベロップメント）の研修はもとより、あらゆる機会に、自らの資質・能力の研鑽に努めることのできる人、⑥地域とともに歩みつつ発展する大学の一員として、社会貢献できる人、を基本としている。

事務職員の昇格については、「園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部職員給与規程」（以下、「職員給与規程」と記す。）に基づき基準経験年数を基本として実施している（根拠資料10-15）。

人事考課制度は、事務職員の①能力開発を進める、②公正な能力評価を実現する、③職場の活性化を推進する等の目的で2005年度から導入した目標管理制度を全面的に見直し、2009年度から導入した。本学では、職員一人ひとりの目標達成状況、取組姿勢（意欲）を人事考課することを重視している。一次考課者が被考課者に対してフィードバック（育成）面接を実施し、二次考課を経た上で、最終評価を決定し、適正な業務評価と処遇改善に努めている（根拠資料10-16）。

また、業務内容の多様化・専門化に対応できる職員を育成するため、従来の人物評価や人事考課による業績の評価に加え、業務に必要な資格の取得等を考慮に入れた昇格制度のガイドラインを整備する予定である。

教員と職員の連携関係については、在学生オリエンテーション等全学的な教学行事の実施にあたり、協働で取り組んでいる。

以上のとおり、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けている。また、その事務組織は適切に機能している。

【大学運営一点検・評価項目⑤】

大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

＜評価の視点その1＞

大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

（1）現状説明

大学設置基準が改正されSDが義務化された2017年4月以前から、本学はSDを組織的・全学的に実施してきた。例えば、日本私立大学連盟主催の研修会への参加、「全学教職員研修会」の開催、「全学FD研修会」の開催等がある（根拠資料10-17、10-18、6-21）。「全学教職員研修会」及び「全学FD研修会」では、学長をはじめ、教育職員、正規又は非正規を問わず大学及び法人本部事務職員が出席し、研修を行ってきた。2017年度、2018年度、2019年度に開催した「全学教職員研修会」のように理事長が講師となり、教学組織と法人組織が協働して実施することもある。

全学教職員研修会の直近3年間の出席率は、次のとおりである。

全学教職員研修会の直近3年間の出席率

年度	教育職員			事務職員			合 計		
	人数	出席者	出席率	人数	出席者	出席率	人数	出席者	出席率
2017	88人	69人	78.4%	69人	67人	97.1%	157人	136人	86.6%
2018	94人	84人	89.4%	75人	74人	98.7%	169人	158人	93.5%
2019	93人	74人	79.6%	71人	51人	71.8%	164人	125人	76.2%

※2019年度は、実施日を急遽変更したため、出席者が減少した。

2018年度から語学力の向上及び国際感覚をもった事務職員の養成を目的として、希望者を募り事務職員の海外研修をスタートし（根拠資料 10-19）、2019年度から入職5年未満の事務職員と希望者を対象とした「ビジネスマナー研修」と「パソコン研修」を始めた。海外研修の報告書は、帰国後事務局長、学長、理事長に提出するとともに、全教職員が閲覧できるように学内イントラネットで公開し、研修成果を共有している。

本学のSDの実施体制は、「園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部SD委員会規程」（根拠資料 10-20）で定めたSD委員会が企画・実施に係る事項を審議し、当該委員会の担当部局である事務管理部人事課がSD委員会で審議した事項、例えば、年次計画表及びそれに基づいた研修の実施要領等を起案し、学長の決裁をとって実施している（根拠資料 10-21）。

以上のとおり、大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じている。

【大学運営一点検・評価項目⑥】

大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

＜評価の視点その1＞

適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

＜評価の視点その2＞

監査プロセスの適切性

＜評価の視点その3＞

点検・評価結果に基づく改善・向上

（1）現状説明

大学運営の適切性については、本学の教育研究活動・管理運営等に関する継続的な自己点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努め、本学の教育研究活動の質的向上

と管理運営の効率化を図るため、「内部質保証に関する規程」を制定している（根拠資料 2-1）。

内部質保証の組織として、①内部質保証に責任を負う組織、②全学自己点検・評価委員会、③部署別自己点検・評価委員会、④領域別作業部会、⑤外部評価委員会を設置し、①の内部質保証に責任を負う組織の役務は、運営会議が担当している。そこでは全学自己点検・評価委員会から提出された自己点検・評価結果及び外部評価委員会の検証結果について審議し、課題等について必要な事項を決定し、改革・改善に努めている。

監査については、内部監査室による内部監査、監事による監査、監査法人による監査を実施している。内部監査室は、理事長直下の他部署から独立した組織であり、内部監査室長 1 人、顧問 1 人（公認会計士・税理士）で運営している。内部監査の監査対象・監査内容等は「学校法人園田学園内部監査規程」（以下、「内部監査規程」と記す。）で定め、それに基づく「学校法人園田学園内部監査実施要領」に従って監査を実施している（根拠資料 10-22、10-23）。内部監査は、リスク・マネジメントを整備し、有効に機能させるためには、本法人に内在するリスクを洗い出して優先順位を付け、重要性の高いリスクから改善していく必要があることから、「リスク調査票」によるリスクの調査を行い、「発生可能性」と「影響度」の視点でリスクの重要性の評価を行い、優先順位が高い監査の対象を選定し実施している。監査事項は、①業務監査、②会計監査、③システム監査である。

監事による監査であるが、本法人の「寄付行為」第 7 条で、監事は 2 人置くことと規定し、現員 2 人である（根拠資料 10-5 p.2）。監事は、年間の評議員会及び理事会に全て出席し、評議員及び理事との情報共有、意見交換等を行っている（根拠資料 10-24）。2020 年 4 月 1 日施行で私立学校法の改正もあり、財産状況の監査、業務状況の監査に加え、理事の業務執行の状況の監査を行っている。年に一度、本法人の設置校全てを対象に監事監査を実施し、評議員会及び理事会で監査報告を行っている（根拠資料 10-25）。設置校を対象にした監事監査は、設置校ごとに対面形式で、当該年度の事業報告及び決算計算書類の説明を受け、意見等を述べる方法で実施している。

監査法人による監査では、監査の種類及び対象は「私立学校振興助成法」第 14 条第 3 項の規定に基づき監査証明を行う「資金収支計算書」「事業活動収支計算書」「貸借対照表」、文部科学省告示第 117 号に基づき監査証明を行う「財産目録」「重要な会計の方針」である。監査法人は、監査を実施する前に理事長と決算の見通しと事業リスク等についてディスカッションを行い、また、理事長、監事、内部監査室及び法人本部に対して監査計画の概要説明を行う（根拠資料 10-26）。その後、当該年度の 2 月から 5 月にかけて監査を実施し、監査報告を行っている（根拠資料 10-27-1、10-27-2、10-27-3、10-27-4、10-27-5）。

内部監査、監事による監査、監査法人による監査の連携については、毎年度 4 回程度コミュニケーションを図っており、主な内容は次のとおりである。

- ・ 監査法人が行う監査計画の概要説明
- ・ 決算トピックについての協議
- ・ 内部監査、監事監査及び監査法人が行う監査状況の共有
- ・ 監査結果報告

それぞれの監査計画や監査結果について定期的な協議の場を設け、意見交換をすることで監査の重複を避けることができ、それぞれの業務を有効的に行う上で三者の連携が重要になってくると認識して監査を行っている。

三様監査連携の重要性を認識し、本法人の「内部監査規程」第14条に「内部監査室長は、監査計画の策定に当たり、監事及び監査法人と緊密に連携し、情報を共有しながら、学園の監査の効率的な実施に努めなければならない。」（根拠資料 10-23 p.2）と明文化した。

監査結果に基づく改善への取組は、内部監査では次の手順で改善等の助言及び勧告並びに事後確認を行っている。

- 1) 監査終了後、被監査部署に対し講評会を開き、監査で確認した事実及び指摘事項についての事実誤認を排除し、指摘事項及び改善事項について合意形成を得る。
- 2) 改善等の処置が必要と判断したときは、監査の結果を被監査部署の責任者に通知し、業務改善の助言及び勧告を行う。
- 3) 被監査部署は、遅滞なく業務の改善策を検討し、改善に向けて取り組む。
- 4) 業務改善の助言及び勧告を行った場合は、内部監査室はその対応状況をモニタリングし実施状況を確認する。

内部監査室は理事長直下の他部署から独立した組織であるため、法人の設置校全体の監査を実施するが、大学においては2019年度に人間健康学部人間看護学科、人間教育学部児童教育学科に対し教学監査を実施、附属機関では図書館の業務監査を実施した。2020年度には人間健康学部総合健康学科と食物栄養学科の教学監査を実施する予定である。改善が必要な事項については、内部監査室から被監査部署へ改善提案を行うとともに、それを受けて被監査部署も対応案を策定し改善を進め、監査実施後も改善に向けたフォローアップを行っている。2018年度に実施した附属機関の情報教育センターには監査後のフォローアップを続けている。

以上のとおり、大学運営の適切性について、内部監査、監事監査、監査法人による監査を通して定期的に点検・評価を行っている。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っている。

（2）長所・特色

SD研修の一環として開催している全学教職員研修会、FD研修会ともに全教職員の参加を義務付けており、教職協働の実践を推進している。また、FD研修の一環として実施する公開授業への事務職員の参加も奨励し、教職協働を実践できる事務職員を育成している。求める職員像を明確にしているため、職員一人ひとりが目標を立てて意欲的に自己研鑽することができる。

予算編成と執行のプロセスについては、部署別予算・決算制度を導入し、部門別の予算配分を明確にしている。また、部署別に事業計画書、事業報告書をまとめ、部署別予算書、決算書と合わせ、各部署に配布し、法人全体の財務状況や事業内容を全教職員に周知している。

（3）問題点

全学教職員研修会、FD 研修会ともに、全員が出席できる日程を組むのが困難であるため、当日研修会に参加できない場合でも研修を受けることができるオンデマンド研修等の実施も取り入れていくことを検討しつつSD 研修の体系化に取り組む。

事務職員の昇格については、「職員給与規程」に基づき基準経験年数を基本とし、人物評価及び人事考課の評価を参考にして実施しているが明文化したものがない。近年の年俸制、成果主義等に見られる給与に対する考え方の変化、給与水準の変化等により、職務遂行の成果が昇格に反映される制度を確立するため、従来から参考にしていた人物評価及び人事考課による業績の評価に加え、業務に必要な資格取得等を考慮に入れた昇格ガイドラインを2020年度に策定する予定である。このことにより事務職員の人材育成や意欲が反映できる組織づくりをめざす。

（4）全体のまとめ

本学は、大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期計画等を実現するため、「内部質保証」「教員組織の編成」「学生支援」「教育研究等環境整備」「社会連携・社会貢献」「管理運営」に係る大学としての方針を明示し、各種規程・規則等を整備して適切な大学運営を行っている。

事務局・附置・附属機関等組織の教職員配置、FD 研修の事務職員参加等、戦略的な大学運営を推進する教職協働体制の構築に向けた取組を行っている。また、大学のSD 研修・FD 研修・全学教職員研修会への法人本部職員の参加等、法人と大学との協働関係の構築に向けた取組も行っている。このような取組は、教職員の資質向上を図るだけでなく、法人と一体となった教職協働の大学運営の推進につながっているものと判断できる。

大学運営の適切性についての点検・評価に関しては、単年度単位による実施に終わりがちであるため、今後の課題としては、大学の中・長期事業計画に掲げた目標を達成するため、中・長期のスパンを視野に入れた当該年度の点検・評価、取組の効果測定を行っていかねばならない。

以上のことから、本学の大学運営については、課題はありつつも、大学基準を概ね満たしていると考ええる。

《第10章 大学運営・財務（2）財務》

【財務一点検・評価項目①】

教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

＜評価の視点その1＞

大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定（私立大学）

＜評価の視点その2＞

当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

（1）現状説明

本法人は、経営基盤を強化するため、2017年9月に学校法人園田学園中期事業計画「2018年度から5～10年先を見据えた創造的戦略の推進」を策定した（根拠資料 8-1）。その中の戦略の一つに「大学の将来基盤を担う新学部・学科の創設」がある。この計画を実行すべく2021年4月1日開設に向けて、2019年度に文部科学省へ経営学部ビジネス学科の設置認可申請を行った。そこで、経営学部開設年度の前年度である2020年度から完成年度2024年度までの5年間の財政シミュレーション（財政計画）を策定した（根拠資料 10-28）。

この財政シミュレーションは、経営学部の設置が認可されたことを前提として作成したものであるが、経営学部設置が認可されれば法人全体の収容定員は次のとおり415人増加する。

経営学部設置前と設置後の法人全体の収容定員の増減

本法人の設置校	経営学部設置前	⇒	経営学部設置後
	収容定員		収容定員
園田学園女子大学	1410人		1890人
園田学園女子大学短期大学部	355人		290人
園田学園高等学校	1080人		1080人
園田学園中学校	120人		120人
園田学園女子大学附属園田学園幼稚園	120人		120人
園田学園女子大学附属学が丘幼稚園	240人		240人
合計（法人全体の収容定員）	3325人		3740人

※収容定員はいずれも学則・園則で規定した人数である。

※設置認可申請中の経営学部は入学定員120人（収容定員480人）である。

※短期大学部は2020年度から入学定員を210人から145人に変更したため、経営学部開設予定年度（2021年度）では収容定員が290人となる。

財政シミュレーションの学生生徒等納付金収入は、2020年度学生数見込みを積算基礎とし、今後の募集活動の推進による学生確保の見通しを加味して算出した。

本法人の経営において、新設学部、既設学部、本法人の各設置校の定員確保が最も重要なことであり、定員未充足の学部等があることで、学生生徒等納付金収入や経常費補助金の減収が経営状況に大きく影響している。学生確保のため、2018年度から2019年度にかけてブランディング事業を集中展開し、学生募集活動を強化するための予算を配分し実施した。この実施を受け、2020年度においては、ブランディング事業の効果の検証を踏まえた学生募集活動を展開していくために、ブランディング事業を一部継続しつつ、新設学部の学生募集活動費を含めた学生募集・広報費用として予算を配分している。また、施設設備を整え教育環境の向上を図るため、2017年度に園田学園中学校・高等学校の校舎、2018年度に2つある幼稚園のうち1園の園舎の改築を終えた。2020年度から2021年度の2か年では、大学校舎の4号館改築工事を行う計画である。人事関係では、5年間の教職員の採用等人事に関する計画を策定し（根拠資料 10-29）、これらの経費等を組み込み、「学校法人園田学園中期事業計画」に則した中期的な財政シミュレーションを策定した。

財政シミュレーションでは、新設学部の完成年度である2024年度には歳入歳出差額がプラスになる計画である。

新設学部の設置認可申請にあたっては、申請時において負債率25%以下、完成年度までの負債償還率20%以下という審査基準の要件を満たし申請するに至ったが、財務状況、経営状況を示す財務比率において「その他複数学部を設置する大学法人」の全国平均を下回っている（根拠資料 10-30、10-31）。

財務比率が全国平均を下回っている状況を改善するためには、定員を確保し、学生生徒等納付金収入や補助金収入を増額させることが本法人にとって最も重要な施策であることを認識している。今後、新設学部及び既設学部の学生確保に向けた施策を推進し、学生生徒等納付金収入を増やし、経常補助金減額率を減少させること等により、全国平均並の財務比率にすることを目標とする。

【財務一点検・評価項目②】

教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

＜評価の視点その1＞

大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

＜評価の視点その2＞

教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

＜評価の視点その3＞

外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

（1）現状説明

学校法人を取り巻く社会的諸要素が変容している中、園田学園中学校・高等学校及び大

学人間教育学部では入学定員を充足できていない状況が続いている（根拠資料 8-2 p.9）。

前述したとおり、本法人の経営において、新設学部、既設学部、本法人の各設置校の定員確保が最も重要なことであり、定員未充足の学部等があることで、学生生徒等納付金収入や経常費補助金が減収となり、2017年度から3年連続で経常収支差額がマイナスとなった。この状況を踏まえ、本法人の経営基盤を維持・強化するため、中期事業計画「2018年度から5～10年先を見据えた創造的戦略の推進」を策定し具体的推進策を進めており、大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画として「大学の将来基盤を担う新学部・学科の創設」「定員の安定的充足のための教育機能の充実と内部進学拡大」「耐用年数を経過した校舎の計画的改築」を策定した。

これらの施策を推進するため、限られた資金の効率的な利用、重点施策への資金の傾斜配分を行うべく、2020年度予算から2022年度予算においては、次のとおり、新設学部設置に係る経費、未充足の定員を充足するための戦略的な学生募集に係る経費、4号館の耐震建替工事に係る経費へ傾斜配分を行う。

新設学部設置に係る経費

2020年度予算	10百万円	図書
2021年度予算	38百万円	図書、機器・備品
2022年度予算	28百万円	機器・備品

未充足の定員を充足するための戦略的な学生募集に係る経費

2019年度予算	223百万円	ブランディング、学生募集
2020年度予算	162百万円	ブランディング一部継続、学生募集（新設学部含む）

4号館の耐震建替工事に係る経費

2020年度予算	223百万円	旧4号館解体、新校舎大学4号館建替工事
2021年度予算	897百万円	新4号館建替工事

「大学の将来基盤を担う新学部・学科の創設」については、2021年4月1日に予定している経営学部開設により、大学全体の収容定員が2019年5月1日現在1410人から経営学部の完成年度である2024年度には1890人となる。定員充足のため学生確保に向けた取組を行い、学生生徒等納付金収入や補助金収入の増額による財政基盤の強化を図る計画である。

「定員の安定的充足のための教育機能の充実と内部進学拡大」については、2019年度に高大連携会議を設置し、併設校の園田学園高等学校の教員と大学の企画運営部、入試広報部及び法人本部職員が原則毎月会議を開催し、内部進学率を高める施策について協議を行っている。

「耐用年数を経過した校舎の計画的改築」については、園田学園女子大学附属園田学園幼稚園、園田学園中学校・高等学校は既に改築工事を終えているため、計画的改築は大学の校舎がその対象となる。校舎の改築費は膨大な資金を要するため、校舎の改築計画（マ

スタープラン）を検討している（根拠資料 8-7）。

教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るために、私立大学等改革総合支援事業補助金の獲得をめざし、教育研究活動の充実と質の向上に全学的に取り組んできた。私立大学等改革総合支援事業については、2013年度から継続して申請を行い、採択に向けて教育改革を加速してきた。2013年度は「地域特色型」（タイプ2）、2014年度は「地域発展型」（タイプ2）、2015年度は「教育の質的転換」（タイプ1）及び「地域発展型」（タイプ2）、2016年度は「地域発展型」（タイプ2）、2017年度は「教育の質的転換」（タイプ1）及び「地域発展型」（タイプ2）でそれぞれ選定され、当該補助金を獲得した。2018年度は「教育の質的転換」（タイプ1）に申請するも選定されなかった。2019年度においては、教育改革のタイプの組み換え変更等により点数を積み上げられず申請することができなかったが、教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るために、今後も引き続き採択に向けて、私立大学等改革総合支援事業の指標に沿って取組を行い補助金の獲得をめざしていく。

科学研究費助成事業の2019年度本学採択者数は、大学新規3人、継続（延長含む）8人、短期大学部継続（延長含む）2人の合計13人であった。研究の分担者となったものは、大学新規2人、継続10人であった（大学基礎データ表8）。

現在、研究活動については、附属機関である社会連携推進センター地域連携・研究支援ユニットにおいて支援を行っている。地域の自治体との連携協定の中で行う事業の調査研究を通して研究レベルを上げ、採択につなげる取組の支援等、応募数、採択数ともに増加するよう研究活動の推進を図っている。

寄付募集については、大学開校以来取組を行ってこなかったが、今後はこの制度を取り入れ学生生徒等納付金以外の収入の一つとして積極的に獲得していく。2020年度は、規程の整備を行い、文部科学省に特定公益増進法人の証明を受ける予定である。

2020年度から2021年度にかけて大学校舎4号館の耐震改築工事を行い、その財源としては、現金預金、日本私立学校振興・共済事業団からの借入金、耐震補助金を充当する予定である。

なお、学生生徒等納付金以外の収入に関し、資金運用においては「学校法人園田学園資金運用規程」に基づき、高リターンは見込めないが、安全性を優先した着実な資金運用を行っている（根拠資料 10-32）。

（2）長所・特色

なし。

（3）問題点

新設学部開設予定年度の前年度（2020年度）から完成年度（2024年度）までの5年間の財政シミュレーションでは、2024年度に歳入歳出差額、経常収支差額をプラスにする計画であるが、数年にわたり入学定員を充足していない学科があり、学納金収入の減額が累積している現状がある。その対策として2020年4月に設置予定である「広報戦略室」を中心に、定員未充足の原因分析を行い学生確保に向けた取組を推進していく一方、財政シ

ミュレーションの算定額と入学者予測数が著しく減少した場合等現実との乖離が大きくなった場合のリスクシミュレーションの策定が必要である。

（４） 全体のまとめ

本学の財政シミュレーションは、法人の全設置校の状況を含めて策定している。建物の耐震改築のため、2017 年度は園田学園中学校・高等学校の校舎全体の解体・改築、2018 年度は園田学園女子大学附属園田学園幼稚園の園舎全体の解体・改築を行った。

また、2020 年度から 2021 年度にかけて大学校舎 4 号館の耐震改築工事を行い、その財源としては、現金預金、日本私立学校振興・共済事業団からの借入金、耐震補助金等を充当することとしている。なお、借入金については、一時的に担保となる不動産は十分に保有していることから資金調達が可能であり、教育水準の維持・向上、安定的な雇用を継続することができる。

新設学部の開設を 2021 年 4 月に控え、完成年度の 2024 年度までの財政シミュレーションという形で、主な施設・設備、人件費等を盛り込んで策定したが、具体的な事業内容とその資金計画が可視化できていない等、財政計画としては十分であるとは言えないため、今後はより具体的な財政計画の策定を行う必要があると認識している。

《終章》

本学は、「経験値教育により、他者と支えあう人間の育成」を教育理念に掲げ、地域と共に歩む地（知）の拠点となるべく、教育・研究・社会貢献を推進してきた。2013 年度に採択された「地（知）の拠点整備事業（大学 COC 事業）」（2013 年度～2017 年度）において「〈地域〉と〈大学〉をつなぐ経験値教育プログラム」をテーマに教育改革を行い、本学の教育の最大の特徴である「経験値教育」、その教育で身に付けることができる「経験値」を目標にした教育課程「経験値教育プログラム」を構築してきた。経験値教育とは、教室で学んだ知識を、具体的な経験を重ねることで社会の中で活かし、生きていく知恵や力に変える循環型の学びを促す教育を指す。その後、大学 COC 事業は、「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（大学 COC+事業）」（2015 年度～2019 年度）に継承され、地域が求める人材を育成するための教育改革を実施し、教育の質の保証に努めてきた。

この間、内部質保証体制を構築すべく、自己点検・評価報告書の作成、外部評価体制の整備、事業計画書の見直しを行い、それに基づく PDCA サイクルの機能化を開始した。体制構築は途上であり、課題はあるものの、全学的に目標を設定し適切性を検証することを強く意識した取組が始まっている。

ここでは、まず、各章ごとの総括を行いたい。

<第1章 理念・目的>

建学の精神「捨我精進」を基盤に、教育理念に掲げている「経験値教育」の体系化と実質化を図るというビジョンのもとで取り組んでいるが、教職員・学生の理解度が十分高いとはいえず、「経験値」と「卒業認定・学位授与の方針」との関係性を明確にし、4 年間の教育課程全体における経験値教育プログラムの設定が今後の課題である。

<第2章 内部質保証>

本学の内部質保証は、「内部質保証の方針」に基づいて、運営会議を中心に推進している。毎年、全学自己点検・評価委員会による自己点検・評価を行い、運営会議は、自己点検・評価結果及び外部評価委員会の検証結果について審議し、関係部署に改善指示を出し報告を受けている。しかし、内部質保証システムの適切性の検証は、取組内容の評価に留まっている。今後は、自己点検・評価システムの妥当性についても評価を行うとともに点検・評価を充実させ、内部質保証の PDCA サイクルの有効性を向上させていく。

<第3章 教育研究組織>

本学の教育研究組織は、大学の理念を踏まえて設置し、それぞれの組織が相互に有機的に連携を図りながら、教育目標を実現させるための教育研究活動を展開している。組織の創設・改編、学部の変遷等からもわかるとおり、本学の教育研究組織は、時代の変化や社会の要請、学問の動向等に配慮したものとなっている。

本学は、教育研究の成果及び教育資源を社会に提供し、地域社会の幅広いニーズに応え続けている。その実績を踏まえ、2013 年度には学長を機構長とする横断的な組織として地域連携推進機構を設置した。そして、2018 年度には社会連携推進センターを設置し、地域連携事業と総合生涯学習センターの生涯学習事業に研究支援事業を併せ持つ組織づくりを行った。

<第4章 教育課程・学習成果>

教育理念である「経験値教育により、他者と支えあう人間の育成」のもと、大学全体レベルの教育・研究・社会貢献の方針を踏まえた「卒業認定・学位授与の方針」を定めており、その実現のための教育課程を「教育課程の編成・実施方針」に基づき編成している。教育課程の編成・実施にあたっては、大学設置基準や資格養成課程に関する関係省庁の法令に準拠し、その順次性、体系性に配慮している。教育課程に応じた学内の諸規定を整備し、単位の認定や学位授与を適切に実施している。教育の質の向上に関しては、FD 委員会を中心にした授業方法の研修やシラバス内容の改善を進めている。また、学生 FD 委員会の設置や SA・LA 制度を全学的に展開する等、効果的に授業を行うための措置を講じている。

本学の教育の特色である理論と実践を結び付けた経験値教育については、大学 COC 事業の採択を受け、学部学科横断型の「経験値教育プログラム」を構築している。また、学習成果の可視化として、経験値アセスメントを策定、実施している。

教育課程の質を保证するための PDCA サイクルの構築については、学長のリーダーシップのもと、2019 年度には教学担当の副学長を置き、2021 年度には教学マネジメント委員会を新設し、教学マネジメント体制の整備、強化を図ることを計画している。

<第5章 学生の受け入れ>

学生の受け入れについては、多様な入学試験を実施し、オンラインの活用により受験生の便宜を図りつつ、公正な入学者選抜を行うための体制を整備し、適切に学生の受け入れを行っている。しかしながら、収容定員を充足させることができておらず、最重要課題であると認識している。その原因の一つに、学生募集の戦略が断片的、逐次的となっていることがあると考えている。PDCA サイクルを機能させるために委員会組織を再構築し、適切性の検証ができるよう改善・向上し、定員充足に努める。

<第6章 教員・教員組織>

本学は、大学として「求める教員像」並びに大学及び各学部の「教員組織の編制方針」を学内で共有し、教員の募集・採用、昇任は、規程・基準を整備し、定めた手続に従って適切に行っている。また、大学共通科目を専ら担当する教員組織を持たず、学部学科所属の教員が分担し、運営している点が特色である。このことから学部学科を超えた人間的なつながりも形成でき、「学生と教員との距離が近い」というプラス評価を得続けている要因の一つと考える。さらに、全学の教員の顔が互いに分かる組織づくりの一助にもなり、小規模大学の強みである教員の組織力が育まれている。FD 活動は教員、学部学科、大学の三つのレベルに留意して組織的かつ多面的である。

<第7章 学生支援>

学生支援については「学生支援基本方針」に基づき、教務課、学生課、保健指導室、キャリア支援課で学生支援のワンストップサービスができる体制を整えている。

学修支援については、奨学金手続の支援や本学独自の奨学金支援の充実に取り組み、多くの学生が奨学金支援を利用している本学において、より質の高い経済的支援をめざしている。

生活・健康支援については、課外活動の支援、障がいのある学生に対しての支援等、自主的に豊かな学生生活を送れるように支援している。

キャリア・就職支援については、キャリア支援課の職員が一人 30 分の個人面談を全学

生と実施することによって、全学生の名前と顔、状況を把握することができ、学科教員やOGとの連携並びに企業担当者への紹介が容易となり、より円滑で確実な支援を可能としている。

2019年度末からの学生支援におけるCOVID-19への対応については、感染拡大防止による2020年度当初の大学構内への学生立ち入り禁止措置により、遠隔授業を行った。5月半ばから一部対面授業再開したが、遠隔授業が続いたため、遠隔授業対応のためのインターネット支援やアルバイト収入減等への学内外の給付金対応・学費減免支援等により、学修環境及び学生生活の確保をすることができた。就職支援についても対面での支援が困難であったため、電話、インターネットを介してオンラインでの就職支援環境整備を行い、学生の就職活動を支援した。また、COVID-19への不安やそれに関係する悩み等を話せる窓口として、学生ポータルサイトにて教学支援部、学生支援部、保健指導室・学生相談室を紹介し、対面、メール、電話等で対応している。2020年度については、平常時の支援には及ばないものの、生活・健康支援、経済的な支援、就職支援等で可能な限りの支援を行っている。

<第8章 教育研究等環境>

施設や設備の更新は、「教育研究等環境の整備に関する方針」に従い、順次実施している。

教員が健康・教育・生活に関わる基礎的研究、それに基づく応用的・実践的な研究に取り組むため、学内の共同研究制度により地域志向研究や若手による研究推進と外部資金への応募促進を図っている。

研究の倫理性、適切性の確保のため、研究倫理についての規定し、委員会組織を整備している。研究倫理の向上と研究活動における不正防止のため、全教職員を対象にパンフレットの配布や研究倫理e-ラーニングの受講を義務付ける等、研究倫理を遵守するための措置を講じている。

<第9章 社会連携・社会貢献>

本学の「社会連携・社会貢献に関する方針」に基づき、学内外に拠点を置き、地域連携活動、公開講座、シニア専修コース、スポーツ、国際交流等による取組を行っている。これらの実績を踏まえ、2013年度に大学COC事業、2015年度には大学COC+事業に採択された。2016年度の大学COC事業の中間評価では、①「まちの相談室」で地域のニーズを発掘し、教育・研究に反映したこと、②学部学科横断の必修、地域志向科目「つながりプロジェクト」の開講により、社会連携・社会貢献活動を教学に確実に位置付け、専門職を養成する特質を強化したこと、③学習成果指標「経験値」を設定し、経験値教育を具現化する仕組みを構築したことにより、「S評価」を得た。この取組を基礎に、教育・研究・社会貢献のすべてにわたり地域に根ざした大学づくりと人材育成を推進している。

<第10章 大学運営・財務>

事務局・附置・附属機関等組織の教職員配置、FD研修の事務職員参加等、戦略的な大学運営を推進する教職協働体制の構築に向けた取組を行い、法人と一体となった大学運営を行っている。経営学部の開設を2021年4月に控え、完成年度の2024年度までの財政シミュレーションについて、主な施設・設備、人件費等を盛り込んで策定したが、より確実な財政計画を立てる予定である。

最後に、本学の今後の展望についてまとめておきたい。

本学は、学園設立時より、地域の学びの場を提供する知の拠点として教育・研究・社会貢献についての取組を継続して推進してきた。近年の教育改革においては、「経験値教育」を柱に、高度情報化、複雑化する社会において、女性が社会的、精神的、経済的に自立できるよう、学位プログラムごとに教育の質を保証しつつ、社会に有用な実践的な力を身に付けた人材を輩出してきた。

「経験値教育」は 2002 年度に教育のコンセプトを示す語として提示し、約 20 年の間にその具体化、実質化を図るべく、教育課程、教育内容、教育方法等、全学的に運営会議から指示を出し、大学全体、学位プログラム、科目ごとのそれぞれで検討を加え、実施、検証を行ってきた。

その過程で内部質保証システムを構築し、PDCA が機能しているかどうか、それぞれの組織（部署、委員会）、教職員の個別の取組の PDCA が機能しているか、全体としてどのように機能しているのか等、様々な課題を確認することができた。自己点検・評価を事業計画書と連動させ、学部・学科・部署が自ら成果指標を設定することを始めたが、適切性の検証を行うための指標や検証方法の設定、確立について十分取り組むことができず、今後課題が残っていると考えている。組織、教職員の個々の課題を運営会議で全学的な視点で検証し、中・長期的なビジョンのもと、教職員一体となって取り組むための仕組みをつくることをめざしていきたい。小規模大学の特性を活かし、日々の取組の中で、常に適切性の検証を意識しながら実行できるよう内部質保証システムを充実させるとともに、教職員一人ひとりが課題に真摯に向き合う土壌が定着していくよう努力を続けなければならない。

このように内部質保証システムを実質化することが課題ではあるが、さらに重要であるのは、定員を充足していない学科があることである。学部学科の教育目標や教育内容について、学科ごとに検証し、改善を重ねてきたが、結果として定員を満たしていない。この課題は、最優先すべきものであると認識し、全学一丸となって施策を講じなければならない。

2021 年度には、経営学部ビジネス学科を開設する。少子高齢化が進み、社会状況が変化する中、女性の活躍こそが国、地域、企業等の成長の原動力であるとの認識から、AI では代替されにくい人間性豊かな技能や専門的な知識を身に付けた人材を育成することをめざす学部である。多様化、複雑化する社会課題に対して、単一の専門職だけでは解決することが困難な時代となり、多職種間連携が求められている。経営学部の教育・研究で身に付ける力は、人間健康学部・人間教育学部で養成する専門職でも必要である。3 つの学部がそれぞれ特色ある教育・研究を展開するとともに、学部を横断・連携することにより、より深く地域課題に向き合い、地域の活性化と課題解決の拠点となることができるものと考ええる。

さらに、2021 年度には、2030 年度までの 10 年間の中・長期計画「SONODA VISION 2030」を策定し、公表する。そこでは「凛としてしなやかに、地域とともに、社会をきりひらく女性の育成」を基本理念とし、大学の使命を定めた上、第 1 期（2021 年度～2024 年度）、第 2 期（2025 年度～2027 年度）、第 3 期（2028 年度～2030 年度）の行動目標を

明確にする。その上で、適切な定性的・定量的な成果指標を設定し、アクションプランを立て、事業計画と連動しながら推進していくことをめざしていく。このことにより、社会がめまぐるしく変化し、人々の価値が多様化するなか、高等教育機関として、本学が真に地域に必要なかけがえのない存在であり続けることができるものと考えている。